（参考2）

参　考　資　料

各国の総人口の推移と今後の見通し

資料Ⅱ－１－１

○ 我が国の人口は、主要国と比較してかなりのペースで減少していく見通し。
○ 現在、我が国の人口は世界で概ね10位前後となっているが、国連の推計によれば、2070年には26位まで低下する見通し。

主要な先進国・アジア諸国の人口の推移
（2021年＝100）

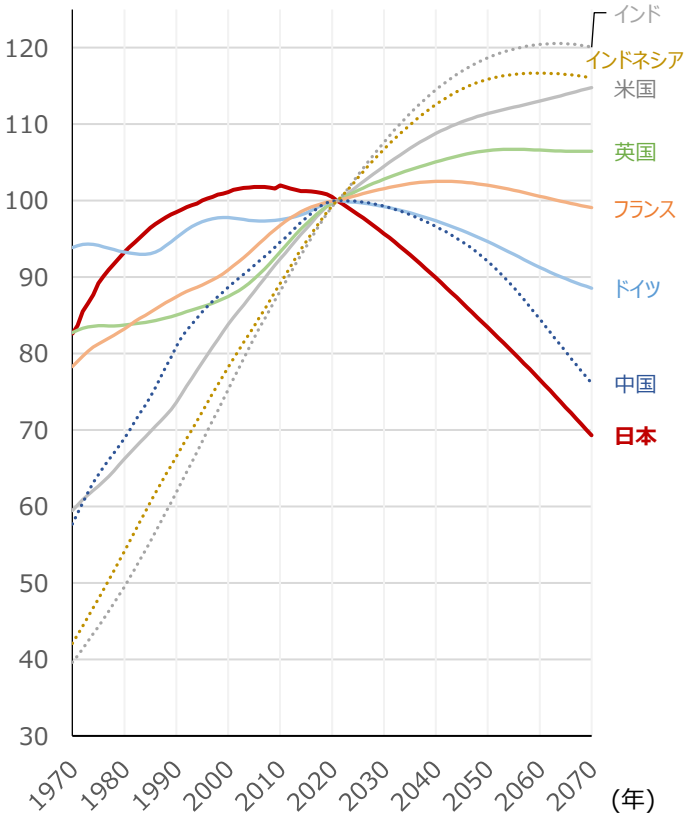

各国の人口（2021年）

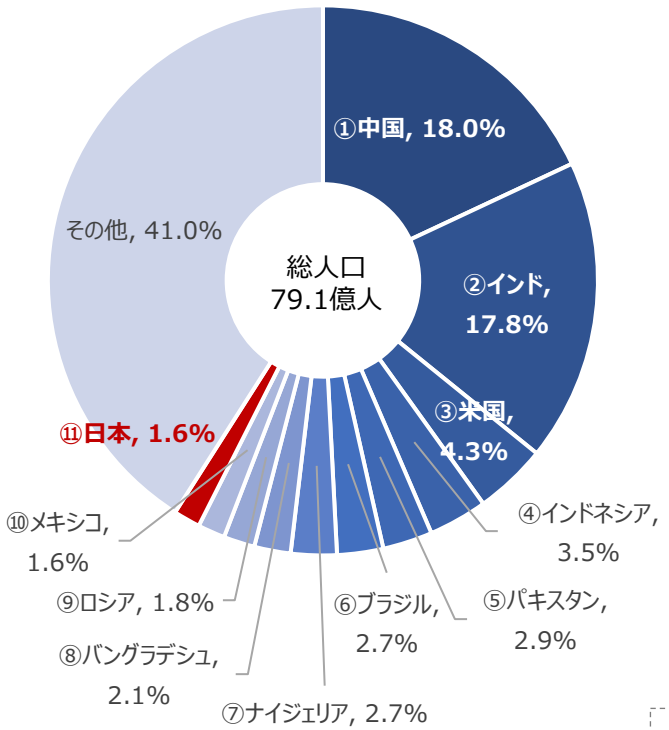

各国の人口（2070年）

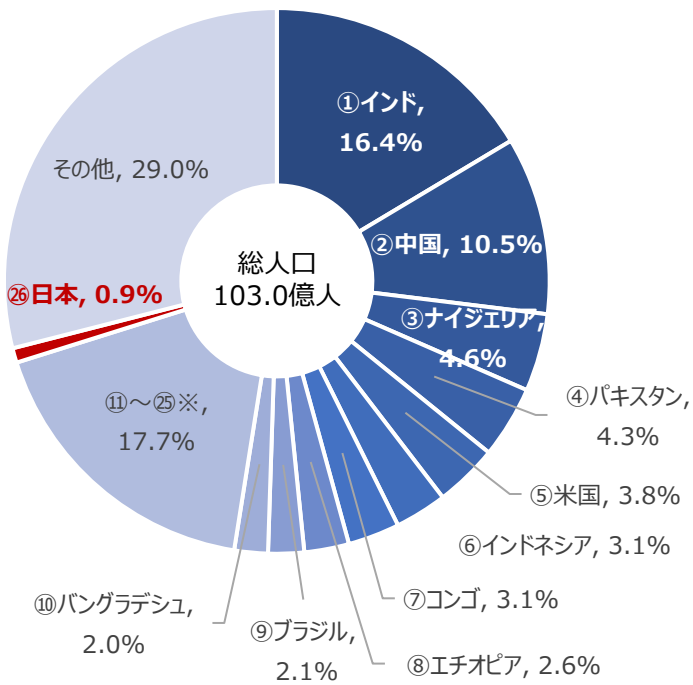

（※）⑪エジプト、⑫タンザニア、⑬フィリピン、⑭メキシコ、⑮ロシア、⑯ウガンダ、⑰スーダン、⑱ニジェール、⑲ベトナム、⑳ケニア、㉑アンゴラ、㉒アフガニスタン、㉓イラン、㉔トルコ、㉕イラク

（出所）左図：UN “World Population Prospects 2022”、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）
右図：UN “World Population Prospects 2022”

高齢者・生産年齢人口の推移と見通し

資料Ⅱ－１－２

○ 我が国の高齢者比率は、足元ではやや伸び率が鈍化しているが、2030年前後より再び大きく増加し、その後も増加していく見通し。
○ 生産年齢人口比率は、足元では概ね横ばいとなっているが、2030年前後から再び大きく減少する見通し。

高齢者（65歳以上）の割合

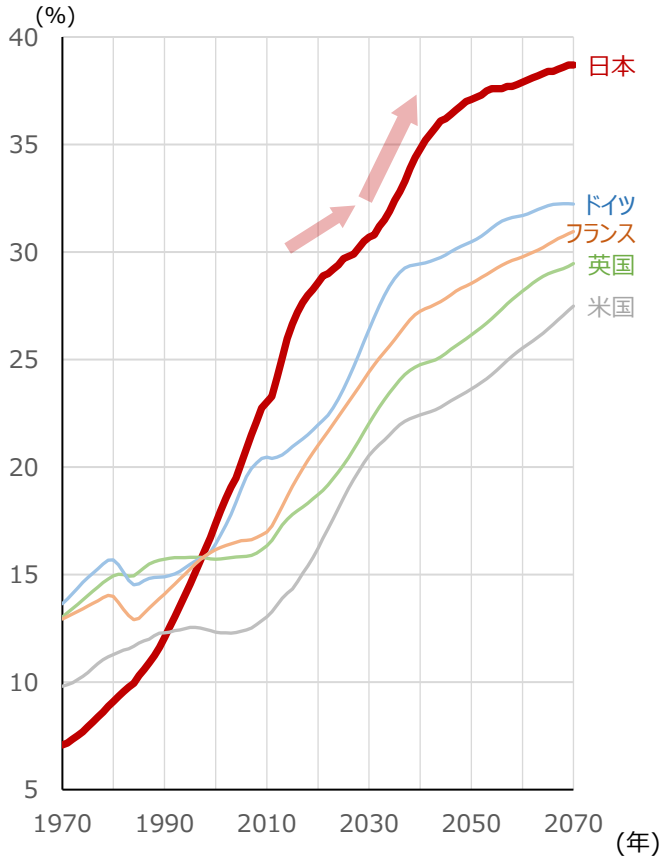

各年齢別人口
（2022年10月1日時点）

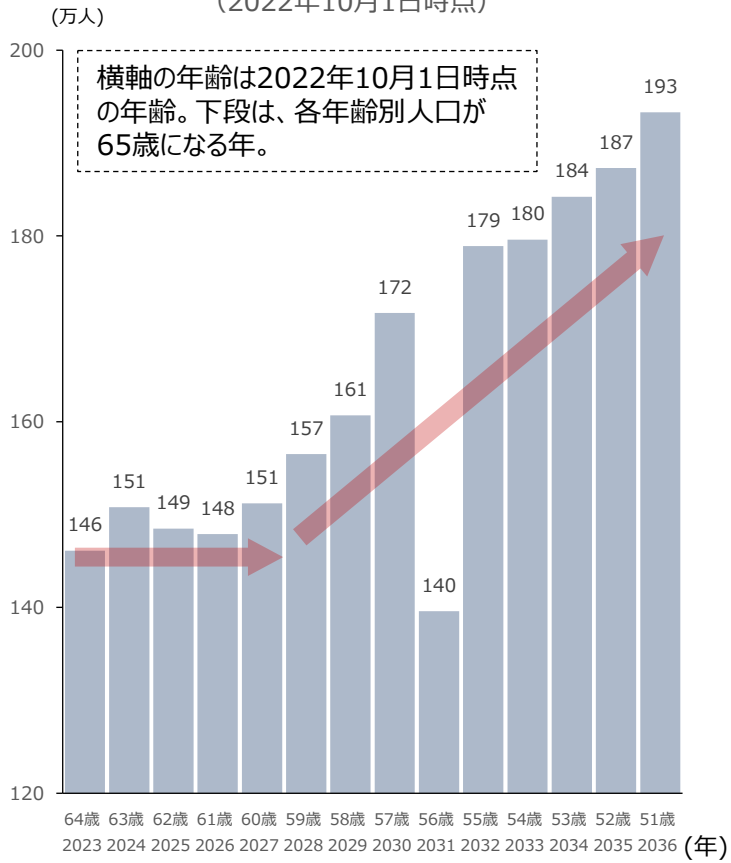

生産年齢人口（15～64歳）の割合

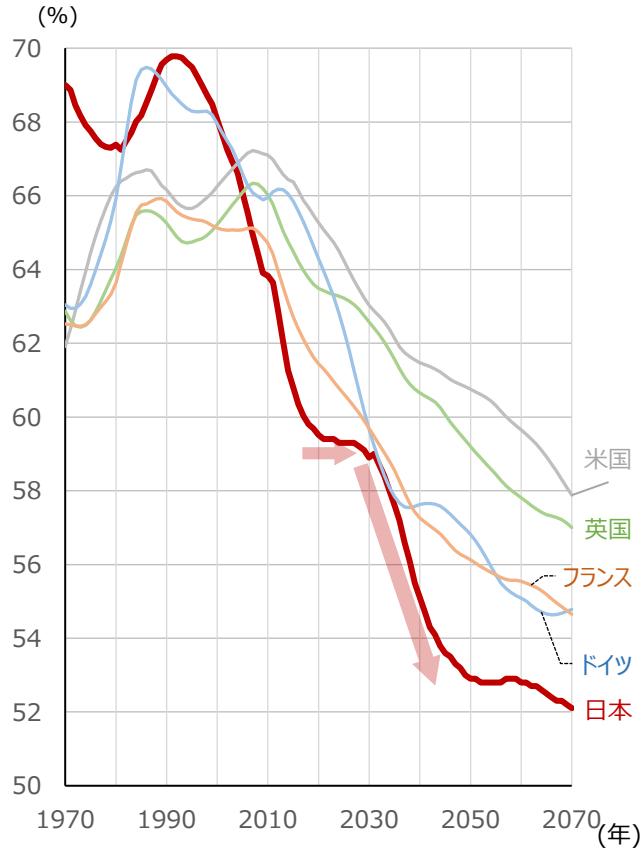

（出所） UN “World Population Prospects 2022”、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）

就業者数・潜在成長率の推移

資料Ⅱ－１－３

○　我が国の就業者数は、2010年代には増加傾向にあったが、近年頭打ちの傾向。
○　今後の人口動態や就業者数の変化を見据えながら、経済成長と財政健全化の両立を図っていくことが重要。

就業者数の推移（2000年＝100）

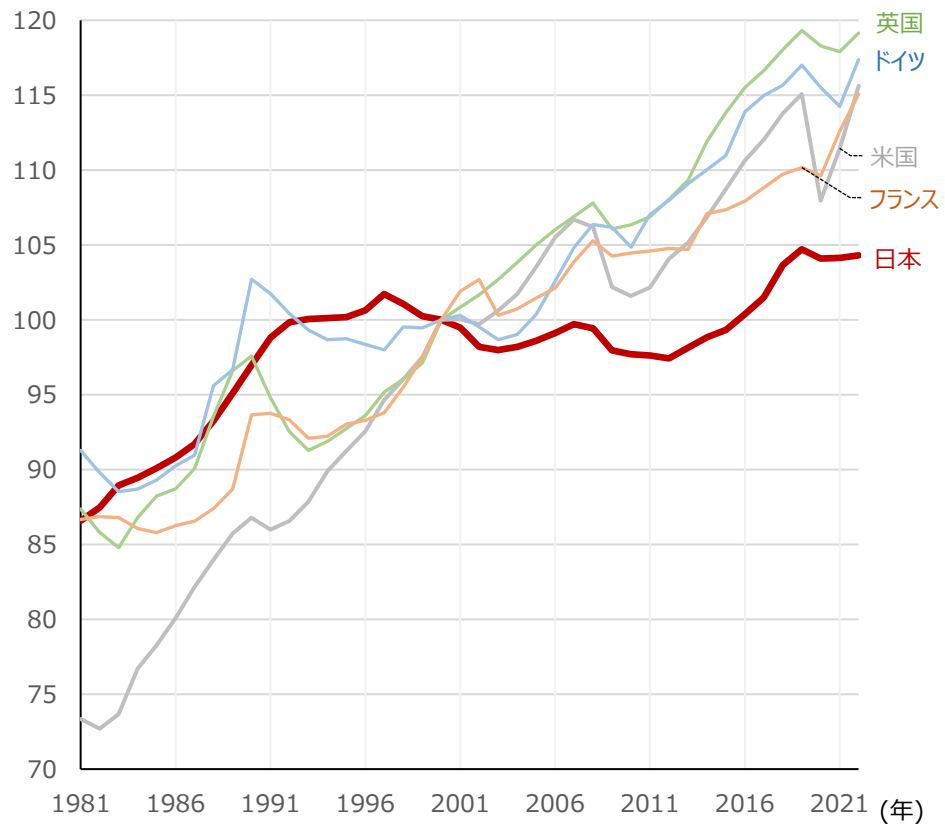

日本の潜在成長率の推移

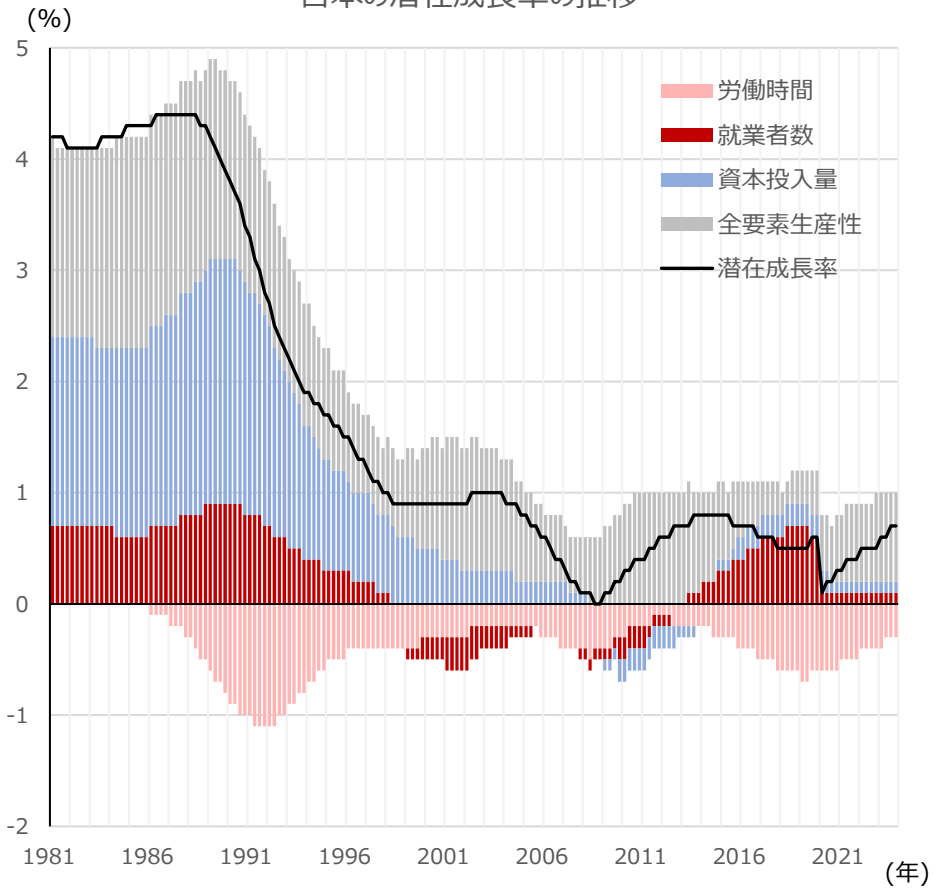

（出所）　OECD Stat、総務省「労働力調査」、内閣府資料

主要中央銀行の金融政策と各国の物価上昇率

資料Ⅱ－２－１

○　主要先進国は、コロナ禍以降の物価高に対応するため、政策金利を段階的に引き上げ。

○　こうした対応の結果、主要先進国で一時は８％を超えた物価上昇率は、足元では我が国も含めて３～４％で推移している状況。

各国の政策金利の推移

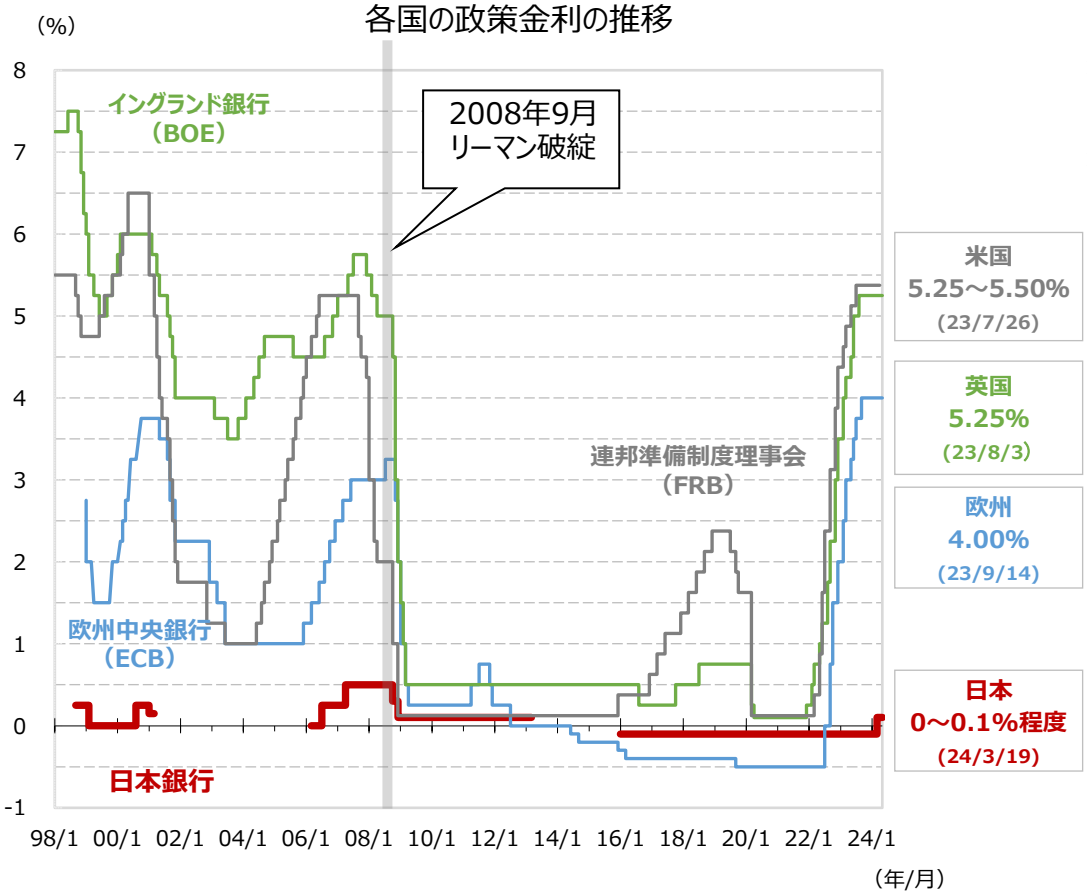

各国の消費者物価上昇率（総合）の推移

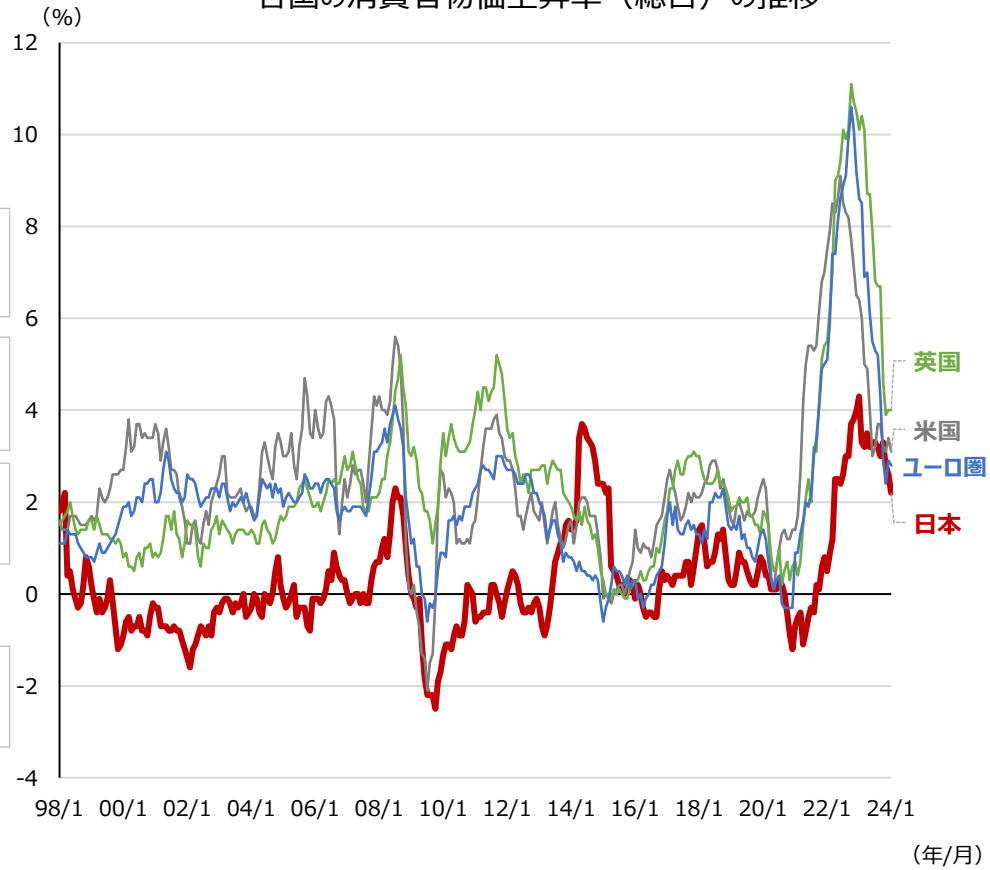

（注1）表示している各国中央銀行の政策金利は次のとおり。
日本銀行(BOJ)は、2013年4月までは無担保コールレート(O/N)、2016年1月～2024年2月は日銀当座預金の一部に適用する金利、2024年3月以降は無担保コールレート(O/N)。
欧州中央銀行（ECB）は預金ファシリティ金利。英国イングランド銀行（BOE）はバンク・レート。
米国連邦準備制度理事会（FRB）はフェデラル・ファンド・レート（誘導目標は2008年12月以降レンジ化しており、グラフは中央値にて表示。なお、レンジ幅は0.25%）。

（注2）日本銀行(BOJ)は、金融市場調節の対象を、2001年3月19日～2006年3月9日の間は日銀当座預金残高、2006年３月10日～2013年4月３日の間は無担保コールレート(O/N)、2013年4月4日～2016年9月20日の間はマネタリーベース、2016年9月21日～2024年3月19日は長短金利（短期金利は日銀当座預金の一部に適用する金利）、2024年3月21日以降は無担保コールレート(O/N)。

（出所）左図、右図いずれもBloomberg。

我が国の物価と金利の推移

資料Ⅱ－２－２

○　我が国の足もとの消費者物価上昇率（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、３％程度となっている。これは、2014年の消費税率引上げのタイミングを除けば、1990年代前半以来の上昇率。

○　10年債金利は、2022年頃までは概ね０％近くで推移していたが、昨年夏以降は、１％をやや下回る水準まで上昇。

消費者物価の推移

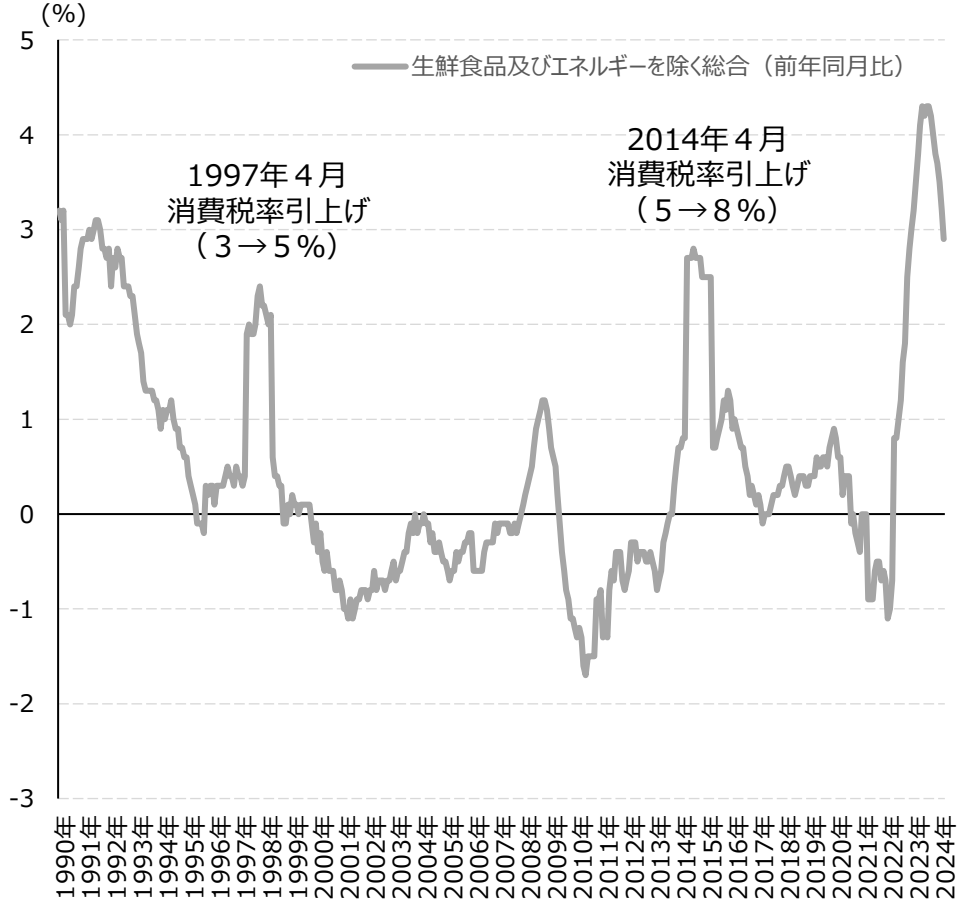

国債金利（10年）の推移

（出所）左図は総務省「消費者物価指数」、右図はBloomberg。

国債発行総額の推移

資料Ⅱ－２－３

○　令和６年度の国債発行額は、コロナ禍直後の水準に比べて減少しているが、コロナ禍以前と比べれば、概ね30兆円程度増加している状況。

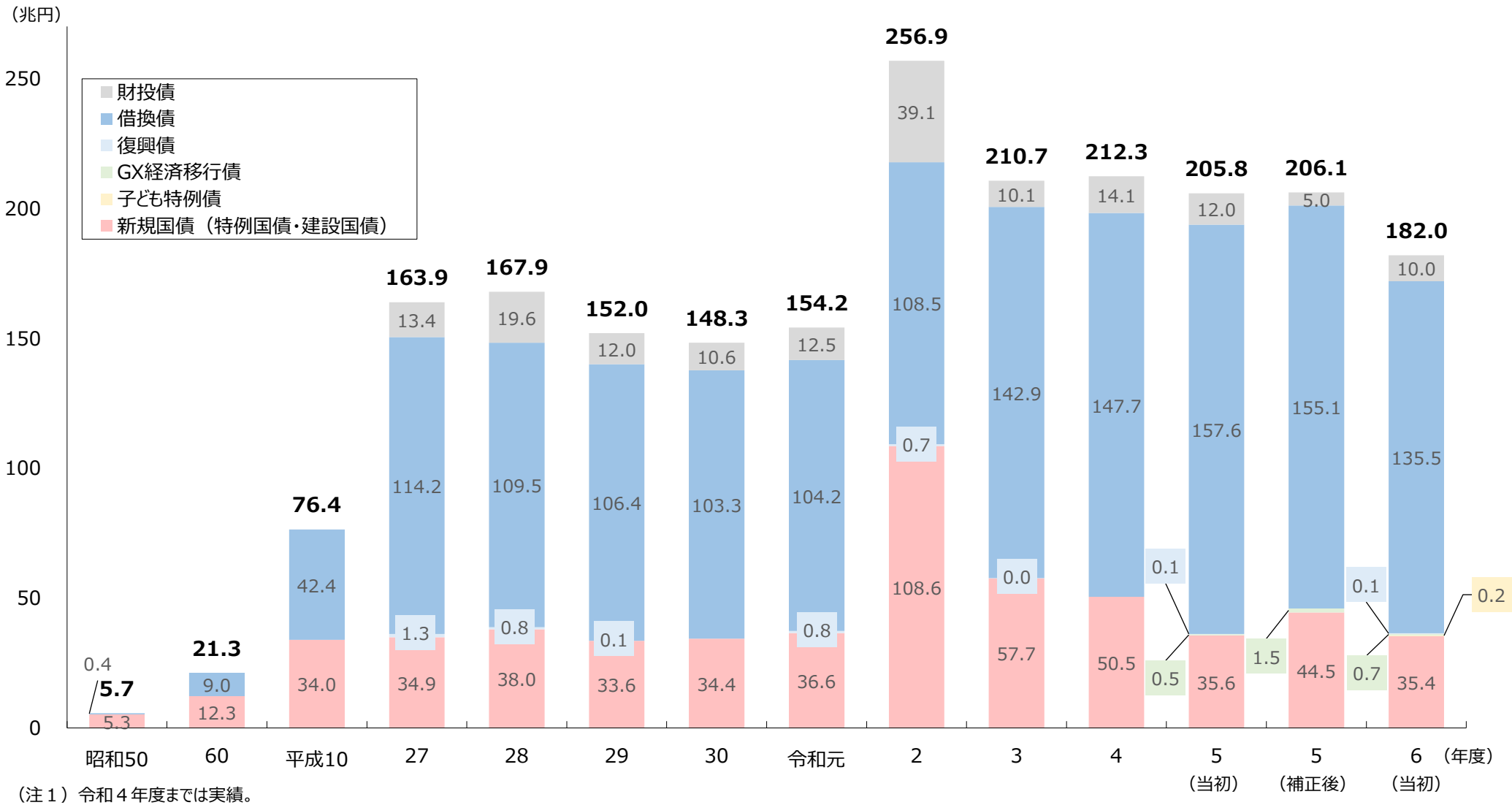

（注１）令和４年度までは実績。
（注２）計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

市中発行額と平均償還年限の推移

資料Ⅱ－２－４

○　国債のカレンダーベース市中発行額を見ると、コロナ禍直後は短期債の比率が大きく上昇したが、その後は短期債の発行額を縮小し、相対的に中長期債・超長期債の割合が増加したことにより、国債の平均償還年限は、コロナ前の状況に戻りつつある。

カレンダーベース市中発行額の推移

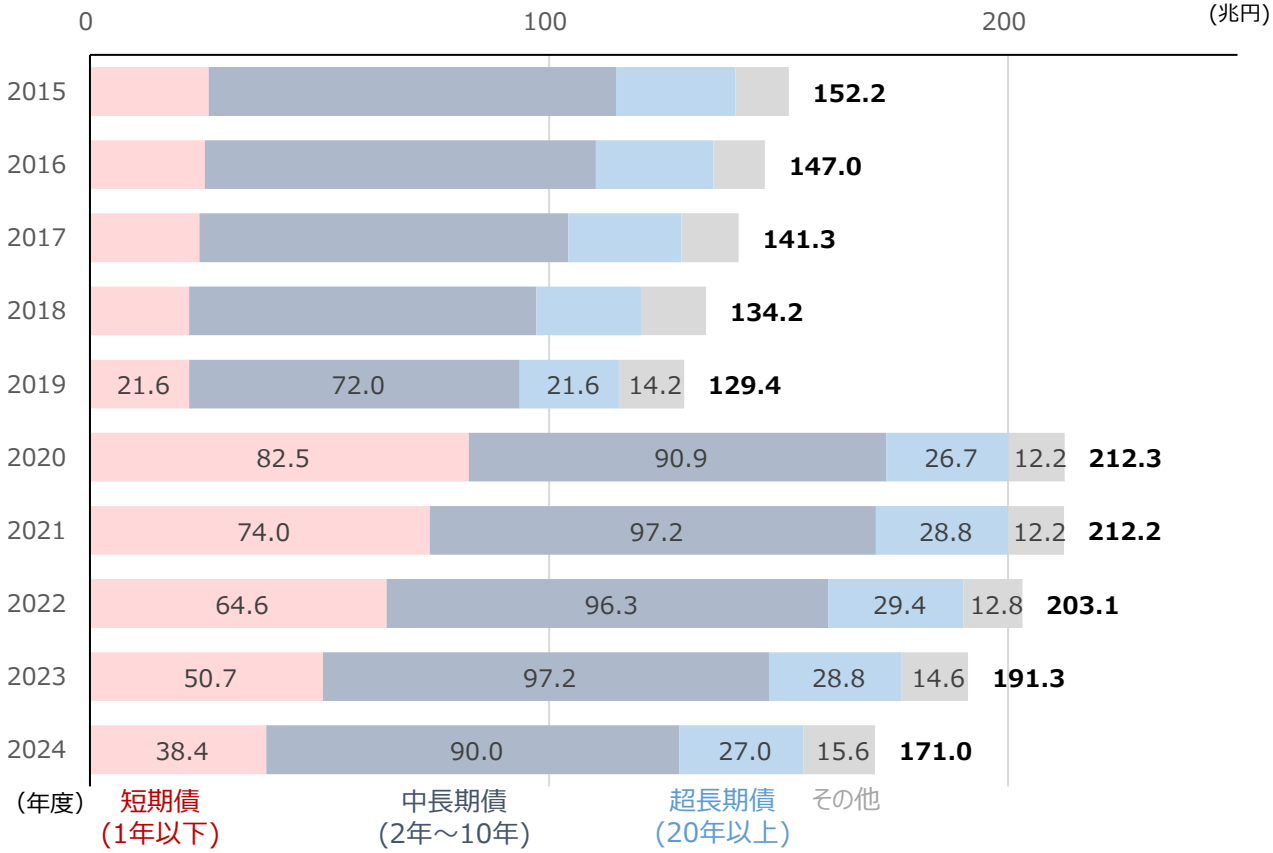

国債の平均償還年限
（カレンダーベース（フロー））

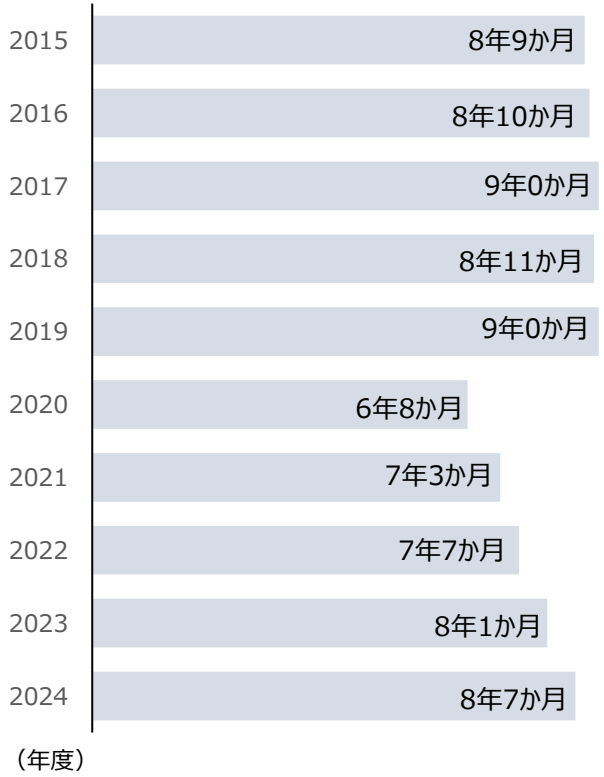

（注１）2022年度までは最終補正、2023年度は12月変更後ベース。2024年度は当初。
（注２）その他には、物価連動債、流動性供給入札、クライメート・トランジション国債含む。
（注３）短期債（１年以下）＝TB

（注）2022年度までは実績、2023年度以降は当初予算ベース。

国債の保有者別割合の推移

資料Ⅱ－２－５

○　量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行の保有割合が高まる一方、銀行等の割合は減少。また、海外の割合も緩やかに増加。

○　令和６年３月には金融政策の見直しが行われた中で、今後とも国債の安定的な発行を図っていくため、財政に対する市場の信認を引き続き維持していく必要。

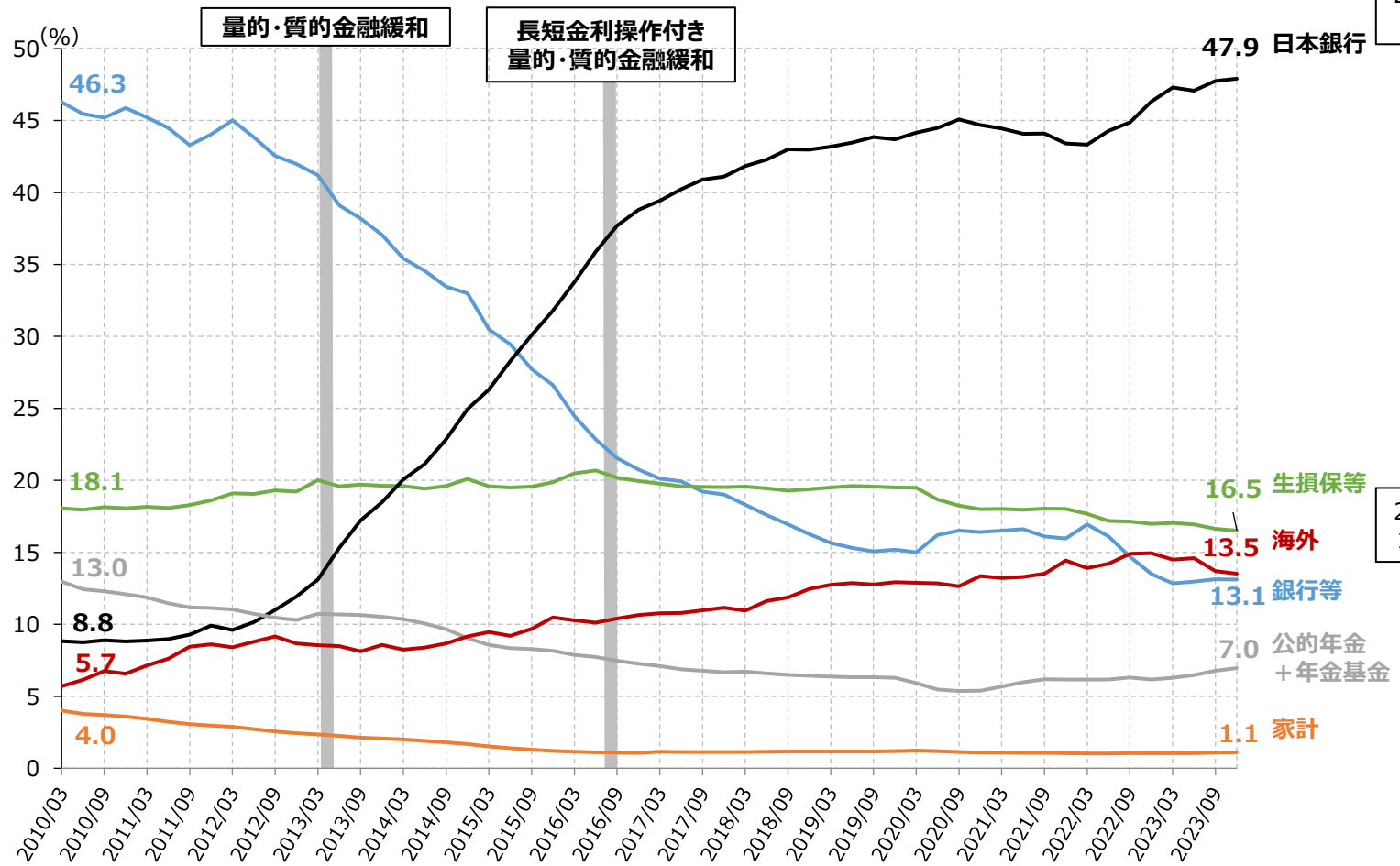

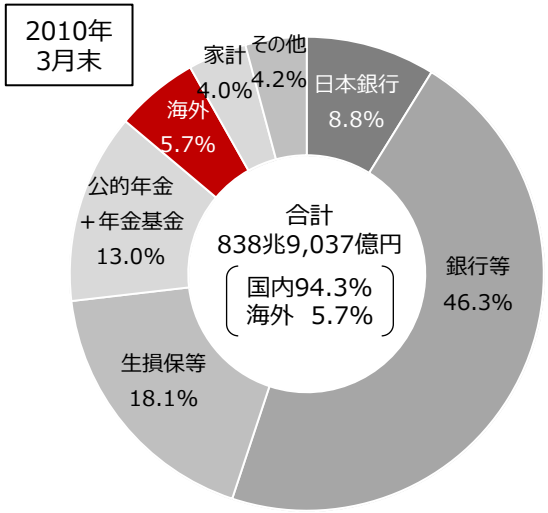

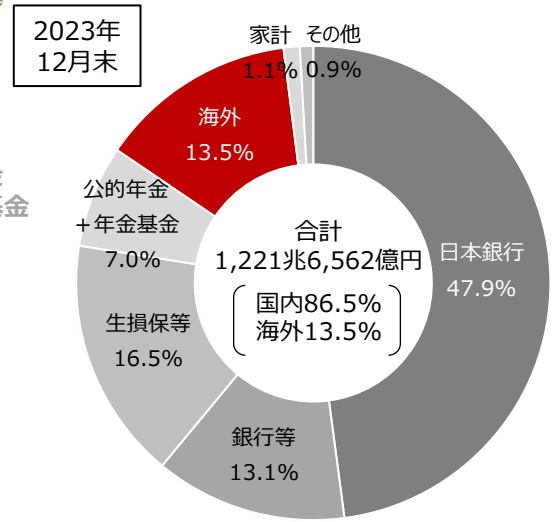

（出所）日本銀行 「資金循環統計」
（注１）「国債」は「財投債」や「国庫短期証券(T-Bill)」を含む。
（注２）「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。
（注３）「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

日本国債の格付の推移

資料Ⅱ－２－６

○ 日本国債の格付は、消費税率引上げの延期などを契機に主要格付会社が引き下げた後、Ａ＋～Ａで維持されている。
○ 例えばアジア諸国と比較すると、日本国債の格付は、概ね中国と同程度、韓国や台湾をやや下回る格付となっている（次頁）。

〔格下げに当たっての主な指摘〕

Moody's (2014.12)	・経済再生の停滞や消費増税の延期など、財政赤字削減目標の達成が不確実 ・構造改革を通じた中期的な経済成長に向けた施策の有効性が不確実 ・日銀の金融緩和や財政再建に係る不確実性の高まり等により国債利回りが上昇する可能性　等
S&P (2015.9)	・2011年～2014年にかけて平均経済成長や物価上昇率が鈍化 ・アベノミクスによる経済効果が、当初の期待されていたよりも低位に止まると予想 ・世界的金融危機等を背景に歳入を押し下げる一方、高齢化に伴い歳出が継続的に増加 等
Fitch (2015.4)	・消費増税が延期され、かつ延期分を穴埋めする代替的措置が予算に盛り込まれていない ・財政再建に対する政治的なコミットメントが不明確 ・債務残高や純金融債務の対GDP比が比較的急速に悪化　等

S&P Fitch	Moody's
AAA	Aaa
AA+	Aa1
AA	Aa2
AA-	Aa3
A+	A1
A	A2
A-	A3

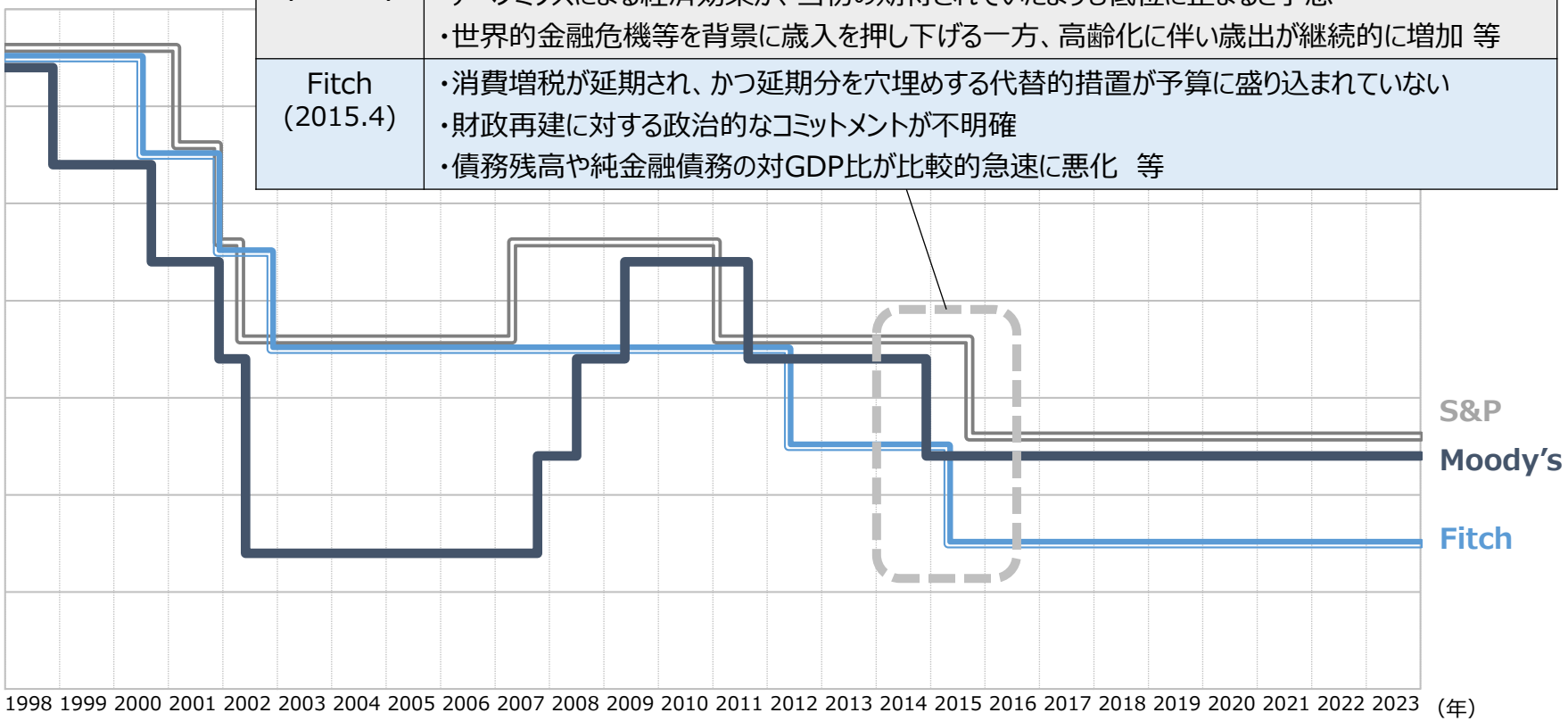

主要国の国債格付の比較

資料Ⅱ－２－７

自国通貨建長期債務　2024/3/5現在（出所：Bloomberg）

	Moody's				S&P				Fitch			
Aaa/AAA	アメリカ カナダ オーストラリア	ノルウェー デンマーク オランダ	スウェーデン シンガポール スイス	ルクセンブルク ニュージーランド ドイツ	カナダ オーストラリア デンマーク	スウェーデン オランダ ノルウェー	シンガポール スイス ルクセンブルク	ニュージーランド ドイツ リヒテンシュタイン	オーストラリア デンマーク スウェーデン	ルクセンブルク オランダ	ノルウェー シンガポール	スイス ドイツ
Aa1/AA+	フィンランド	オーストリア			アメリカ	台湾	フィンランド	オーストリア	アメリカ カナダ	ニュージーランド	フィンランド	オーストリア
Aa2/AA	フランス	韓国			アイルランド 韓国	ベルギー カタール	チェコ フランス	イギリス	台湾			
Aa3/AA-	ベルギー イギリス	アイルランド	台湾	チェコ	イスラエル	スロベニア	エストニア		アイルランド 韓国	ベルギー フランス	チェコ クウェート	イギリス
A1/A+	日本	中国			日本 スロバキア チリ	中国 クウェート	ラトビア リトアニア	アイスランド	イスラエル マルタ	サウジアラビア	エストニア	中国
A2/A	アイスランド ポーランド	リトアニア イスラエル	スロバキア	マルタ	スペイン	サウジアラビア	ポーランド	マレーシア	日本	アイスランド	リトアニア	スロベニア
A3/A-	ラトビア	スロベニア	ポルトガル	マレーシア	マルタ	タイ	ポルトガル		スペイン ポーランド	スロバキア チリ	ポルトガル	ラトビア
Baa1/BBB+	スペイン	ペルー	タイ	ブルガリア	アンドラ ペルー	クロアチア ウルグアイ	フィリピン メキシコ	ボツワナ	クロアチア	マレーシア	タイ	
Baa2/BBB	キプロス メキシコ	コロンビア ハンガリー	インドネシア フィリピン	ウルグアイ	イタリア ブルガリア	インドネシア	キプロス	パナマ	イタリア ブルガリア フィリピン	インドネシア ハンガリー	キプロス ペルー	カザフスタン ウルグアイ
Baa3/BBB-	イタリア	インド			ギリシャ ルーマニア	インド トリニダード・トバゴ	コロンビア モーリシャス	カザフスタン ハンガリー	ギリシャ ルーマニア	インド	メキシコ	パナマ
Ba1/BB+	ギリシャ	モロッコ			オマーン セルビア	パラグアイ モロッコ	アゼルバイジャン	ベトナム	コロンビア セルビア	北マケドニア モロッコ	アゼルバイジャン	ベトナム
Ba2/BB	ブラジル トリニダード・トバゴ	南アフリカ	ベトナム	セルビア	ブラジル ドミニカ	南アフリカ	ジョージア	グアテマラ	ブラジル	ジョージア	グアテマラ	コスタリカ
Ba3/BB-	ドミニカ				ウズベキスタン コートジボワール	バングラデシュ アルメニア	ホンジュラス コスタリカ	ジャマイカ 北マケドニア	南アフリカ コートジボワール	ナミビア アルメニア	ヨルダン セーシェル	ドミニカ

格付会社の評価項目

資料Ⅱ－２－８

○　格付会社は、経済成長率や１人当たりGDPなどの経済、立法・行政の質といったガバナンス、債務残高や利払費などの財政状況、その他金融・対外状況といった各項目について、各社が定めているスコア付手法に基づき評価し、これをベースに各国の国債の格付を決定している。

	Moody's	S&P	Fitch
経済	・実質GDP成長率 ・実質GDP成長率のボラティリティ ・名目GDP ・1人当たりGDP	・1人当たりGDP （経済見通し、経済の多様性等も考慮）	・1人当たりGDP ・世界GDPにおけるシェア ・実質GDP成長率、ボラティリティ ・消費者物価上昇率
ガバナンス	・立法、行政の質 ・市民社会、司法制度の頑健性 ・財政政策・金融マクロ経済政策の有効性 ・政治／地政学／流動性リスク等	・政府の政策策定、政治システム、市民社会の実効性、安定性、予見可能性 ・政治システム、統計、プロセスの透明性と説明責任	・法の支配、規制の質等の政府のガバナンス ・前回デフォルトからの経過年数
財政	・債務残高／GDP ・債務残高／歳入 ・利払費／歳入 ・利払費／GDP	・純債務残高の増減額／GDP ※政府流動性資産、増税のし易さ等も考慮 ・利払費／歳入 ・純債務残高／GDP ※国債の残存期間・海外保有割合等も考慮	・債務残高／GDP ・利払費／歳入 ・財政収支／GDP ・外貨建債の割合
金融・対外状況	・国内銀行総資産／GDP ・銀行セクターの信用イベントリスク ・対外脆弱性（経常収支・外貨準備等）	・金融政策の信頼性 ・通貨の地位（準備通貨か否か等） ・対外純債務／経常取引支払額・受取額 ※経常収支、交易条件リスク、債務制約等も考慮	・マネーサプライ／GDP ・通貨の地位（準備通貨か否か等） ・政府対外純資産 ・経常収支＋対外純投資

（出所）各社ソブリン格付手法に基づき財務省作成

日本に所在する民間企業の格付の推移について

資料Ⅱ－２－９

○　民間企業の格付は、所在する国の国債格付の影響を受けるとされる。実際に、例えばある主要格付会社によるそれぞれの格付ごとの社数の推移を見ると、日本国債が格下げされた際には、日本国債と同水準の格付だった民間企業の4割～5割が同時期に格下げされている。

○　民間企業の格付が引き下げられると、当該企業が発行する社債の金利が上昇すること等を通じ、資金調達のコストが上昇する恐れがある。

S&P社の格付における各符号の社数

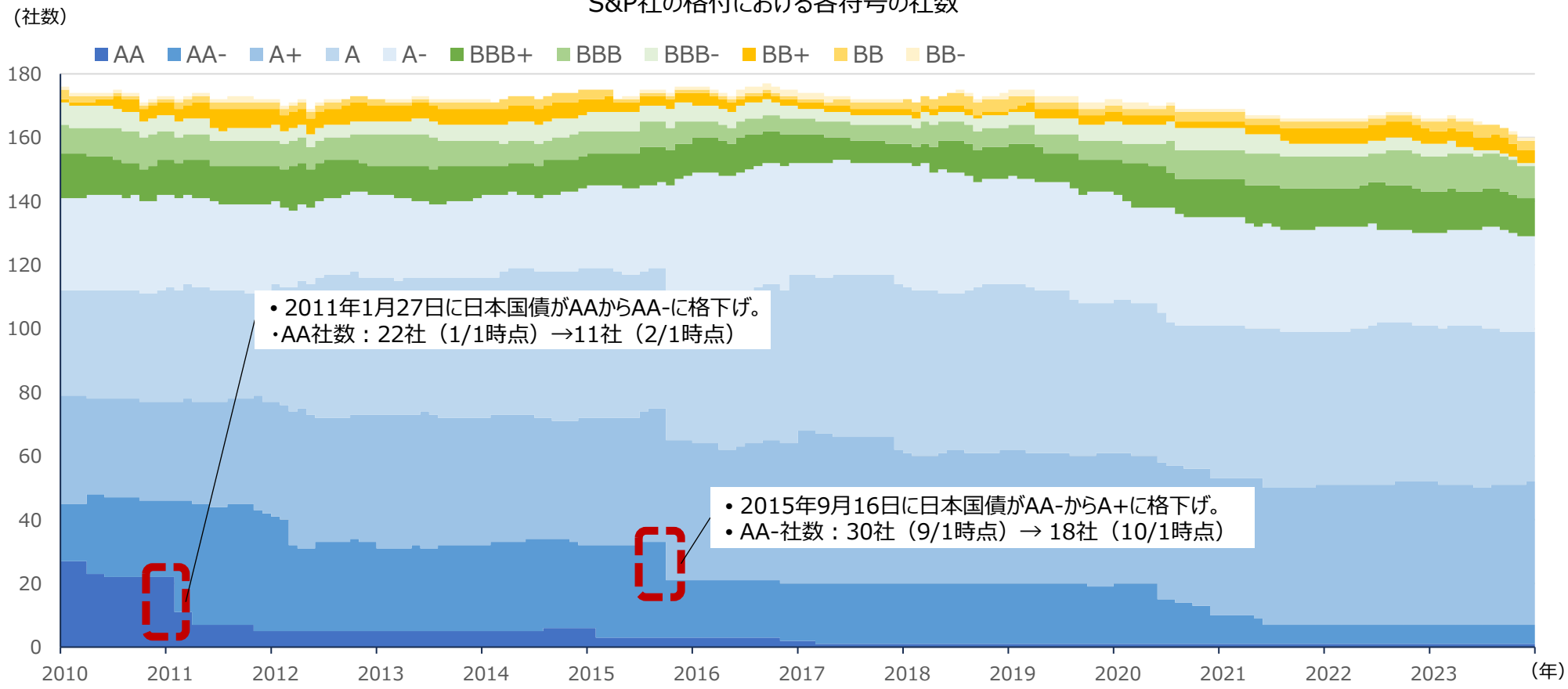

（出所）Bloomberg
（注）2010年～2023年、日本に所在する企業の自国通貨建長期発行体格付を変化を月次でまとめたもの。外資系企業の日本法人を含み、地方債や政府系企業を除く。

格付会社の日本に対する見方

○ 主要格付会社による日本の見方をみると、経済成長や財政健全化が進展する場合等に格上げの可能性があるとする一方、経済の低迷、高齢化への不十分な対応、更なる財政悪化が見込まれる場合等に格下げとなる可能性があるとされている。

	今後格上げされる可能性	今後格下げされる可能性
Moody's （2023年11月）	• **名目成長率の大幅かつ持続的な上昇**や、**高齢化の経済、社会、財政への影響を緩和**するような政策を伴いつつ、**財政再建および債務削減が持続的に進展**した場合。	• **財政赤字が大幅かつ持続的に拡大し、更なる債務負担がもたらされることが予想**される場合。 • 政府が**長期的に高齢化の経済、財政への負担を緩和できなかった**場合。 • 更なる改革が潜在成長を支える**生産性向上につながらなかった**場合。
S&P （2023年３月）	• 今後、**財政健全化が、現在のS&Pの予想を大幅に上回るペースで進む**と判断した場合。この場合、一般政府財政赤字の対GDP比率が4%を下回り、その水準が継続することで一般政府純債務残高の対名目GDP比率を低下させることになると想定している。 • 金融政策の信頼性が改善するとともに、**低いプラス水準で安定したインフレ見通しが日本に定着**したとS&Pが考える場合。	• 日本の**経済成長率が継続的かつ大幅に他の高所得経済の国々を下回る**場合。
Fitch （2023年11月）	• 中期的に政府債務／GDP比率を低下軌道に乗せる十分な**財政再建を政府が実施できるということに対する信頼感が高まる**場合。 • 成長率を押し上げる構造改革の実施などにより、**実質GDP成長率の見通しが継続的に改善**し、インフレ動向が大幅な上昇基調に戻る場合。	• 歳出拡大によるより**大規模かつより長期にわたる財政緩和**や、**経済成長が加速することなく実質金利が上昇**することにより、**中期的に政府債務／GDP比率の上昇が続くことが予想**される場合。

（出所）各社の格付プレスリリース

物価高・金利高の中での財政運営

資料Ⅱ－３－１

○　英国は主要先進国の中でも最も激しい物価高・金利上昇に見舞われ、**特に利払費の負担増が顕著**。

○　こうした事態に対し、**政府歳出の実質的な伸びの削減やエネルギー補助金の廃止**等の実施により、21年度以降財政赤字は減少基調。**財政健全化目標※も達成見込み。**

※５年後までに財政赤字対GDP比３％以内、純債務残高対GDP比を減少に転じさせる

物価高・金利高の影響

各国のCPI
（前年同月比、出典：IMF Data）

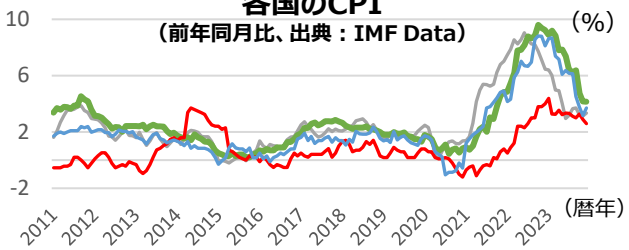

各国の国債金利
（10年物国債、出典：Bloomberg）

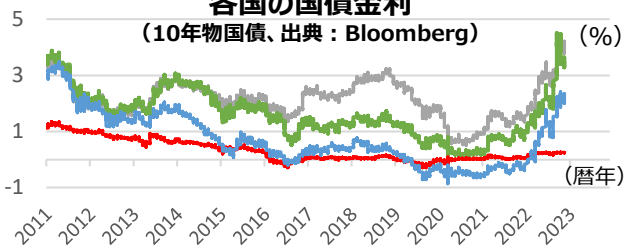

各国の利払費の変化（2019年→22年、出典：OBR）

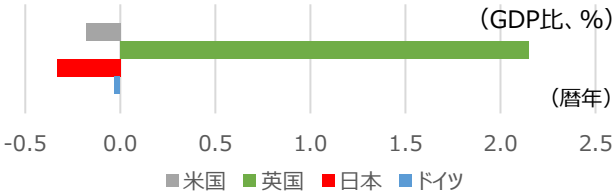

- エネルギー価格高騰を受けて、英国では他の先進国と比べても物価・国債金利が大きく上昇。
- インフレ連動債を多く発行していたこともあり、英国では利払費対GDP比が大きく上昇。

歳出抑制のための取組例

①実質的な政府歳出の削減

- 消費的な省庁別歳出上限額（RDEL、歳出全体の約40%）の実質的な伸びを、2021年に策定した計画よりも抑制することにより、投資促進のための減税策等に充てる財源を確保（ただし、公共サービスの質の低下も指摘されている）。

計画	見通し期間	RDELの実質増加率（期間平均）
2021 Spending Review	2021-24年度	3.6%
2023 spring budget	2021-24年度 2025-27年度	3.4% 1.0%
2023 Autumn Statement	2021-24年度 2025-28年度	2.1% 1.0%

出典：Institute for Government, HMT

②エネルギー補助金の縮小・廃止

2022年度：270億ポンド支出
→23年度：49億ポンド支出　→24年度：廃止

- 2022年11月の財政計画の通り、2023年度は家庭向け・ビジネス向けエネルギー補助金を縮小。

・家庭向け：電気ガス料金の上限を年間2500ポンドに設定→エネルギー価格低下に伴い補助停止（2023年７月）
・ビジネス向け補助額（2022→2023）：75ポンド/MWh→6.97ポンド/MWh（ガス）、211ポンド/MWh→19.61ポンド/MWh（電気）

- 2024年度はこれらの施策を廃止する予定。

財政構造の平時化

- 歳出抑制に関する取組やインフレに伴う歳入増の影響で、財政赤字は減少基調。
- 23年11月公表の減税等の大規模な財政施策（秋季財政計画）を踏まえても、引き続き財政目標は達成見込み。

英国公共部門の財政収支対GDP比（%）
（23年11月時点のOBRによる経済財政見通し）

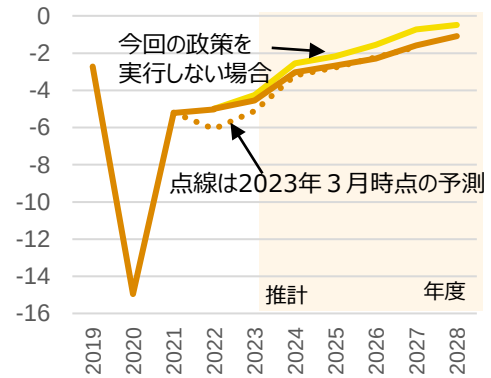

担当者・市場関係者コメント

- インフレ下でも課税水準を変更しなかったことで、所得税収が伸びた。ただし、OBRやIFSからは**「インフレで増加するのは歳入だけでなく、歳出も増加する必要があるのに、なぜそれを考慮しないのか」という指摘もされている。**（財務省担当者）
- **インフレ・高金利に直面し、利払費が支出の大きな部分を占める可能性を懸念している。**（財務省担当者）

財政規律維持の仕組み（OBR）

資料Ⅱ－３－２

○ 世界金融危機後の財政の急激な悪化を契機として、財政運営への信認が低下したことを受け、**2010年に発足した保守党政権において予算責任庁（OBR）が設置された。**

○ 政府は新たな財政政策の公表時に、財政目標の達成可能性についてOBRから評価を受けており、**財政目標の達成を前提として新たな支出計画を策定することが、英国財政への信認を確保する上で重要な役割を果たしている。**財政目標に言及しなかった前トラス政権と比較して、現スナク政権による減税策の発表時は、OBRにより目標達成見込みが示されており、大きな混乱は生じなかった。

予算責任庁（OBR）の機能

① 年２回の経済財政見通し（５か年）の作成
② 財政目標の達成に向けた政府の進捗状況の評価
③ 財政の長期的な持続可能性分析及び公的部門のバランスシートの評価
④ 過去の見通しの事後評価
⑤ 政府の政策の費用見積りの精査　など

担当者・市場関係者コメント

OBRの経済財政見通しに対する評価

- **OBRは「見通しが悲観的すぎる」と批判を受けることもある**が、それでも、過去の予測を振り返ってみると、現実には、OBRはGDP成長率を高く、財政赤字を低く見積もる傾向にある。（OBR担当者）
- OBRは成功例であり、非常に重要な役割を果たし、**OBRが存在することで、財政政策立案のプロセスが大幅に向上した。**（シンクタンク担当者）

財政収支：実績とOBRの予測
（対GDP比）

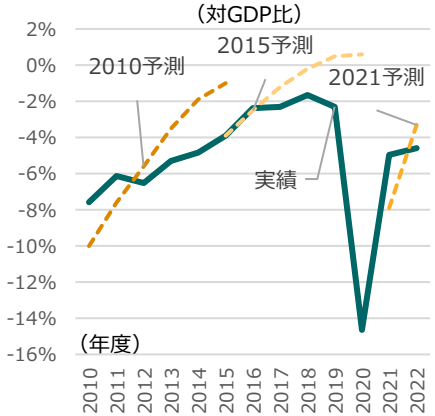

経済財政見通しの精度を高めるための取組

- **新型コロナの影響については、OBRは疫学者に話を聞く**とともに、エピマクロモデル（疫学と経済を結びつけるモデル）を持っている人に話を聞くなどした。また、政府が発表した支援策を考慮に入れることとした。（OBR担当者）
- OBRはイギリス内の他の予測機関の推計と自らの推計を比較して、常に検証を行っている。また、**アドバイザリー・パネル（無報酬）を設けて、予測を行う度に、主要な仮定について相談したり、質問をしたりしている。**（OBR担当者）

（出所）英国財務省 “Autumn Statement 2023”、OBR “Economic and Fiscal Outlook November 2023”等

前トラス政権の事例＝財政目標の達成をコミットしなかった場合

- 22年９月23日、トラス政権は、大規模なエネルギー補助金や法人税引き上げの撤回等拡張的な財政政策を盛り込んだ成長戦略を公表したが、OBRによる財政目標の見通しは示されなかった。
- 財政的裏付けがないことが市場で問題視され、金利高・ポンド安を招いた。

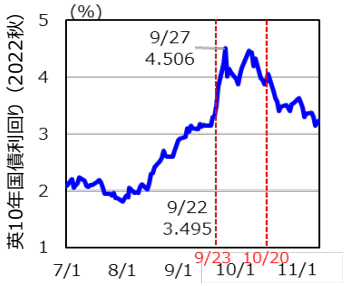

現スナク政権の事例＝財政目標の達成をコミットした場合

- 23年11月、スナク政権は、健康保険料引き下げ等、５年間で935億ポンドの財政負担を生じる秋季財政計画を発表。
- OBRにより財政目標達成見込みが示されたため、市場の混乱は生じず。

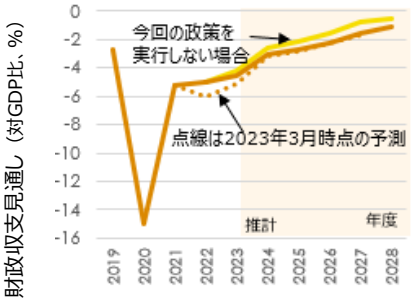

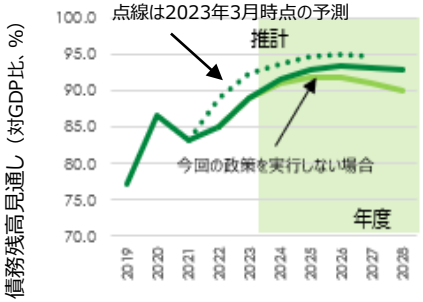

金利高における財政運営

資料Ⅱ－３－３

○　借入の抑制や低金利により、連邦予算における利払費は趨勢的に低下していたが、足元の金利上昇や、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻への対応の結果増加した債務の影響により、**連邦予算の利払費は急増しており、政府も危機感を持って対応している。**

○　危機時には債務ブレーキの適用を停止して借入を増やして必要な対応を行うが、追加で借り入れた分は将来の公債発行可能額を減少させる制度となっており、**平時において財政の健全化を一早く取戻し財政バッファーを再構築する仕組み**が構築されている。

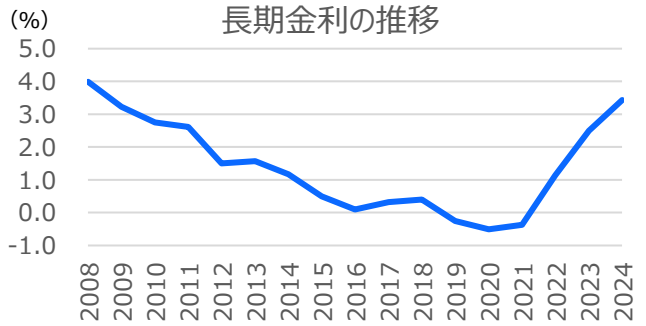

（出所）OECD “Economic Outlook 114”

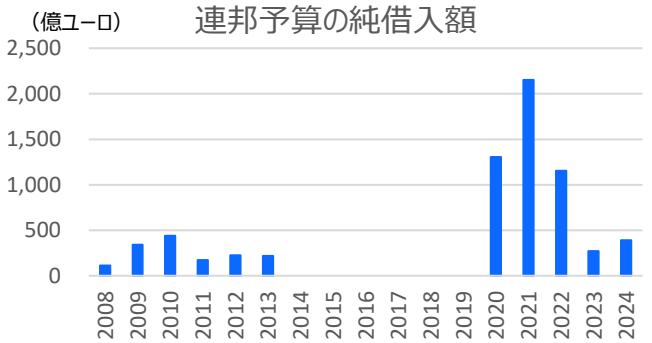

（出所）連邦財務省予算書、決算書

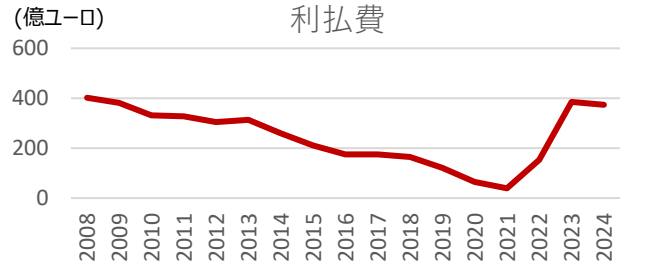

（出所）連邦財務省予算書、決算書、”Finanzbericht”

リントナー財務大臣

2024年予算政府草案の作成が困難だったのはなぜか？

2023年には既に利払費が山のように積み上がっている。（略）**2024年については、金利など追加支出が非常に多いため**、あまり準備金が残されていない。
（連邦財務省2023年7月月報　リントナー財務大臣へのインタビュー記事より）

「債務ブレーキ」に関する連邦財務省コメント

債務規則には非常事態の時に出した国債についてこれをどう取り扱うか、償還していくかということが書いてある。これは償還計画というよりも、それを**借りた分が平時に戻ったときに新規借り入れから引かれるというふうにご理解いただきたい。例えば、2028年においては緊急事態がなかった場合に借りられたはずの上限から約９０億ユーロマイナスされてしまう。**

2020-2023年に債務ブレーキの適用を停止し、超過借入を行ったことによる将来の借入可能額の削減

削減期間	削減額
2028年-2030年	年間92億ユーロ
2031年-2058年	年間108億ユーロ
2059年-2061年	年間17億ユーロ

（出所）連邦財務省　2024年2月月報

「財政バッファー」に関するESMT学長のコメント

ドイツの現状を見てみると債務残高対GDP比が60%強ということは、欧州との比較ではかなり低いということであり、したがって、**最悪の事態になっても、ドイツ財政の堅実性を損なうことなく、有事が起きても対応ができる状況。**ドイツの債務残高を長期的に見てみると2008,2009年の金融危機で約80%まで上昇したが、その後、何年もかけて再び低下し60%以下となり、コロナで再び70%まで上昇し、現在は徐々に60%程度まで下がっている。
一般的に有事とは、金融危機であり、コロナウィルスのパンデミックであり、安全保障の問題をいうが、このような**有事に起債ができるよう、平時では健全化を図っている。**

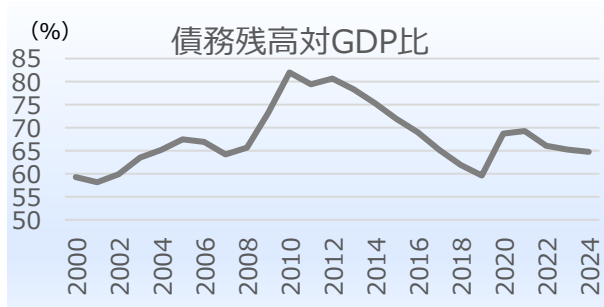

（出所）連邦財務省予算書、HP

重要施策の優先付け（2024年連邦予算）

資料Ⅱ－３－４

○ **2024年予算の歳出規模はコロナ危機前のトレンドに回帰する中**で、デジタル化や教育等に対して優先的に予算を配分する一方で、各種手当の削減等を行い、**明確な優先順位を設定**している。

○ その財源確保にあたっては、債務ブレーキが適用される中で、公債発行による債務の増加、利払費の増加を常に念頭に置きながら財政運営を行っている。

重要施策の優先順位付け

24年連邦予算において、政府は社会正義、経済的ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ、気候保護への投資、民主主義の強化、国際的結束について明確な優先順位を設定している。また、財政の正常化に努めている。（連邦政府HP）

リントナー財務大臣

この予算は緊縮予算ではありません。**補助金や市民手当、国際政策を削減しているのは、他の新しい分野を優先しているからです。例えば、所得税や電力税は下がっていますし、デジタル・ネットワークなどには記録的な投資をしていますし、学校を対象としたスタートチャンスプログラムもあります。**（24年1月30日 Rheinische Postのインタビュー）

2024年度予算は負債比率と税負担を減らし、投資比率を高めている。我々は債務ブレーキを遵守している。これは経済的に理にかなっている。多くの人は、アメリカの債務財政経済政策を参考にしている。**しかし、アメリカのようにすれば、すぐに年間200億、300億、400億ユーロもの利子を支払わなければならなくなる。そうなれば、デジタル化や教育のための資金が不足することになる。今ある財源の枠内で優先順位をつける方が賢明である。**（24年2月4日 Welt am Sonntagのインタビュー）

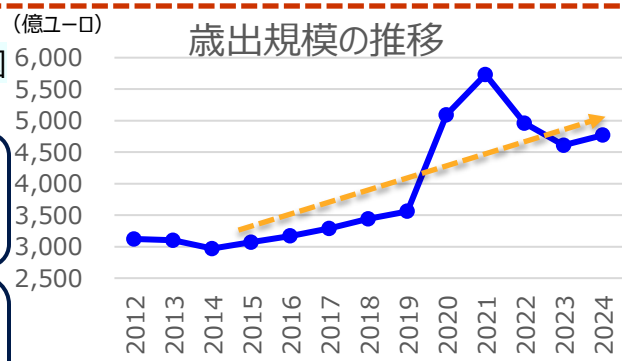

（出所）連邦財務省予算書、HP

＋ 優先施策例：スタートチャンスプログラム　年間10億€

- 学校における機会均等等強化のためのプログラム。連邦政府と州政府は最終合意に達しており、未来への投資との位置づけ。
- 教育・研究大臣「これは真のパラダイムシフトであり、水を撒くようなやり方ではなく、**必要なところに的確に資源を配分することです**」

－ 削減例：両親手当（育休手当）の課税所得制限の引き下げ　両親手当、育児手当、産休関連予算 前年比3.14%減

- 「連邦財務大臣の節約目標を達成し、すべての親に対する両親手当の減額を回避するため、連立与党は両親手当の変更に合意した。」（連邦家庭省HP）

	変更前	2024年4月以降生まれ	2025年4月以降生まれ
両親	30万€	20万€	17.5万€
片親	25万€	15万€	

（出所）連邦家庭省HP（両親）、ZDF現地報道（片親）

過去最高水準の投資

24年連邦予算の投資的経費は705億ユーロと過去最高水準の規模であり、デジタル化やインフラ整備の他、 鉄道整備などに当てられる。　（連邦政府HP）

しかし、**補助金を借金で支払うために数千億ユーロの負債を抱えるという具体的な提案には納得できない。これは社会的市場経済を変形させることになる。その代わりに、民間投資、起業家精神、競争力を解き放つためのダイナミゼーション・パッケージが必要だ。**（略）法人税改革の方向で、投資と研究に対する成長機会法の税制優遇措置を拡大すべきである。そして最後に、供給の安定と競争力のある価格に主眼を置いたエネルギー政策が必要である。このような経済の好転なくして、すべての社会的・環境的計画は実現できない。(24年2月4日 Welt am Sonntagのインタビュー)

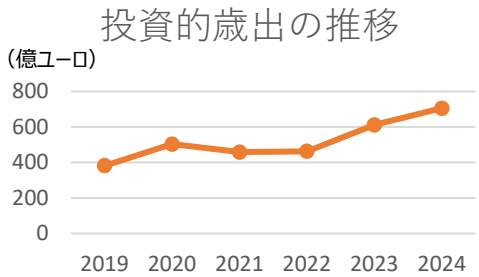

（出所）連邦財務省予算書、HP

新たなEUの財政ルール

資料Ⅱ－３－５

○　EUでは、2020年より財政ルール見直しの議論を行い、23年12月にEU財務相会合で見直し案について合意。今後EU理事会と欧州議会の最終承認を経て、新ルールが適用される見通し。

○　**財政規律の基本原則（財政収支対GDP比▲3%以内、債務残高60%以下）を堅持**しつつ、**各国のオーナーシップを強化**や、債務削減の進捗等に柔軟性を図る内容。**純支出を基本的なベンチマークとして欧州委員会が加盟国のサーベイランス**を実施。経済的ショック等に対応するための財政的バッファーの構築も目指す。財政状況のルールからの逸脱が認められた場合、制裁措置が含みうる過剰赤字是正手続き（EDP)を開始する。

原則（変更なし）

○　**財政目標**：一般政府財政収支対GDP比▲3%、債務残高対GDP比60%（マーストリヒト条約）
○　**欧州セメスター**：加盟国の予算、中期財政運営をEUが審査・評価
○　**過剰財政赤字**：加盟国の財政状況の逸脱が認められた場合、制裁措置を含みうる過剰赤字是正手続（EDP)を発動

主な見直し点

○**中期的な財政計画**	**中期予算目標**（Medium Term Objective）（3年間） - 構造的財政収支（対GDP比0.5%）がベンチマーク - 歳出の伸び率＜潜在成長率	**中期財政構造計画**（Medium Term fiscal structural plan ）（**4年間**） - **純支出**（**政府歳出から利払費等を除く**）が**ベンチマーク** - EUの優先課題（グリーン等）で改革・投資を行う際は財政調整期間を**最大7年間**に延長可
○**債務削減ペース**	- 債務残高の超過分を毎年5%ずつ削減	- 債務残高90%以上はGDP比1%、60-90%は同0.5%を毎年削減
○**その他**		- 調整期間終了後、構造的財政収支対GDP比が1.5%未満を目指す - EDP判定の際、市場環境を踏まえ赤字削減対象から利払費除外可能（～2027年）　等

財政状況・見通し

○　連邦政府の財政赤字対GDP比は、コロナ後2年連続で低下していたものの、23年度は6.3%と、22年度の5.4%から悪化。**コロナ対応での政府債務拡大、FRBによる利上げの影響による利払費の増加が顕著。**財政赤字は中期的に拡大の見通しであり、**市場関係者からも財政の持続可能性に対する懸念。**

○　**連邦政府債務残高**は、23年末に34兆ドルを突し**過去10年で2倍以上増加。経済が堅調で低失業率である中での債務拡大に対し懸念の声も。**CBOの最新の見通しによれば、24年度末の99%（対GDP比）以降、債務は増大し続ける見込み。

連邦政府財政収支（対GDP比）

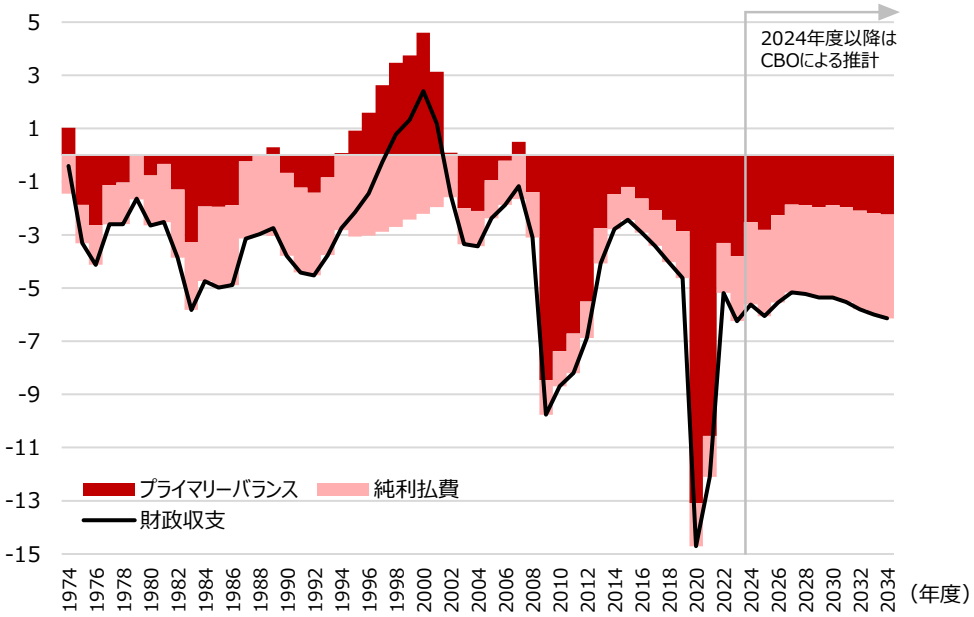

（出所） CBO “The Budget and Economic Outlook: 2024 to 2034” （2024年２月）
（注）米国の会計年度は前年10月から当年９月まで。

連邦政府債務残高（対GDP比）

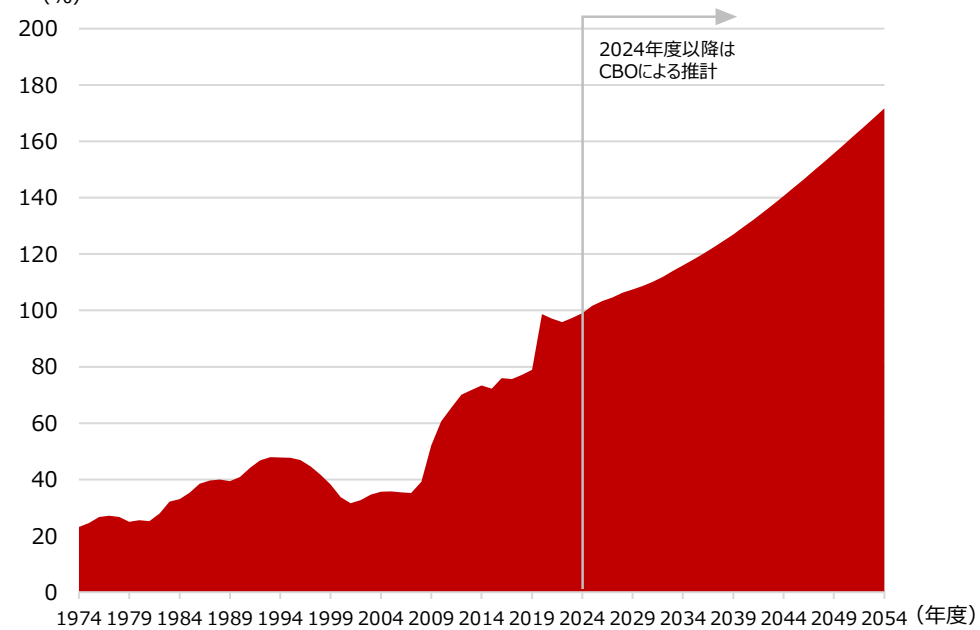

（出所）CBO “The Budget and Economic Outlook: 2024 to 2034” （2024年２月）

財政状況・見通しについて関係者の声①（ヒアリングより）

- ✓ 財政の持続可能性が困難になっている（政府関係者）
- ✓ 経済と異なり楽観視できない（市場関係者）
- ✓ 財政予測を一層ネガティブに捉えている（市場関係者）
- ✓ 債務が増加すれば、クレジットリスクの分金利が上昇する可能性。債務が1%上昇すれば金利は0.02-0.03%程度上昇するとの試算もある（シンクタンク等）
- ✓ 昨年の予想と比べて10年間の見通しは改善（議会関係者）

「責任ある連邦予算委員会（CRFB）」マヤ・マクギネス委員長

経済にとっても国家安全保障にとっても危険なレベルの借金だが、米国は借金を止めることができない。連邦債務残高は、金曜日に34兆ドルに達した。**実に憂鬱な「成果」である。**

このペースで借金を増やす経済的理由はひとつもないが、**悲しいかな、政治指導者たちは財政状況を好転させるために必要な改革を行おうとしない。**

（出所）CRFB “Gross National Debt Tops $34 Trillion; Third Milestone in 12 Months”（2024年１月）

財政運営上の主な課題（義務的支出・利払費の増加）

資料Ⅱ－３－７

○　1960年前後生まれのベビーブーマー世代が65歳以上となってきていること等を背景に、**米国では近年高齢化率が一貫して上昇。**それに伴い、**義務的支出のうち社会保障やメディケアへの支出が特に増加しており、今後も一層増加の見通し。**

○　また、金利上昇及び債務残高増大により利払費も増加。CBOの推計では、**24年度には連邦政府の純利払費が国防費を上回る見通し。24年度の純利払費8700億ドル（対GDP比3.1%）は、34年度には約1.6兆ドル（同3.9%）に達する見込み。**

人口構成および高齢化率

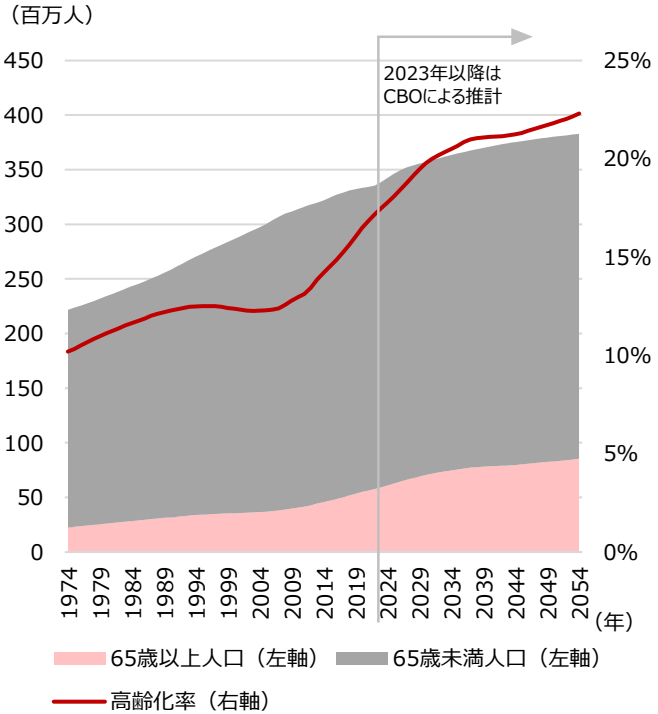

（出所）CBO “The Demographic Outlook: 2024 to 2054”（2024年１月）

義務的支出の主な内訳

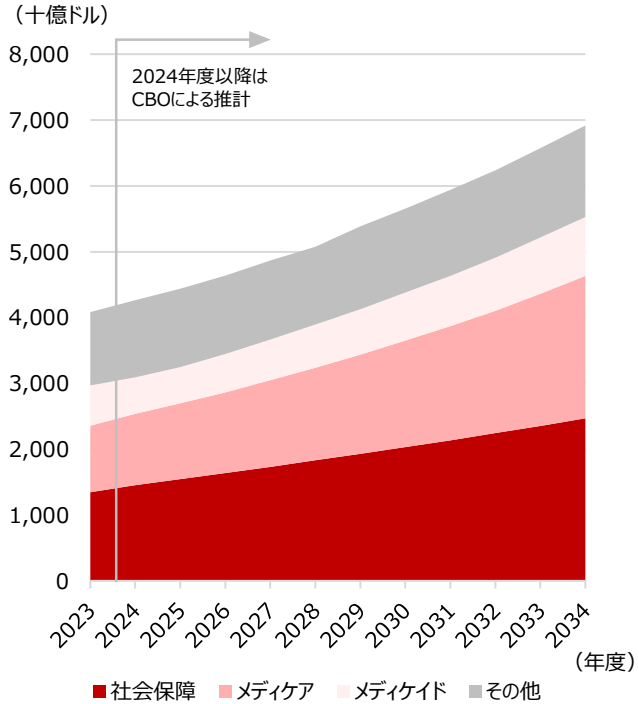

（出所）CBO “The Budget and Economic Outlook: 2024 to 2034” （2024年２月）

純利払費と国防費の支出額

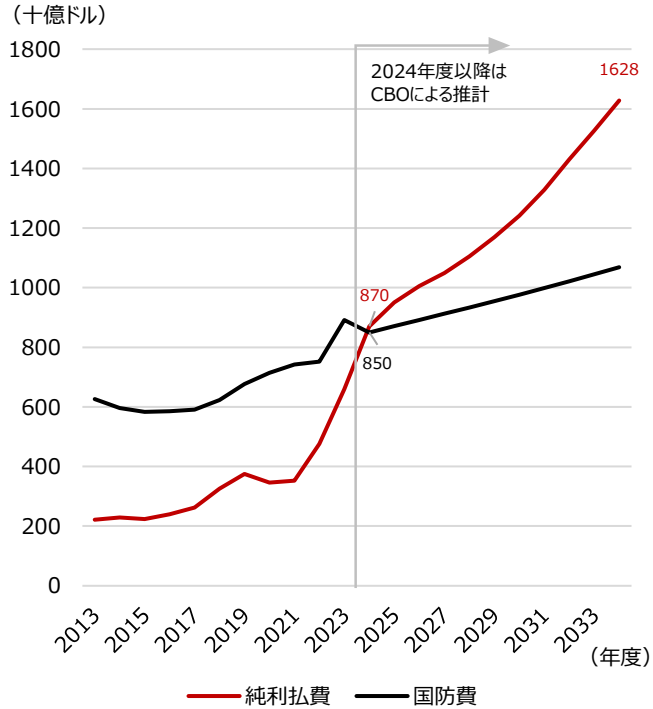

（出所）CBO “The Budget and Economic Outlook: 2024 to 2034” （2024年２月）

義務的支出・利払費の増加について関係者の声（ヒアリングより）

- ✓ 国民が唯一気に掛けているのは、国防費を上回る利払費（シンクタンク等）
- ✓ 財政支出増の要因は、高齢化向けプログラム（年金、メディケア）などの義務的支出の増加（議会関係者）
- ✓ 高齢化に伴い、社会保障、メディケア、メディケイドなどの歳出が増加している（シンクタンク等）
- ✓ 歳出増の代表は社会保障。高齢化により今後さらに増えていく（シンクタンク等）
- ✓ メディケアの基金は2032-34年頃に枯渇し、支給が大幅にカットされる（と予想する）が、政治的には不可能ではないか（市場関係者）

米国における財政規律

資料Ⅱ－３－８

○　米国では、ペイアズユーゴー原則、債務上限、歳出上限（2024～25年度の時限措置）といった**財政規律を法定**。

○　こうした法定の財政規律は、予算編成権を持つ**議会において財政健全化への意識を高める役割を果たす点において重要**。他方で、裁量的な運用や政治的対立の交渉材料としての利用などの課題を抱えているとの指摘も。

ペイアズユーゴー（ペイゴー）原則
根拠法：2010年ペイアズユーゴー法

- ✓ 新規の施策・プログラムを制定するに当たり、他の分野での歳出減又は歳入増を伴わなければならない。
- ✓ 財政収支の悪化が示された場合※、大統領は、収支の悪化分を回復するために必要な義務的支出の削減を命令。
  ※ OMB（行政管理予算局）は、年末の議会閉会後14日以内に年次報告を公表
- ✓ 社会事象の変化等に伴う歳出の自然増、税収の自然減は対象外。
- ✓ 連邦支出のうち約2/3を占める義務的支出が対象

債務上限
根拠法：合衆国法典第3101条

- ✓ 連邦政府の負うことができる債務の上限を法定化し、この上限額を超える国債の発行を禁止。
- ✓ 債務残高が法定上限に達した場合、債務不履行（デフォルト）に至るおそれ。
- ✓「2023年財政責任法」（2023年6月成立）により債務上限は2025年1月1日まで凍結中。

歳出上限
根拠法：2023年財政責任法

- ✓ 債務上限の適用を大統領選挙後の2025年1月1日まで停止することと引き換えに、国防費以外の裁量的支出を
  2024年度：2023年度の水準
  2025年度：2024年度比１％増加以内
  （注）米国の会計年度は、前年10月から当年９月まで

【参考】米国の2025年度予算案（2024年３月公表）における財政規律の適用範囲

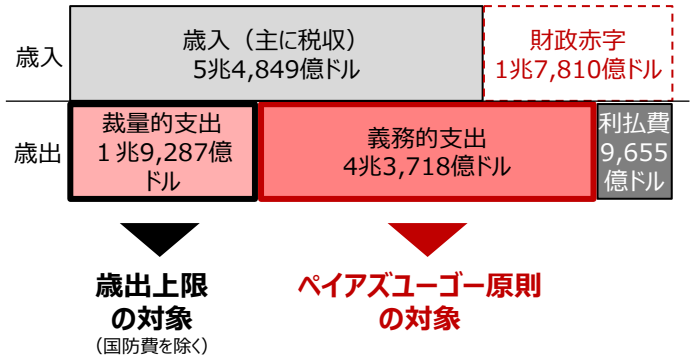

米国の財政規律・財政健全化目標について関係者の声（ヒアリングより）

ペイアズユーゴー（ペイゴー）原則

- ✓ 90年代には（当時の法律で規定された）ペイゴー原則のもと財政黒字を達成した（議会関係者）
- ✓ ペイゴー原則がなければ財政状況はより悪化していただろう（シンクタンク等）
- ✓ 議会が法律によって免除する能力をもっているため完全には機能していない（政府関係者）
- ✓ 大きな変更や政治的な意思が強い場合は機能しない（議会関係者）

債務上限

- ✓ 債務上限は、議会に財政再建に向けた行動を促すきっかけになるかもしれない（政府関係者）
- ✓ 政治闘争の武器として使われることもあり、機能不全に陥っている（シンクタンク等）

歳出上限

- ✓ 財政赤字は、（歳出上限を定めた）財政責任法の影響で昨年予想よりも低下見通し（議会関係者）
- ✓ 財政責任法により歳出上限が規定されたが、様々な方法で免除しようとするだろう（議会関係者）
- ✓ 財政責任法により財政赤字が大きく改善するとは思えない（シンクタンク等）

財政規律・健全化目標

- ✓ 財政規律を策定することは望ましいが、議会の関心がない限り奏功しないだろう（シンクタンク等）

国民・議会の財政意識の醸成

資料Ⅱ－３－９

○　米国では、民間のシンクタンクが経済界のリーダーや有力議員への直接働きかけを通じた啓蒙活動を行い、国民や議会における財政健全化への理解を醸成。

○　こうした取組などにより、**議会では超党派で財政健全化に取り組むための公聴会・委員会の設置に向けた動き**も。

Fiscal State of the Nation Act
（国家財政状況法案）

● 法案の概要

- ✓ 上下両院の予算委員会が毎年１回、合同で公聴会を開催
- ✓ 公聴会において、米国会計検査院（GAO）の長官が、国の財政の現状と見通しについて超党派のプレゼンテーションを実施
- ✓ 予算委員会のメンバーだけでなく、すべての議員が公聴会に出席可能
- ✓ 議員と一般市民に、持続不可能な財政見通しについて学ぶ機会を提供し、議会がより財政的に責任ある決定を下す方法について議論する機会を提供

● 審議状況

- ✓ 2024年1月、共和・民主両党の下院議員らが法案を下院に提出
- ✓ 2024年2月現在、下院審議中

【参考】米国の連邦政府予算
米国の連邦支出のうち、国防や公共事業、エネルギーなどの裁量的支出は、毎年成立する歳出予算法によって定められるが、社会保障やメディケアなどの義務的支出は、授権法で一度定められれば毎年自動的に支出が認められるため、毎年の議決を要さない。

Fiscal Commission Act
（財政委員会法案）

● 法案の概要

- ✓ 議会に超党派の財政委員会を設置
- ✓ 同委員会は、12名の連邦議会議員※と民間部門の専門家4人で構成される。上院・下院の与野党トップは、それぞれこれらの専門家の1人を選出
  ※ 上院議員6人（民主党3人、共和党3人）、下院議員6人（民主党3人、共和党3人）
- ✓ 委員会は、連邦政府の長期的な財政状態を改善するための政策提言を特定し、報告。現在の財政状況について国民に周知するキャンペーンも担う

● 審議状況

- ✓ 2023年9月、超党派財政フォーラムの共同議長であるビル・ホイゼンガ下院議員（共和党）とスコット・ピーターズ下院議員（民主党）が本法案を発表
- ✓ 2024年2月現在、下院審議中
- ✓ 上院でも民主・共和両党の議員らによって同様の法案「Fiscal Stability Act（財政安定化法案）」が提出

（出所）CBO、CRS、CRFB　等

国民・議会の財政意識の醸成について関係者の声（ヒアリングより）

- ✓ 国民は、支出増や減税、債務削減のいずれをも望むが、債務の規模を下げる方法については関心が低いと思われる（議会関係者）
- ✓ 財政再建に向けて頑張っている民間団体もあるが、現状として債務は上がり続けている。彼らがいなければもっと状況は悪化するかもしれない（議会関係者）
- ✓ 一般国民に財政の危機感が共有できているとは言い難い。彼らが財政の危機的な状態に確実に気づけるきっかけとなり得るのは「金利の上昇」だろう（シンクタンク等）
- ✓ 米国民は「GDPが伸びているため、債務残高の増加さえ抑えればなんとかなる」との認識だが、金利上昇は危機的状況に気づく契機となるかもしれない（シンクタンク等）
- ✓ 議員は、国民に不人気な財政の話はせず、政策のメリットばかり強調。一般国民の財政意識を向上させる議会の機能は低下した（シンクタンク等）
- ✓ 財政について、一般国民向けの教育は重要だが、（政治家任せにはできず）まさに我々の仕事（シンクタンク等）
- ✓ 議員や経済・市民団体のリーダーへの直接働きかけやメディアでの発信等を通じて問題意識を共有している（シンクタンク等）
- ✓ 財政について、世界中の専門家が集うような国際的な会議が企画できないかと考えている（シンクタンク等）

新たな財政需要への対応

○ バイデン政権下で、公共インフラ、半導体、気候変動対策への投資による潜在成長率の拡大や不平等の是正などを目的として、**超党派インフラ法、CHIPS法、インフレ抑制法が成立。**

○ これらの新たな財政需要への対応が**経済・財政に与えた影響を計るのは時期尚早との見方が多数。**

イエレン米財務長官の発言（抜粋）

- バイデン政権の経済成長戦略を「現代サプライサイド経済学（MSSE）」という言葉で表現し、ケインズ主義や伝統的なサプライサイド・アプローチと対比してみたい。（中略）**現代サプライサイド経済学は、労働供給、人的資本、公共インフラ、研究開発、持続可能な環境への投資を優先**する。**これらの重点分野はすべて、経済成長を高め、長期的な構造問題（特に不平等）に対処することを目的**としている。（2022年１月）
- **わが国政権が最近署名した3本の法案は、ポスト・パンデミック経済の核となる長期的な成長基盤を強化するものである。今年の初め、私はこれらの政策の多くを「現代サプライサイド経済学」と表現した。**（中略）**超党派インフラ法、CHIPS法、インフレ抑制法は、わが国経済の生産能力を拡大**する。これらは、わが国経済が潜在的に生み出すことのできる上限を引き上げるものである。（2022年９月）

（出所）米国財務省

新たな財政需要への対応（主な立法措置）

超党派インフラ法（2021/11/15成立）

● **概要**
交通・生活インフラ、高速インターネットの整備等への投資

● **歳出規模**
５年間で**約5,500億ドル**

● **財源**
既存のコロナ対策予算の未使用分の振り替え等により調達

CHIPS法（2022/8/9成立）

● **概要**
米国内における半導体の研究・製造を促進するための公的支援（補助金・税額控除・融資・融資保証）

● **歳出規模**
５年間で**約530億ドル**（半導体投資関連）

● **財源**
－ ※ 法律単体では10年間で約790億ドルの財政赤字見込み

インフレ抑制法（2022/8/16成立）

● **概要**
エネルギー安全保障・気候変動投資（クリーンエネルギーへの史上最大の投資）等

● **歳出規模**
10年間で**約3,690億ドル**（エネルギー関連）

● **財源**
大企業への課税強化、処方箋薬価改革、税務執行強化等により調達 ※ 法律単体では歳入超過

（出所）各種報道等

新たな財政需要への対応について関係者の声（ヒアリングより）

✓ バイデン政権による新たな財政需要への対応の効果は、ここ１、２年で出るものではなく長期的に見る必要。現時点で効果を答えるのは時期尚早（政府関係者など）
✓ インフレ抑制法やCHIPS法などが原因で債務が（著しく）増えているわけではない（政府関係者）
✓ 超党派インフラ法やCHIPS法、インフレ抑制法による投資はその財源をどう調達するかが重要（議会関係者）

コロナ禍の財政運営

○　連邦政府は、新型コロナの感染拡大に伴う経済的影響を緩和するため、**2020年3月からの1年間で累次の経済対策**を制定。**一連の対策法による財政赤字への影響は合計で約５兆ドル（今後10年間）**とCBOは推計。

○　連邦政府の赤字は大幅に拡大（21年度：約2.8兆ドル）したが、**コロナ対策の縮小・終了により22年度には減少**（約1.4兆ドル）。財政支出を伴う立法措置には対策の期限が規定されており、**対策の延期は特に議論となっていなかった**との見方。

新型コロナ対策法

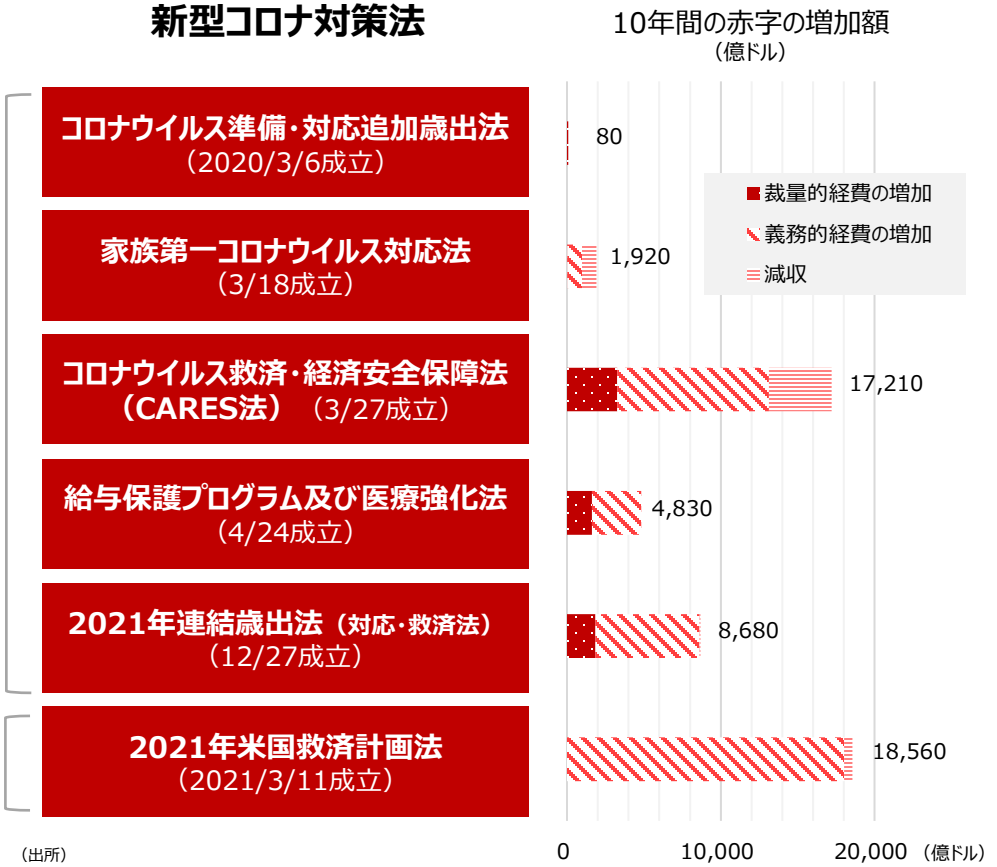

（出所）
CBO "The Budgetary Effects of Major Laws Enacted in Response to the 2020–2021 Coronavirus Pandemic, December 2020 and March 2021"（2021年９月）、CBO " The Budgetary Effects of Laws Enacted in Response to the 2020 Coronavirus Pandemic, March and April 2020"（2020年６月）

新型コロナ対策の終了

CRFB「COVID Relief End Explains All of 2022 Deficit Decline」より

✓ 2021年度から2022年度にかけての1.4兆ドルの赤字減少のうち、約1.45兆ドル（104%）は、コロナ対応の縮小または期限切れの結果。

✓ これには、2021年3月に制定された米国救済計画による景気刺激策の減少による6,150億ドル（44%）と、2020年12月に制定された対応・救済法による援助の縮小による6,600億ドル（47%）が含まれる。残りの1,750億ドル（13%）は、2020年前半に制定されたCARES法、家族第一法、その他の法律によるコロナ対応の減少。

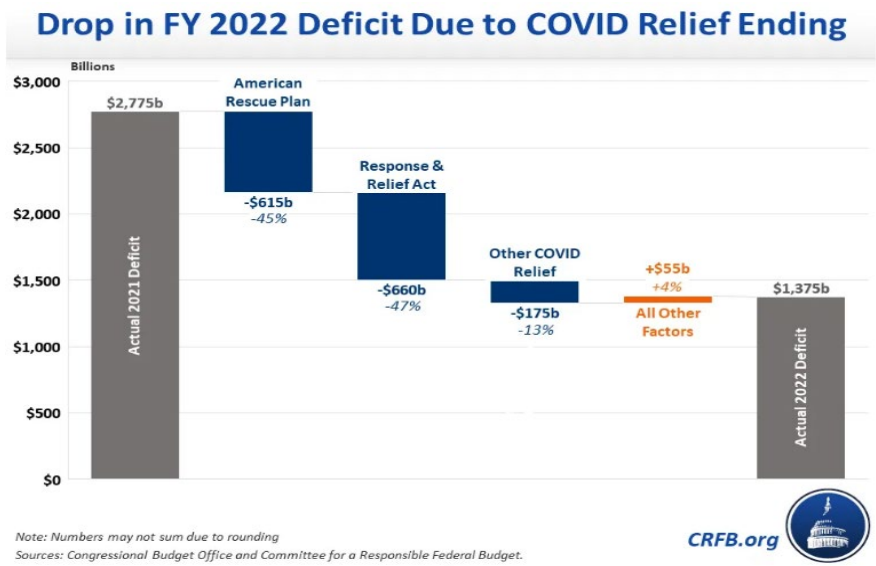

（出所）CRFB "COVID Relief End Explains All of 2022 Deficit Decline-2022-10-21"

コロナ禍の財政運営について関係者の声（ヒアリングより）

✓ コロナ関連の財政支出は、法律の規定に従い期限どおりに終了したが、政治的反対はなかった（議会関係者）

✓ 立法時に期限を定めており、延長にも立法が必要なため議会で継続しようという動きはなかった（議会関係者）

主な財政健全化目標の推移

資料Ⅱ－４－１

	フローに関する目標	ストックに関する目標
財政構造改革の推進に関する特別措置法 1997年法律第109号	● 2003年度（1998年６月改正後：2005年度）までに、国・地方の財政赤字対GDP比を３％以下 ● 1998～2000年度の主な歳出の縮減目標 ✓ 社会保障：前年度比＋3000億円未満（1998年度） ✓ 公共投資：前年度比93%以下（1998年度）　等	－
骨太2006 2006年７月閣議決定	● 2011年度までに国・地方のPB黒字化、国のPBもできるかぎり均衡を回復 ※黒字化達成後も一定の黒字幅を確保 ● 2007～2011年度の主な歳出の縮減目標 ✓ 社会保障：５年間で▲1.1兆円程度 ✓ 公共投資：前年度比▲３％　等	● 2010年代半ばにかけて債務残高対GDP比の発散を止め、安定的引下げ
財政運営戦略 **中期財政フレーム** 2010年６月閣議決定	● 2020年度までに国・地方及び国のPB黒字化 ※ 2015年度までに国・地方及び国のPB赤字対GDP比を2010年度の水準から半減、2021年度以降も残高目標にかかる達成状況を踏まえつつ努力を継続 ● 2011～2013年度のPB対象経費の抑制（歳出の大枠71兆円）　等	● PB黒字化の達成後、債務残高対GDP比の安定的引下げ
中期財政計画 2013年８月閣議決定	● 2020年度までに国・地方のPB黒字化（2015年度までに国・地方のPB赤字対GDP比を2010年度の水準から半減） ● 国の一般会計PBを2014・2015の各年度において４兆円程度改善　等	● PB黒字化の達成後、債務残高対GDP比の安定的引下げ
骨太2015 2015年６月閣議決定	● 2020年度までに国・地方のPB黒字化 ● 2016～2018年度の歳出の目安 ✓ 一般歳出：３年間で＋1.6兆円程度 ✓ 社会保障関係費：３年間で＋1.5兆円程度　等	● PB黒字化の達成後、債務残高対GDP比の安定的引下げ
骨太2018 2018年６月閣議決定	● 2025年度までに国・地方のPB黒字化 ● 2019～2021年度の歳出の目安 ✓ 社会保障関係費：高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる ✓ 非社会保障関係費：歳出改革の取組を継続　等	● PB黒字化と同時に債務残高対GDP比を安定的に引下げ
骨太2021 2021年６月閣議決定	● 2025年度までに国・地方のPB黒字化 ● 2022～2024年度の歳出の目安 ✓ 社会保障関係費：高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる ✓ 非社会保障関係費：歳出改革の取組を継続　等	● PB黒字化と同時に債務残高対GDP比を安定的に引下げ

各国の債務残高対GDP比の推移

資料Ⅱ－４－２

○　日本では、特例公債の発行を復活させて以降、財政健全化の取組を進めてきたが、バブル崩壊以降、度重なる経済危機や災害への対応に加え、そうした危機後も歳出構造の平時化に時間を要した結果、債務残高対GDP比は概ね一貫して増加。

○　この結果、足元の債務残高対GDP比は、1900年以降の主要先進国において記録のある範囲内で見れば、第２次世界大戦直後の英国の水準に匹敵するレベルにまで増加。

主要先進国（一般政府）の債務残高対GDP比の推移

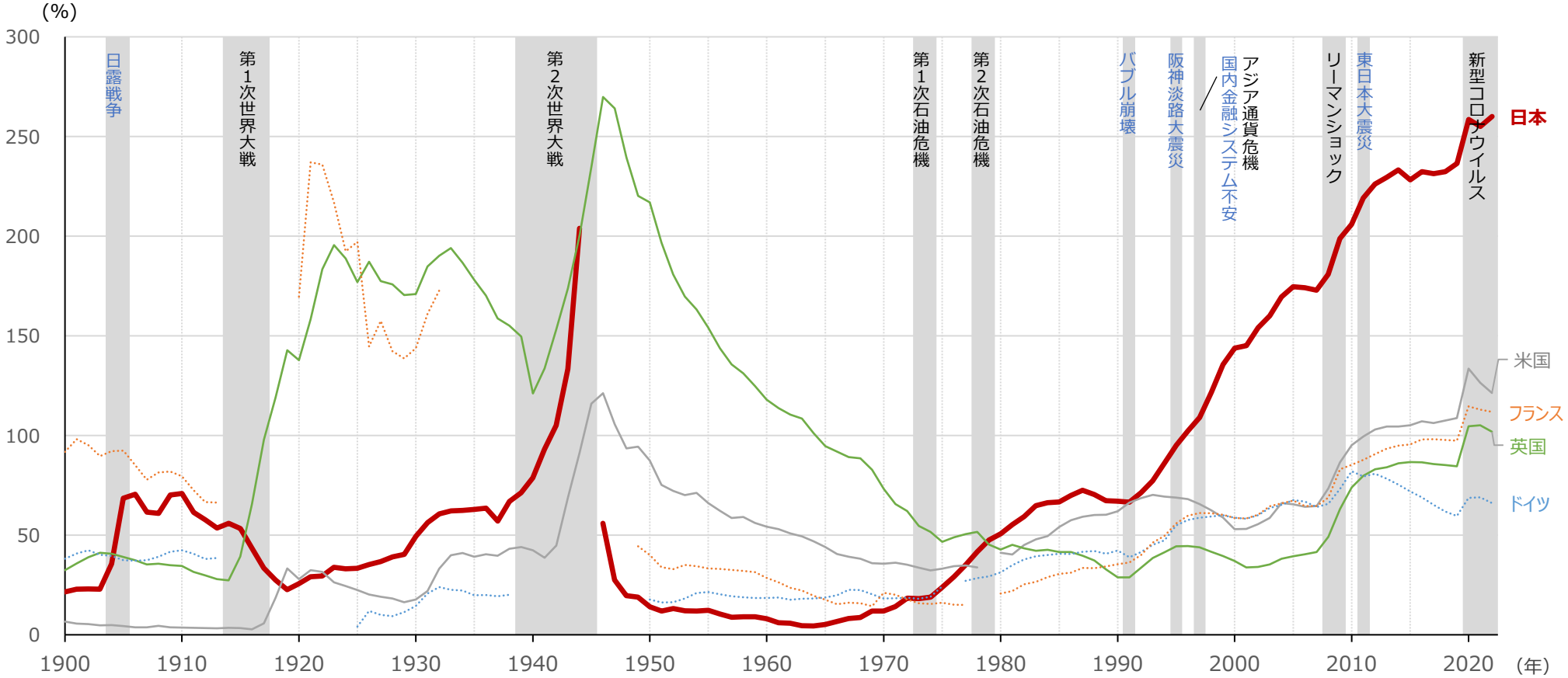

（出所）IMF “Historical Public Debt Database”, “World Economic Outlook”
（注）日本の1945年、米国の1979年、ドイツの1914年～1924年、1939年～1949年及び1976年、並びにフランスの1914年～1919年、1933年～1948年及び1978年～1979年については、元データが欠落しているためグラフに表示されていない。

日本の一般会計歳出等の推移

資料Ⅱ－４－３

○　令和２年度以降、補正予算の規模は縮小傾向にあるが、引き続き歳出構造の平時化に向けた取組を進めていく必要。

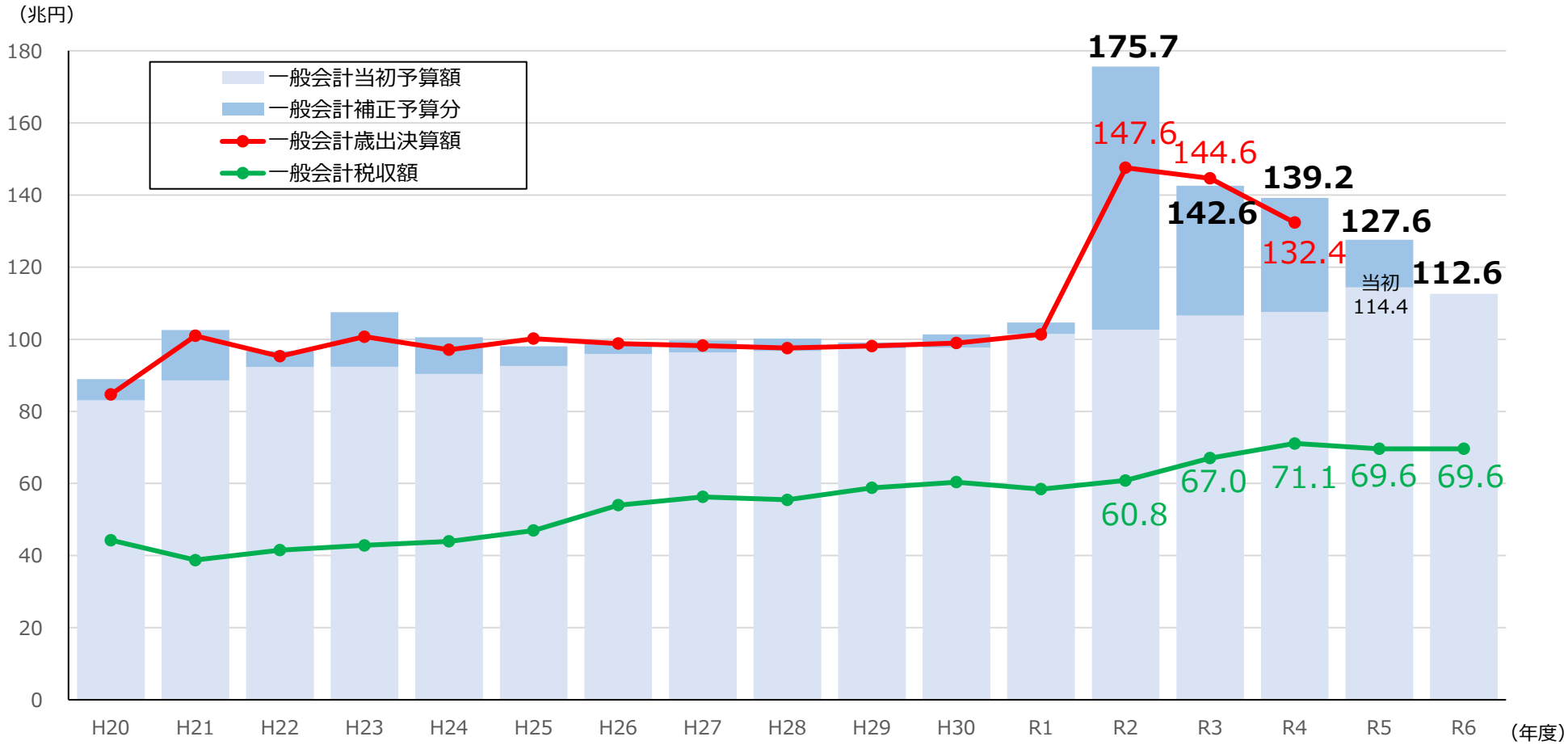

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補正予算による追加額	5.8	14.0	4.4	15.1	10.2	5.5	3.1	3.3	3.5	1.7	3.6	3.2	73.0	36.0	31.6	13.2

（注１）令和元年度、２年度予算の計数は臨時・特別の措置を含む。補正予算による追加額は、当初予算額と最終補正後予算額の差分。
（注２）東日本大震災からの復旧・復興については、平成23年度一般会計補正予算等に加えて、平成24年度以降は復興特会で経理。平成23年度から令和７年度までの復興財源フレームの事業規模は32.9兆円程度であり、その財源は、復興特別税や税外収入等により事業規模と見合うものとなる見込み。

債務残高対GDP比の増減要因

資料Ⅱ－４－４

○　各国の債務残高対GDP比の伸びを、PB要因とそれ以外の要因（成長率、金利、その他）に分解すると、我が国も主要先進国においても、債務残高対GDP比の増減要因は基本的にPBで説明可能。

○　債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくためにはPBの改善が重要であり、そのためには、歳出改革の取組の継続、歳出構造の平時化を図っていく必要。

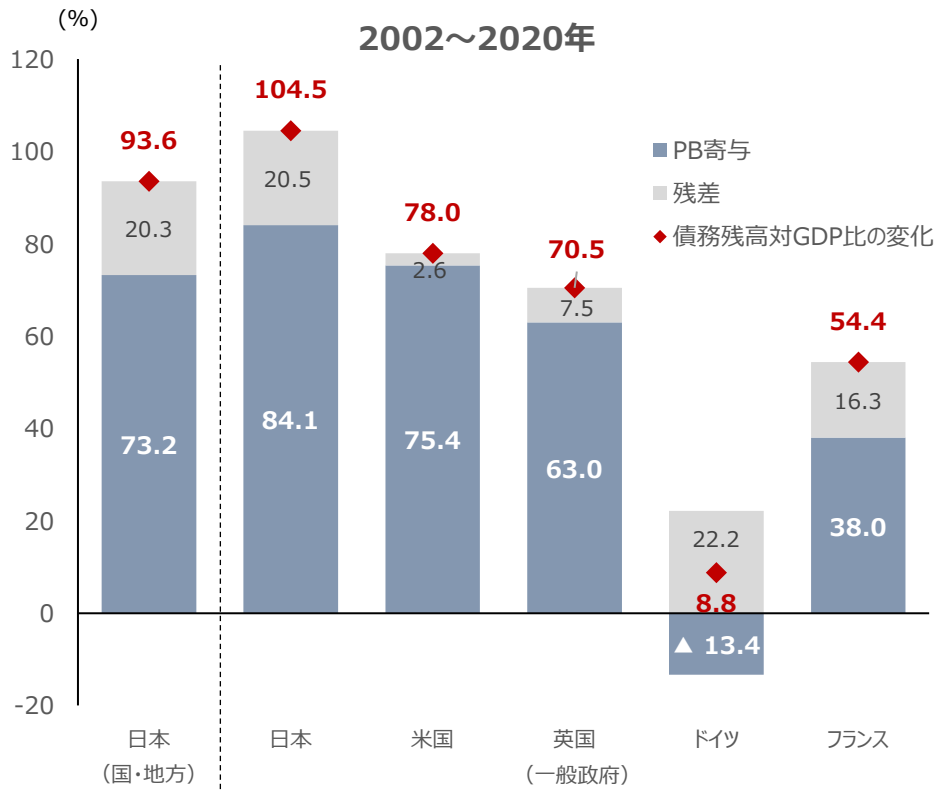

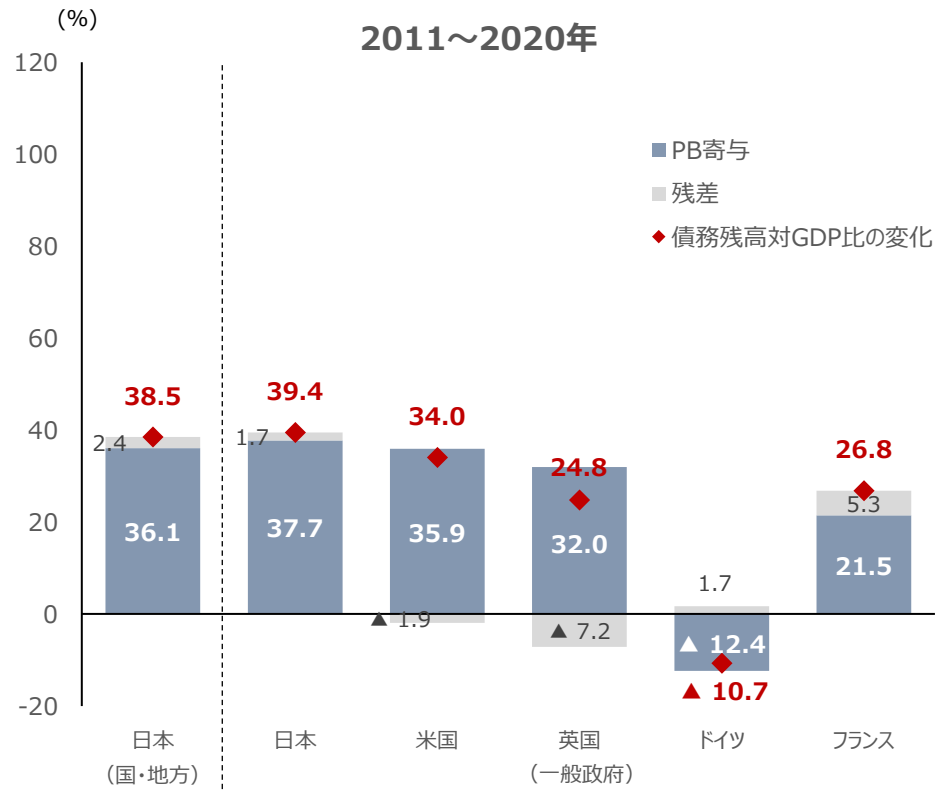

（出所）IMF "World Economic Outlook"、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」に基づき財務省にて試算。
（注１）上記は、今期の債務残高対GDP比＝(前期の債務残高×(1＋名目金利)－PB) / (前期のGDP×(1＋GDP成長率))、と定義した上で、毎年の債務残高対GDP比の増減要因をPB寄与とそれ以外（残差）に分解し、これを積み上げたもの。なお、残差はPBで説明できない変動であり、名目経済成長率、金利、その他統計上の不一致等が含まれる。
（注２）日本（国・地方）は国・地方の復旧・復興対策及びＧＸ対策の経費及び財源の金額を除いたベース（年度）、その他は一般政府ベース（暦年）。
（注３）上記は、中長期試算において内閣府がデータを公表している2002年（度）から、2020年（度）までのデータに基づき分析を行ったもの。

PBと財政収支の推移

資料Ⅱ－４－５

○　国・地方のPBは1992年度以降一貫して赤字。内閣府の中長期試算によれば、成長実現ケースの場合、歳出改革努力を継続すれば、2025年度のPB黒字化が視野に入る状況となっているが、その実現は必ずしも楽観視できる状況にはない。

※　なお、財政収支とPBの差は利払費である。

国・地方のプライマリーバランス対GDP比の推移と今後の見通し

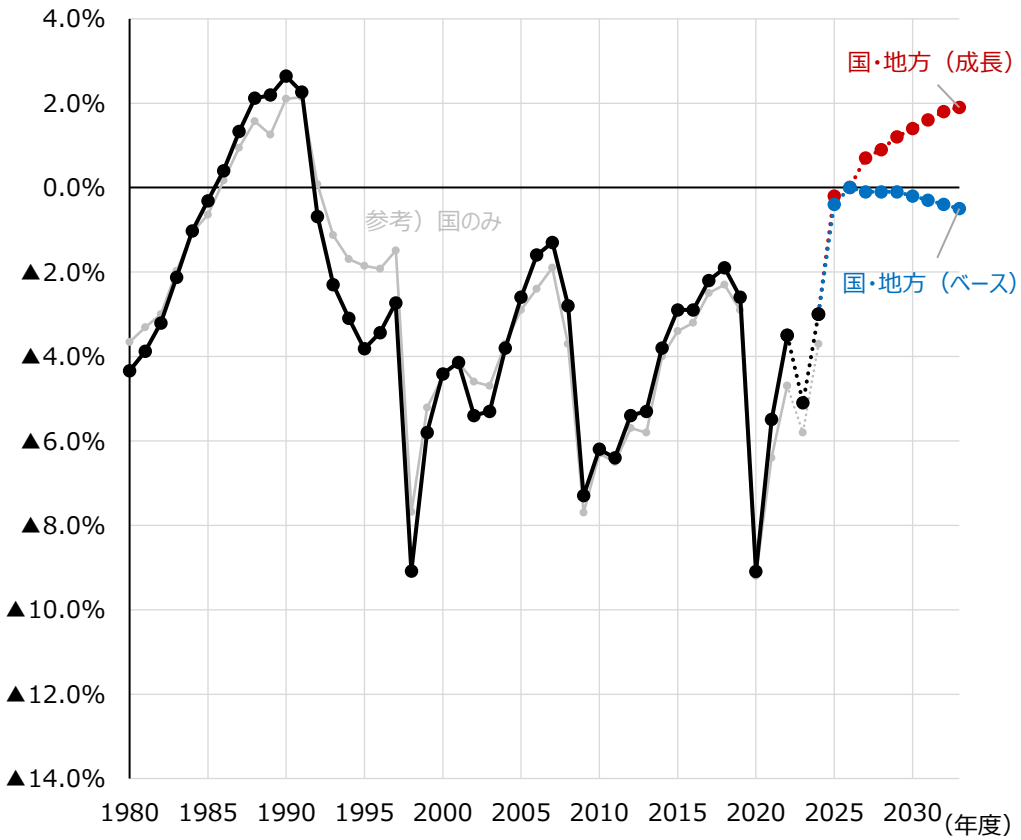

国・地方の財政収支対GDP比の推移と今後の見通し

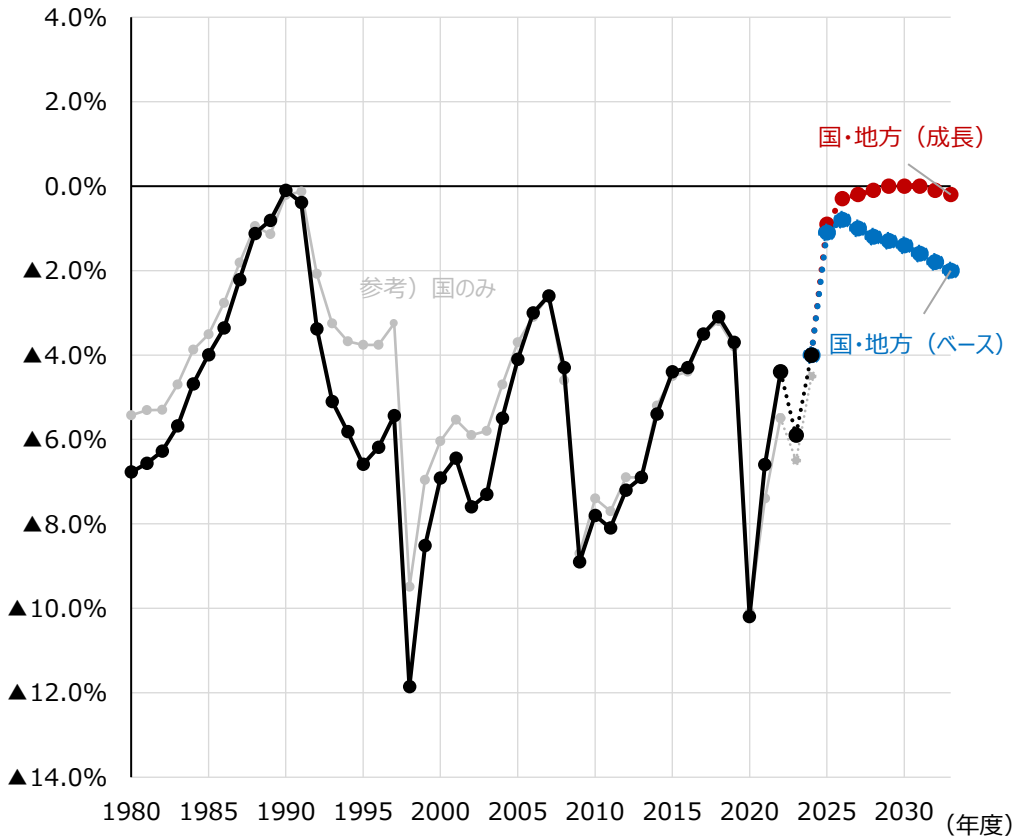

（注１）1980年度から1993年度までは、93SNAベース。1994年度以降は、08SNAベース。
（注２）2001年度以前のPBはSNAベースのPB、財政収支はSNAベースの純貸出（＋）/純借入（-）を単純に合計したもの。
2002年度以降は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月22日諮問会議提出）（復旧・復興対策及びGX対策の経費及び財源の金額除き）ベースであり、単年度限りの特殊要因を除いていることに留意。「成長」は「成長実現ケース」、「ベース」は「ベースラインケース」を指している。

金利上昇による利払費への影響について

資料Ⅱ－４－６

○　令和６（2024）年度後年度影響試算の考え方に基づき、令和７（2025）年度以降金利が１％上昇した場合の利払費の増加幅を機械的に延伸すると、令和15（2033）年度の利払費の増額は＋8.7兆円となる。

令和７年度以降金利が１％上昇した場合の利払費の増額の推移
（令和６年度後年度影響試算［試算－１］の延伸）

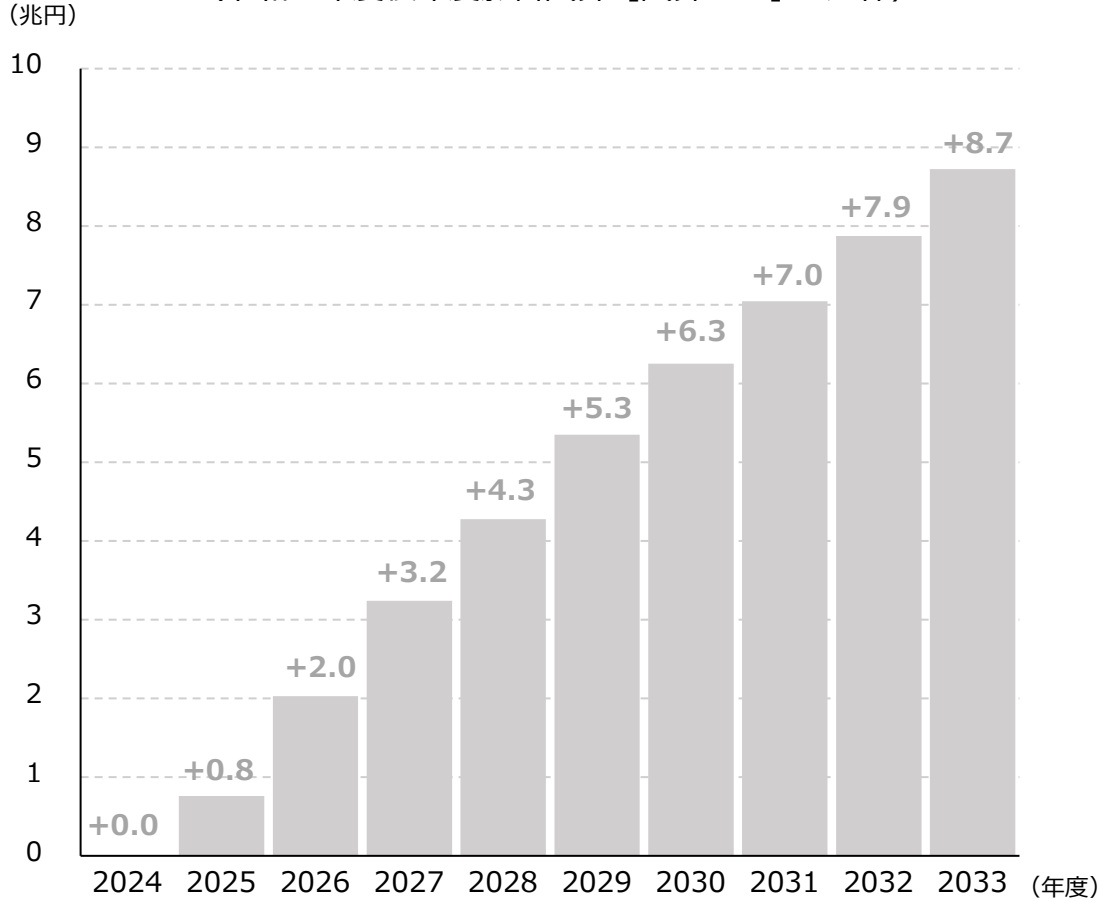

【令和６年度後年度影響試算の考え方】

○　一定の経済前提を仮置きした上で、令和６年度当初予算の制度・施策を前提として、その後３年間（令和７～９年度）の国の一般会計の姿を機械的に試算。

○　［試算－１］においては、令和６（2024）年度を予算積算金利、令和７（2025）年度以降をインプライド・フォワード・レート（市場に織り込まれた金利の将来予想）を加味した金利に設定。

（注１）新規国債発行額は、令和10（2028）年度以降、令和９（2027）年度の額と同額で推移すると仮定。
（注２）令和６年度後年度影響試算では、債務償還費も含んだ国債費でストレステストを行っているが、上記の利払費はその内数。

金利と利払費の関係

資料Ⅱ－４－７

○　金利が１％増加した場合、利払費は段階的に増加することとなる。これは、金利が上昇した場合、新たに償還期限が到来した低い金利の国債から、高い金利の国債に順次置き換わっていくことによるもの。この結果、当面は平年度化した際の利払費よりも低い水準で済むこととなるが、これはいわば「期間のボーナス」。

○　逆に金利が低下した場合、当面は平年度化した際の利払費よりも高い水準とならざるを得ないという「期間のオーナス」が発生することになる。

債務残高のうち金利変動により影響を受ける部分（イメージ）

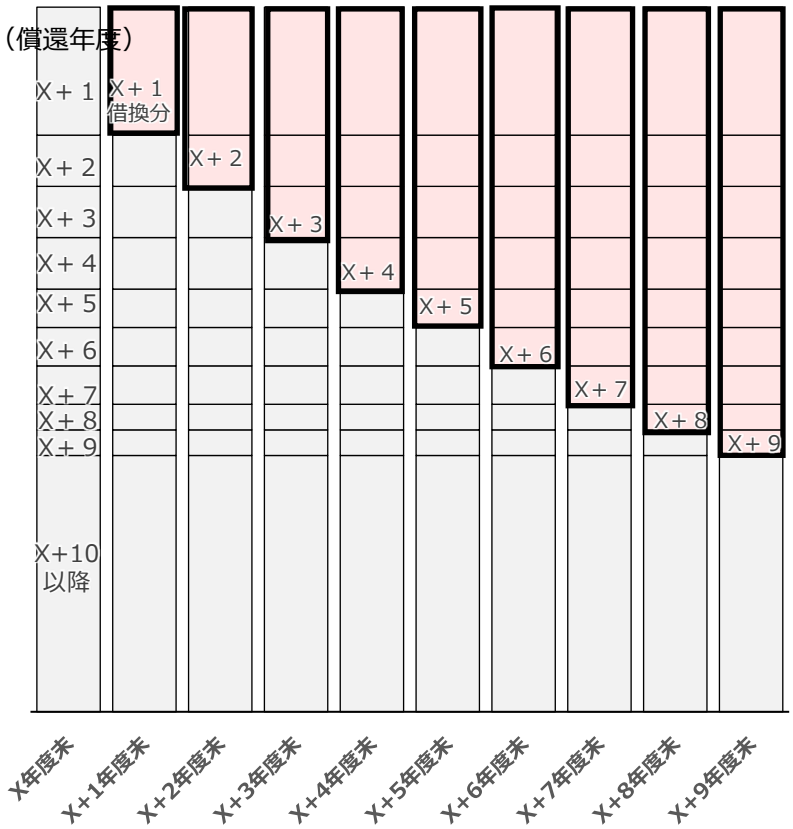

金利が上昇した場合

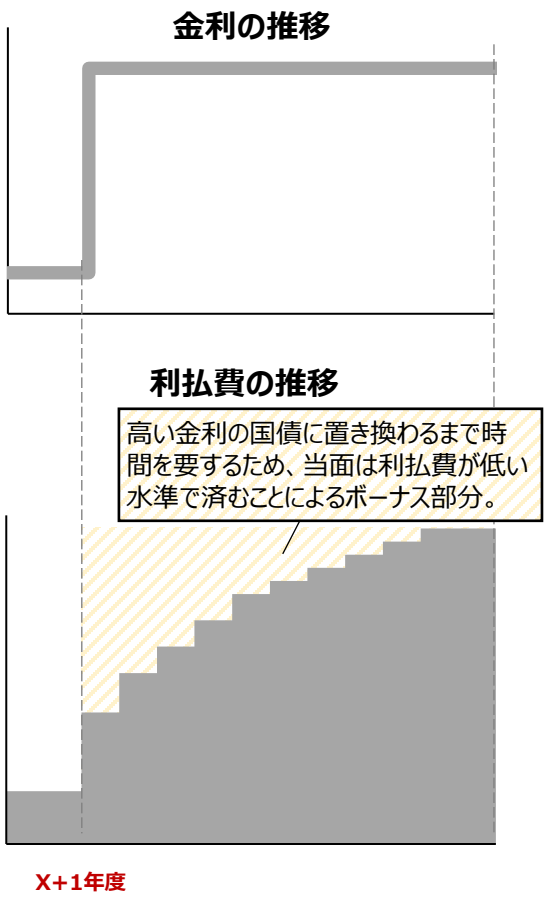

金利が低下した場合

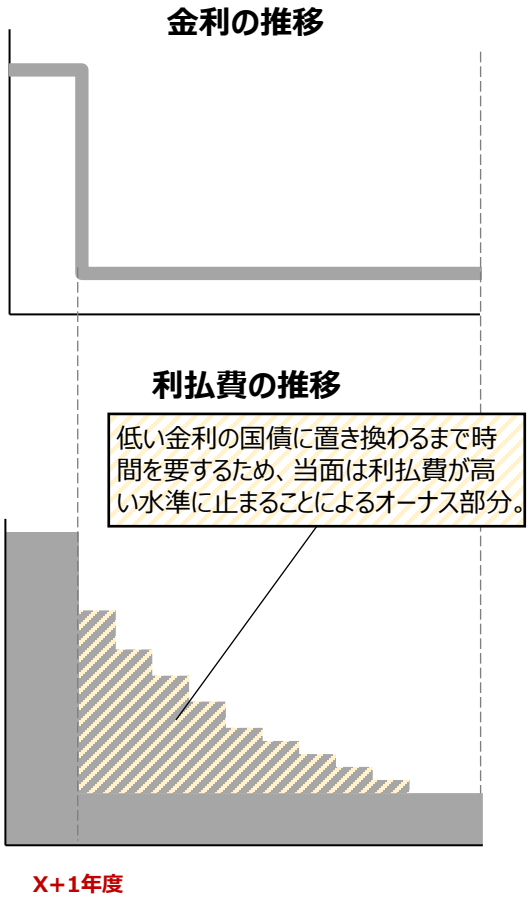

成長率と金利の関係

資料Ⅱ－４－８

○ いわゆるｒとｇの推移を見ると、2010年代はｒが高い年もあればｇが高い年もある一方で、それ以前は、総じてｒが高い。

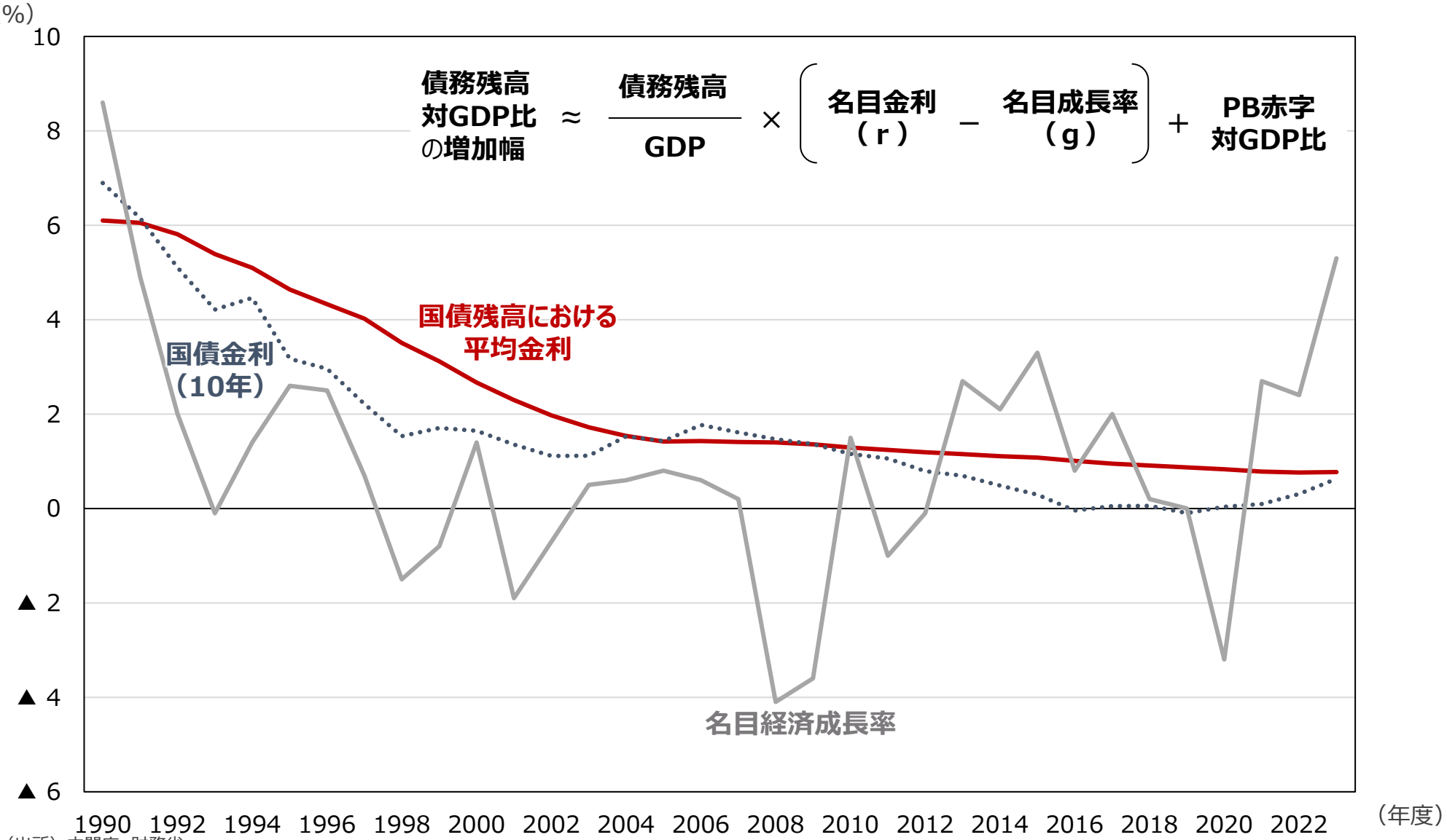

（出所）内閣府、財務省
（注）国債残高における平均金利は、普通国債の利率加重平均の値を使用。

財政面における有事への備え

資料Ⅱ－４－９

○　2020年１月（コロナ前）の中長期試算では、公債等残高対GDP比は、成長実現ケースの下では将来的に安定的に減少し、ベースラインケースの下でも2024年度まで減少していく見通しが示されていたが、その後新型コロナウイルスの発生等に伴う対応等により、結果として公債等残高対GDP比は大きく増加した。

○　今後、有事が発生した場合であっても、財政に対する信認を確保しながら躊躇無く財政措置を講じることができるよう、公債等残高対GDP比を安定的に引き下げ、「財政の強靱化」を進めていくことが重要。

※　中央防災会議の試算によれば、例えば南海トラフ地震の場合、経済的被害額（資産等の被害及び経済活動への影響の合計額）は「基本ケース」の下で約127.8兆円、「陸側ケース」の下で約214.2兆円とされる。また、首都直下地震（都心南部直下）の場合、経済的被害額は約95.3兆円とされる。

国・地方の公債等残高対GDP比の見通し（中長期試算）と実績

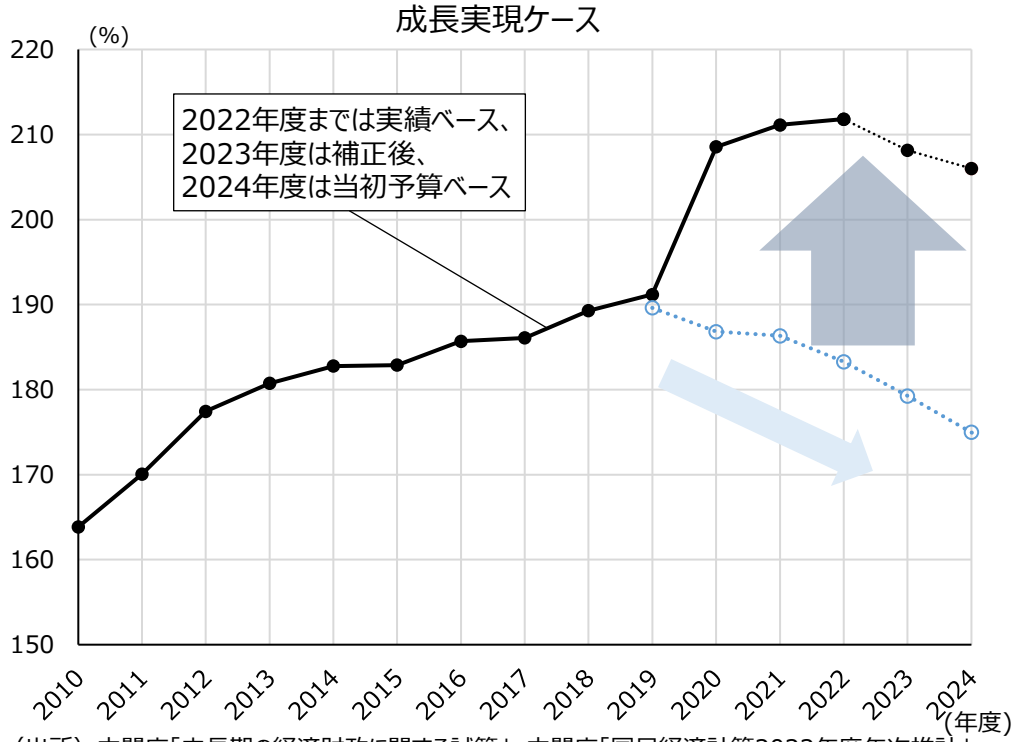

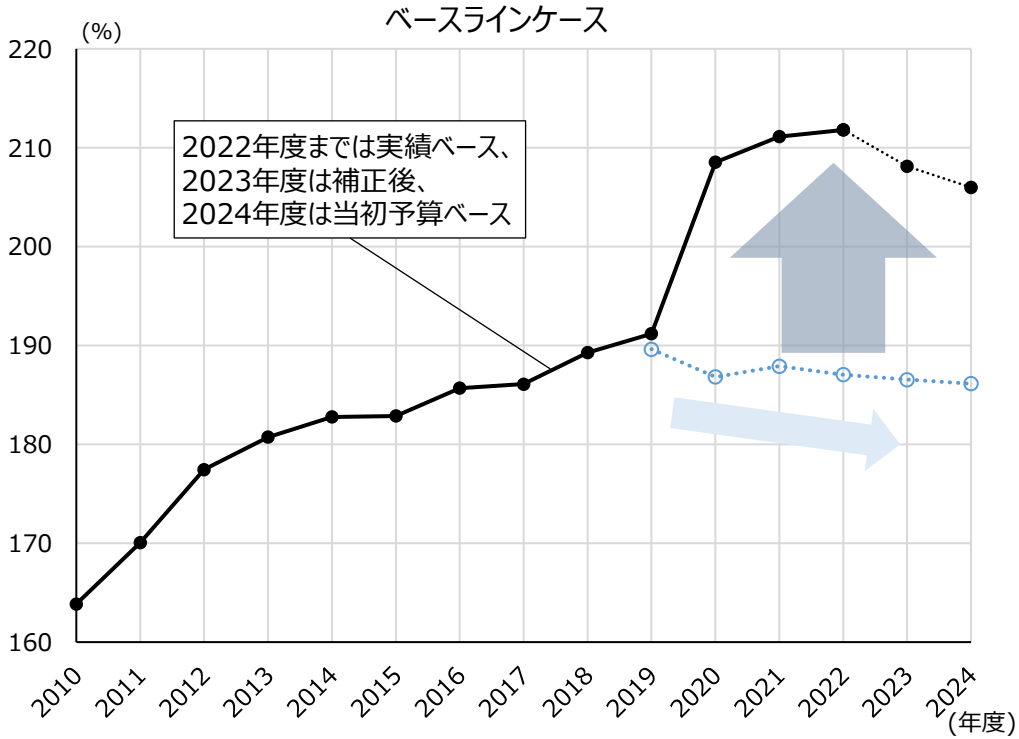

（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」、内閣府「国民経済計算2022年度年次推計」
（注１）各試算の比較にあたり、2023年12月に名目GDPの基準改定が行われたことに伴う機械的な調整を実施している（2020年１月試算の場合、2018年度の名目GDPの実績（基準改定後）に、当該試算における2019年度以降の名目GDP成長率の見通しをかけ合わせたものを分母に使用）。
（注２）公債等残高については、復旧・復興対策及びGX対策の経費及び財源の金額を除いたベースの数値を使用。
（注３）経済的被害額の想定は、中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）～ 経済的な被害 ～」（平成25年３月）、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～ 経済的な被害の様相 ～」（平成25年12月）による。

「国の財務書類」について

○ 民間企業は企業会計に基づく財務諸表を作成しているが、国も同様に、国の財務状況等をよりわかりやすく説明することなどを目的として、企業会計の考え方や手法に準拠し、「国版の財務諸表」である「国の財務書類」を作成している。

○ また、国の業務の一部は独立行政法人等を通じて行われており、国と、これらの独立行政法人等（連結対象法人）を含めた財務状況を開示する「連結財務書類」も作成している。

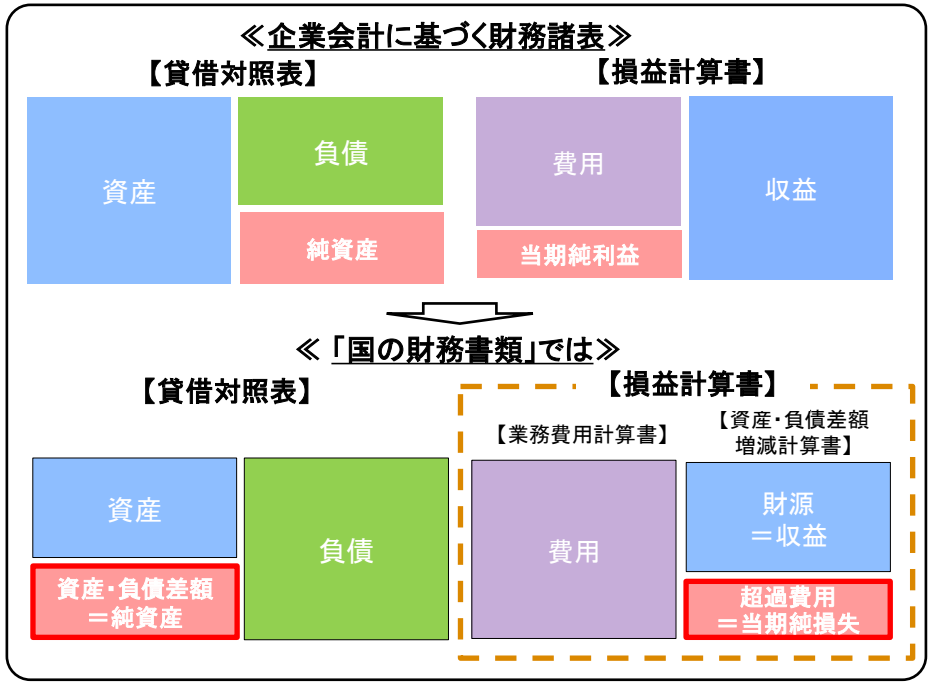

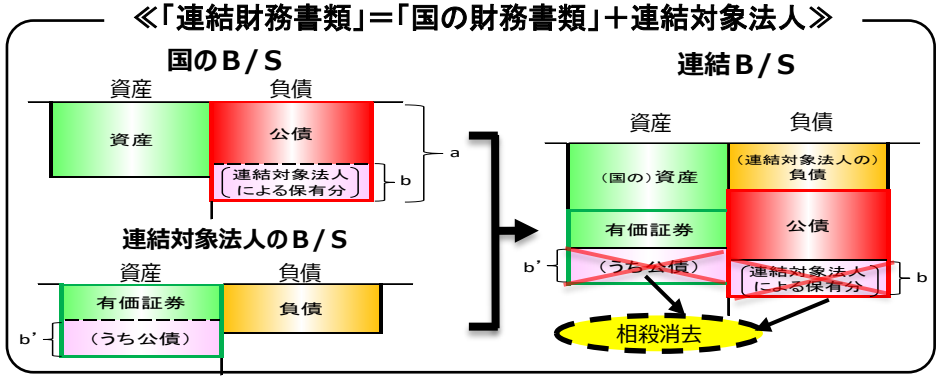

「国の財務書類」について

○ 国の財務書類は、一般会計及び特別会計の歳入（収入）歳出（支出）の決算額や年度末残高などの決算数値をもとに、貸借対照表や損益計算書に相当する「国版の財務諸表」としてとりまとめたものです。

- 貸借対照表・・会計年度末における資産及び負債の状況
- 業務費用計算書・・会計年度内の業務実施に要した費用
- 資産・負債差額増減計算書・・貸借対照表の資産・負債差額の増減を要因別（業務費用、財源等）に明らかにする

○ 具体的には企業会計の考え方や手法に準拠して、資産、負債等を計上しています。

- 未収金、前払費用や未払金、前受収益を計上しています
  - ・取引が発生した時期に応じて計上しています
- 引当金や責任準備金を計上しています
  - ・将来発生する特定の費用や損失に備えるための必要額を計上しています。＊貸倒引当金、退職給付引当金、賞与引当金、責任準備金　等
- 期末評価を行い、資産評価損益、為替換算差額を計上しています
  - ・有価証券や土地などの資産を時価評価しています
  - ・外貨や外貨証券などを年度末の為替相場で円換算しています
- 減価償却費を計上しています
  - ・建物等の固定資産は耐用年数に応じて、一定期間にわたり費用計上しています

「連結財務書類」について

・国（一般会計及び特別会計）と連結対象法人（197法人）を一つの主体としてみなし、国と連結対象法人の相互間取引を相殺消去して連結財務書類を作成しています。

フューチャー・デザインの考え方の浸透に向けた当面の取組

○　今後、財政に限らず持続可能な社会を考えていく上での諸課題について、社会各層で広く自発的にフューチャー・デザインの考え方を活用した取組が進むことを後押しするため、令和６年度より情報共有のプラットフォームとなる「ポータルサイト」を開設予定。

○　加えて、対象と目的に応じた各種コンテンツの作成とワークショップ実践を引き続き推進。

●フューチャー・デザインに係る情報共有の基盤となる「ポータルサイト」の開設

- 各分野への横展開、コンテンツ・イベントの企画・調整、各種イベント成果等の情報共有のプラットフォームとなる「ポータルサイト」を令和６年度に開設予定。これによって、フューチャー・デザインに興味のある団体や、これから活用したいと考えている団体等の自発的な取組みを後押し。
- 引き続き、フューチャー・デザインを研究する有識者・先進的な団体と、活用支援体制の構築等に当たって連携。

●ポータルサイトに掲載検討中のコンテンツ及び足下の取組状況

ワークショップツールの作成・実践

- 自治体等の行政職員や学生、社会人向けに、対象と目的に応じて、グループワークを主体としたワークショップを随時実践。
- 実践結果を踏まえて、関心のある方が自由に使用可能な、様々なテーマ・パターンのワークショップツールを作成中。

他省庁及び教育現場等との連携

- 社会保障教育の推進に取り組む厚生労働省と連携し、フューチャー・デザインの考え方を活用して持続可能な社会保障の在り方について考えるためのワークショップツールを作成中。
- 今後、他省庁との更なる連携や、高校生及び中学生向けの授業に活用できる資料の作成も検討。

イベントの開催

- 関係者と連携の上、フューチャー・デザインの活用事例や、活用のためのノウハウ・知見を横展開するとともに、ネットワーキングの支援にも資するイベントについて、開催を検討。

政府支出および基礎的財政収支の推移（対GDP比）

資料Ⅲ－０－１

○　この30年、日本の政府支出水準（対GDP比）は、主要諸外国と比べても顕著に増加している。また、この間の基礎的財政収支（対GDP比）は、主要諸外国よりも悪い。

○　拡張的な財政スタンスをとり、それにも関わらず高成長を実現できなかったのが現実である。

令和５年４月14日
財政制度等審議会
財政制度分科会　資料

政府支出（一般政府総支出）対GDP比の推移

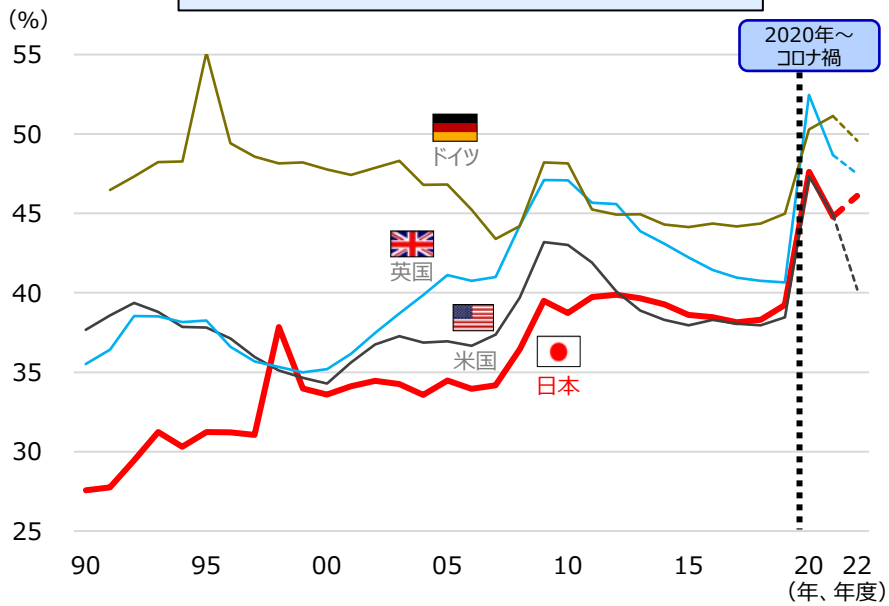

基礎的財政収支（プライマリーバランス）対GDP比の推移

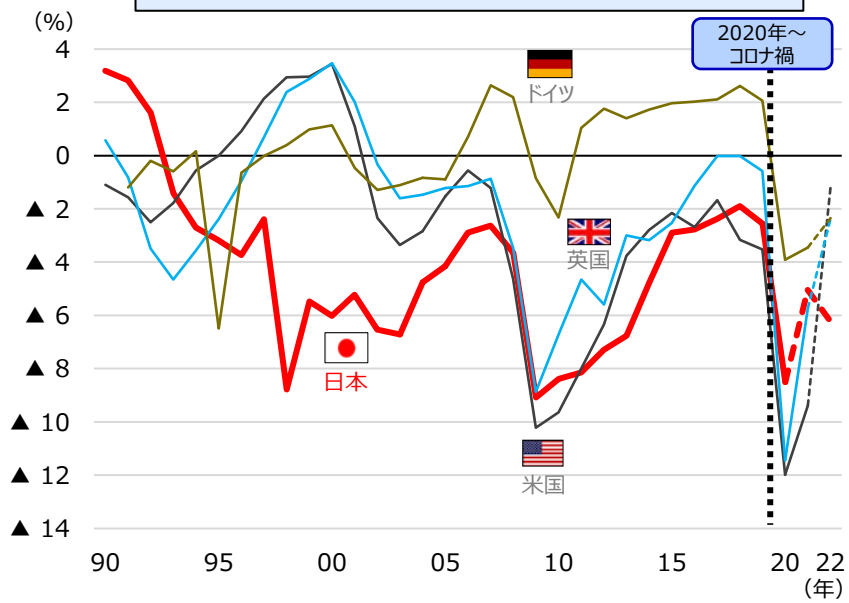

	1990年	2019年		2022年（推計値）	
ドイツ	46.5% ※1991年値	45.0%	0.97倍	49.6%	1.07倍
英国	35.6%	40.7%	1.14倍	47.5%	1.34倍
米国	37.7%	38.5%	1.02倍	40.2%	1.07倍
日本(年度)	**27.6%**	**39.2%**	1990年比 1.42倍	**46.1%**	1990年比 1.67倍

	1990年～2019年平均値	2019年～2022年平均値（2022年は推計値）
ドイツ	＋0.3% ※1991年～2019年平均値	▲1.9%
英国	▲1.7%	▲5.0%
米国	▲2.1%	▲6.5%
日本	**▲4.0%**	**▲5.6%** ※2021年、2022年ともに推計値

（出所）左図）日本：内閣府「国民経済計算」により作成。ただし、2022年度については、IMF “World Economic Outlook”（2023年４月）により補完。
諸外国：OECD “National Accounts”により作成。ただし、OECDデータで取得できない期間について、IMF “World Economic Outlook”（2023年４月）により補完。ドイツについては1991年からの値。
右図）OECD “Economic Outlook 112”(2022年11月22日）により作成。数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。日本は2021年及び2022年、それ以外の国々は2022年が推計値。

政府支出拡大の効果等

資料Ⅲ－０－２

○　拡大する財政出動等の結果、1990年代以降、政府債務残高は大きく増加したが、名目GDPはほぼ横ばい。**積極的な財政運営が持続的な成長にはつながっていない面**もある。

○　OECD加盟国等の債務残高（対GDP比）と実質経済成長率の関係性を見ると、**必ずしも正の相関関係は見られない。**

我が国の政府債務残高と名目GDPの推移

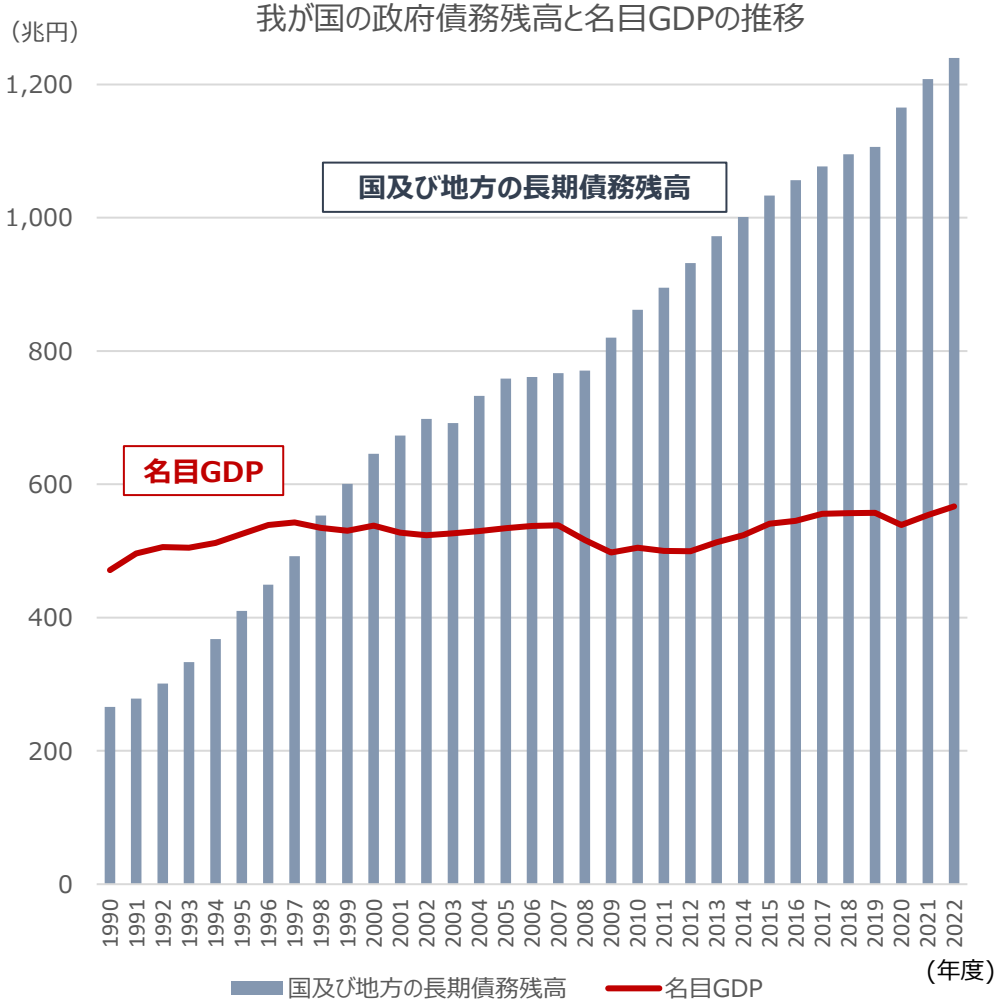

（出所）財務省、内閣府

OECD加盟国等の政府債務残高対GDP比と実質GDP成長率

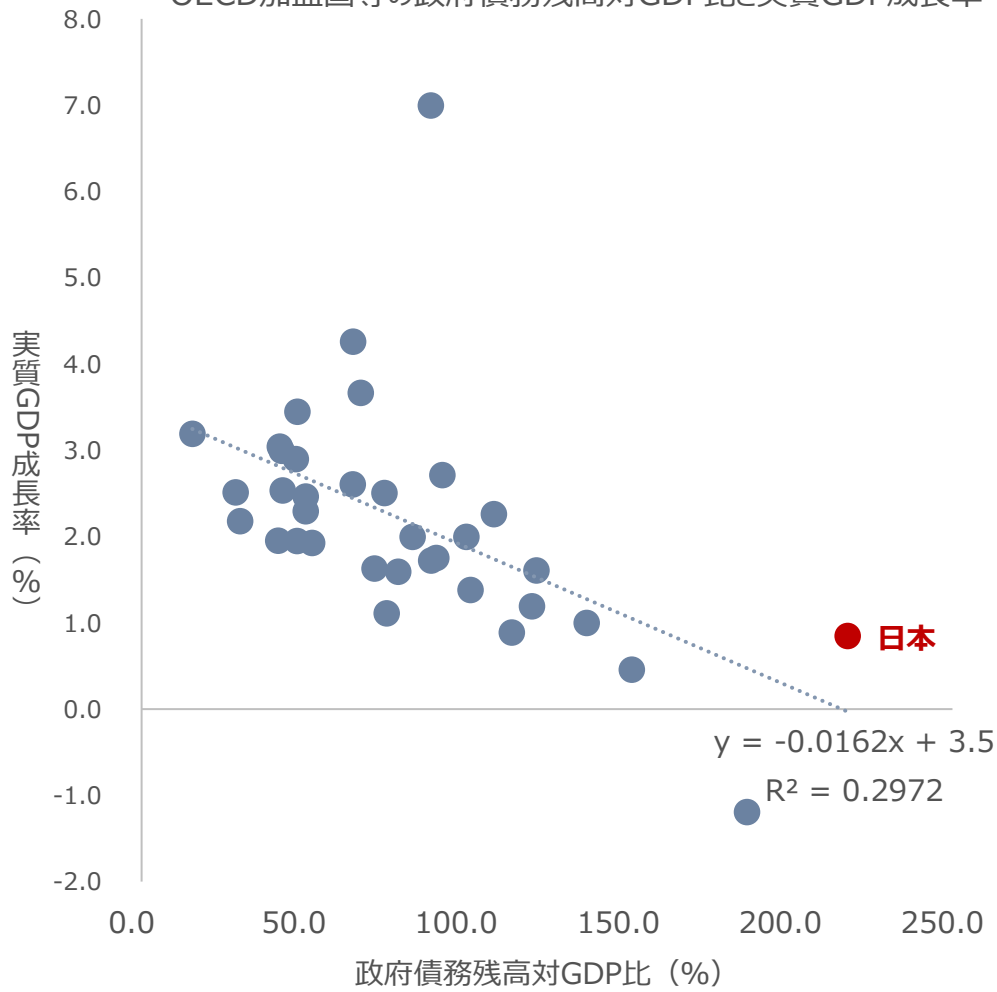

（出所）OECD“Economic Outlook 114“
（注1）Annex Table 36 に掲載されているOECD加盟国及び加盟候補国（35か国）
（注2）数値は一般政府ベース。それぞれ、2010年から2022年までの平均。

効果的な財政支出の必要性

資料Ⅲ－０－３

○　持続的な成長のためには、財政支出の量的な拡大ではなく、メリハリをつけ、**成果を挙げられる支出に重点化していく必要**。
○　そのためには、**EBPM(証拠に基づく政策形成)も活用し、PDCAサイクルを強化することが重要**。

◆令和五年度予算の編成等に関する建議（令和４年11月　財政制度等審議会）　（抜粋）

- 日本の財政支出対GDP比はOECD諸国の平均を大きく上回るペースで増加してきており、結果として財政赤字が継続し、1990年代初頭は200兆円台であった債務残高は1,000兆円を超えるに至っている。それにも関わらず、名目GDPはほぼ横ばいのままである。経済低迷と財政悪化が同時に進行していたということにほかならない。名目政府支出の乗数効果も、趨勢(すうせい)的に低下してきている。**少なくとも、この間の拡張的な財政運営は、持続的な成長にはつながっていない**。
- こうした経緯から見ても、**単に財政支出を拡大することで経済成長を図ろうとしても、結果は望み難い**。限られた財政資源を最適な形で配分するため、政策の優先順位付けとスクラップ・アンド・ビルドを通じて、真に効果的な施策への絞込みを行うなど、**メリハリのついた予算を作成し、成果を挙げられる支出に重点化していく必要**がある。

◆令和六年度予算の編成等に関する建議（令和５年11月　財政制度等審議会）　（抜粋）

- あわせて、かねてより指摘してきたことではあるが、**財政支出に当たっては、定量的な政策目標を明確にするとともに、その政策効果（アウトカム）を厳しく問うEBPM（証拠に基づく政策形成）を徹底していくことが重要**である。こうした取組を通じて**PDCAサイクルを強化し 、財政出動が経済成長をはじめとする政策目標の達成に当たって効果的なものとなっているかどうかを不断に検証していくことが不可欠**である 。その上で、将来に向けてより有用な施策を実行していくために、有用であっても効果が小さい既存の施策を恐れずに取り止めていくべきである。こうしたスクラップ・アンド・ビルドの考え方を徹底することを通じて、選択と集中によるメリハリの効いた財政運営を行い、成長と分配の好循環を実現していくことが可能となる。

我が国の労働生産性の推移

資料Ⅲ－１－１

○　生産年齢人口が大きく減少する中にあっては、諸外国以上に労働生産性を上昇させていくことが不可欠。

○　一方で、日本の労働生産性上昇率の推移を見ると、1990年代後半以降徐々に低下しており、とりわけ資本装備率（無形資産、有形資産（ICT）、有形資産（非ICT））の低下が大きい。また、諸外国と比較すると、特に無形資産（ソフトウェア、人的資本など）の資本装備率の寄与が小さい。

日本の労働生産性上昇率の寄与度分解

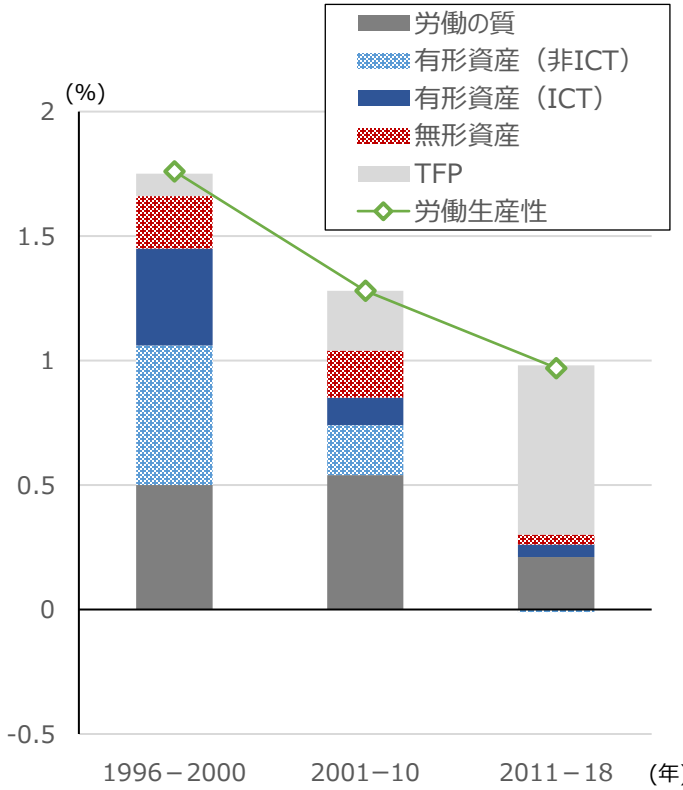

各国の労働生産性上昇率の寄与度分解（2011～18年の平均）

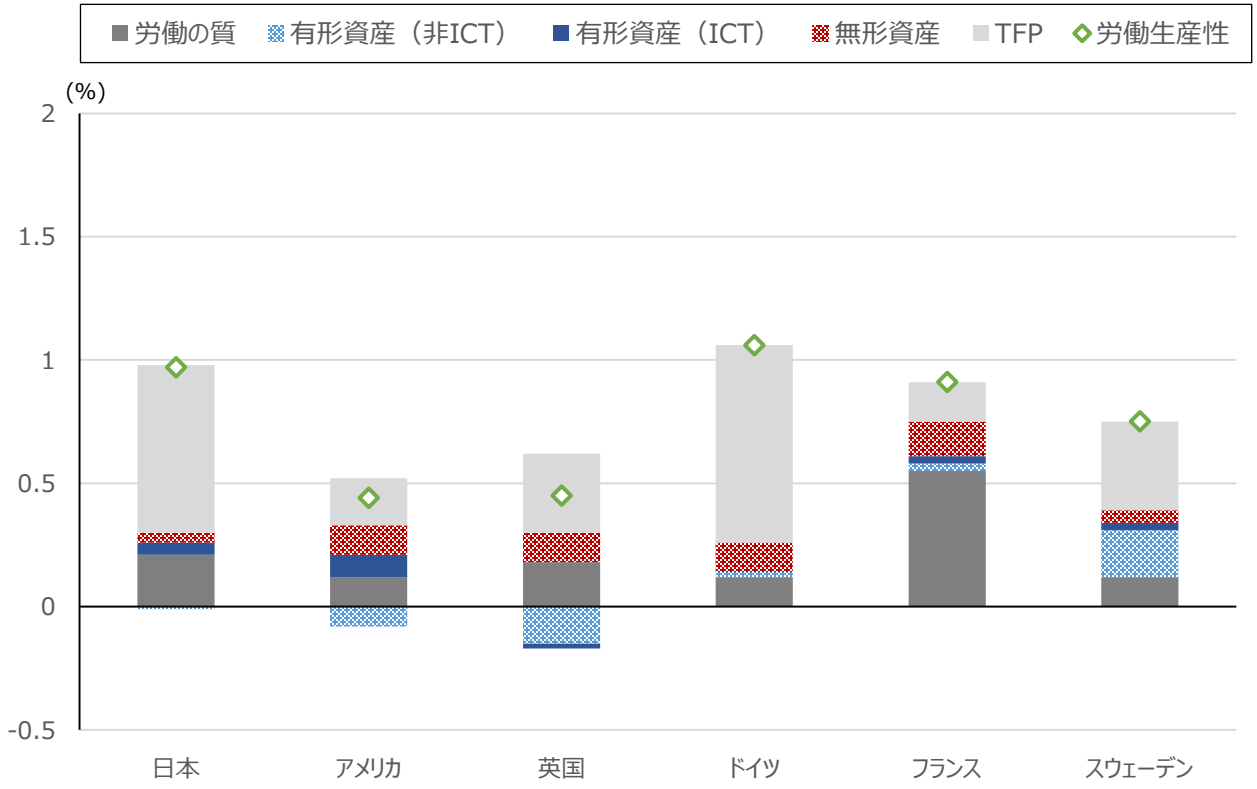

（出所）内閣府「令和５年度　年次経済財政報告」
（注１）ここでいう労働生産性は、労働投入１単位当たりの実質付加価値額であり、マンアワーベース。
（注２）労働の質は、性や雇用形態、最終学歴等の属性別の労働者グループの平均賃金の加重平均で代理されていることから、相対的に賃金が低い（高い）労働者の比率が高まれば低下（上昇）する。

民間主導の経済成長の実現

資料Ⅲ－１－２

○　2000年代を通じて、民間企業の投資は低迷し、日本の企業の純貯蓄（＝貯蓄－投資）は諸外国と比べて高い水準で推移。投資の低迷は、資本の平均年齢（ヴィンテージ）の上昇につながっているとの指摘もある。

○　今後は、人への投資を含めて民間企業による無形・有形の投資を促し、民間主導の経済成長を実現していく必要。

企業部門の貯蓄・投資バランス
（対GDP比）

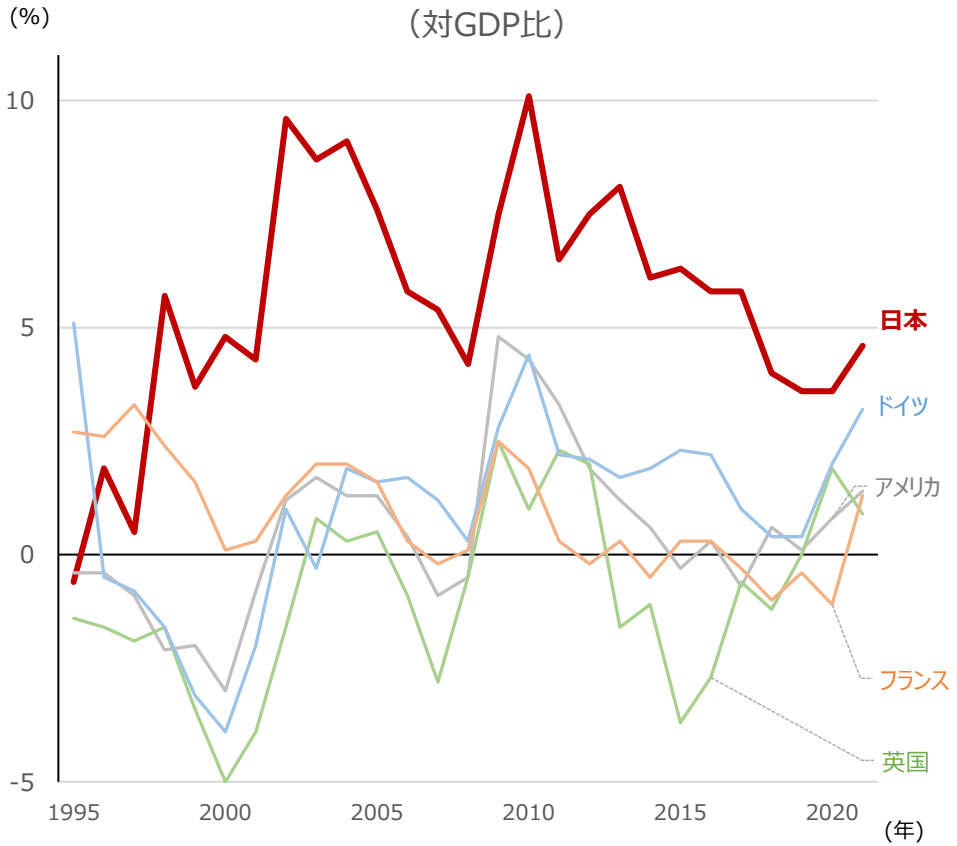

各国の資本のヴィンテージ

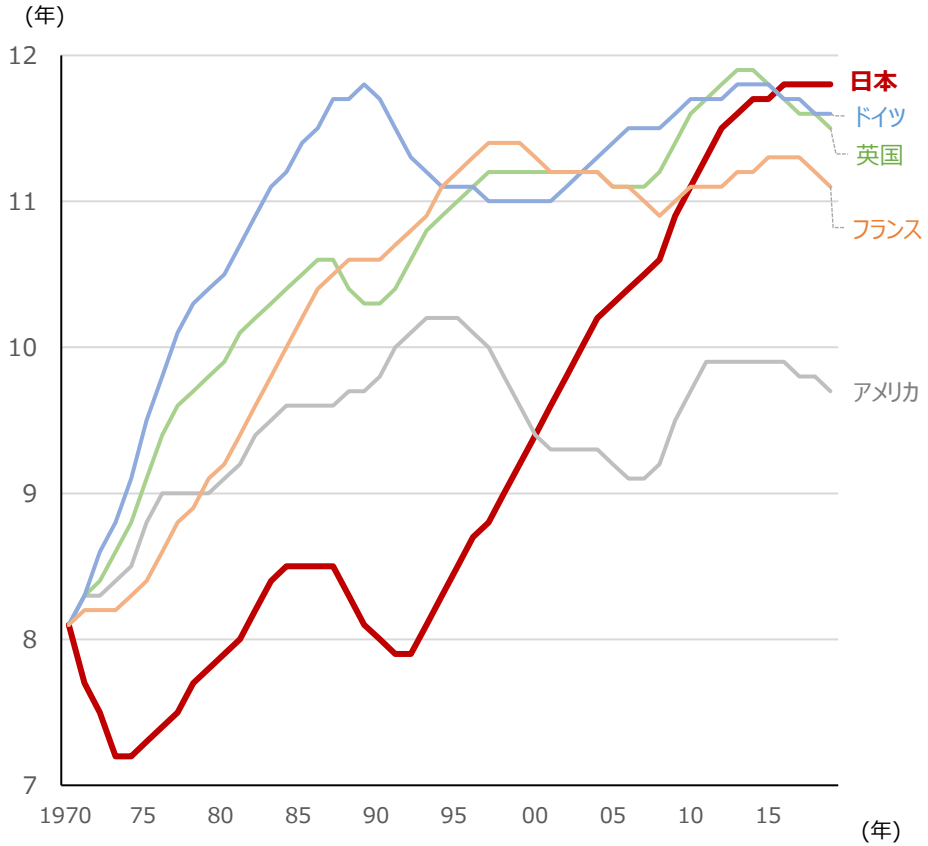

（出所）「企業部門の貯蓄・投資バランス」及び「各国の資本のヴィンテージ」については、内閣府「令和５年度　年次経済財政報告」。

産業別の就労状況と労働移動の円滑化

資料Ⅲ－１－３

○　労働政策研究・研修機構の推計によると、医療・福祉、教育・学習支援、情報通信業については、成長実現シナリオ※１、一人当たりゼロ成長シナリオ※２のいずれの場合であっても2040年にかけて就業者数は増加する見通しである一方、それ以外の多くの産業では就業者数が減少する見通し。

○　いずれにせよ、今後の経済構造の変化に応じて、労働需給は大きく変化し得る。そうした中、各人がより生産性の高い職場に円滑に移動できるよう、労働移動の円滑化に取り組んでいくことが必要。

※１）経済・雇用政策を講じ、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展する場合
※２）一人当たりゼロ成長に近い経済状況のもと、労働参加が2022年と同水準で推移した場合

産業別就業者数の実績と今後の見通し

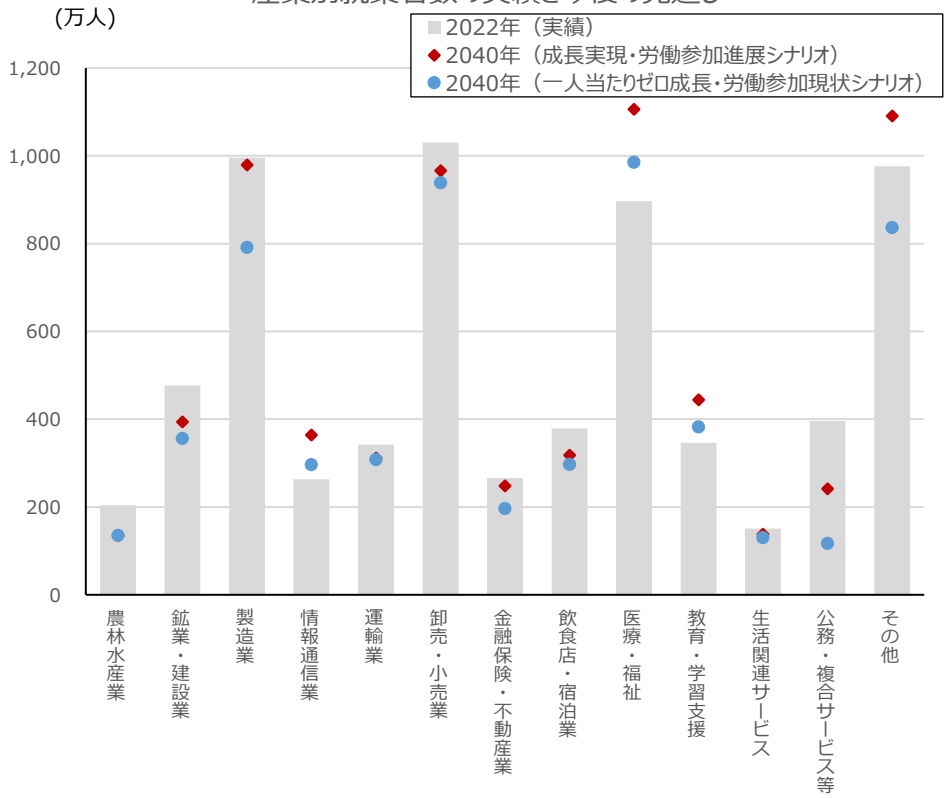

労働移動の円滑度と実質賃金上昇率

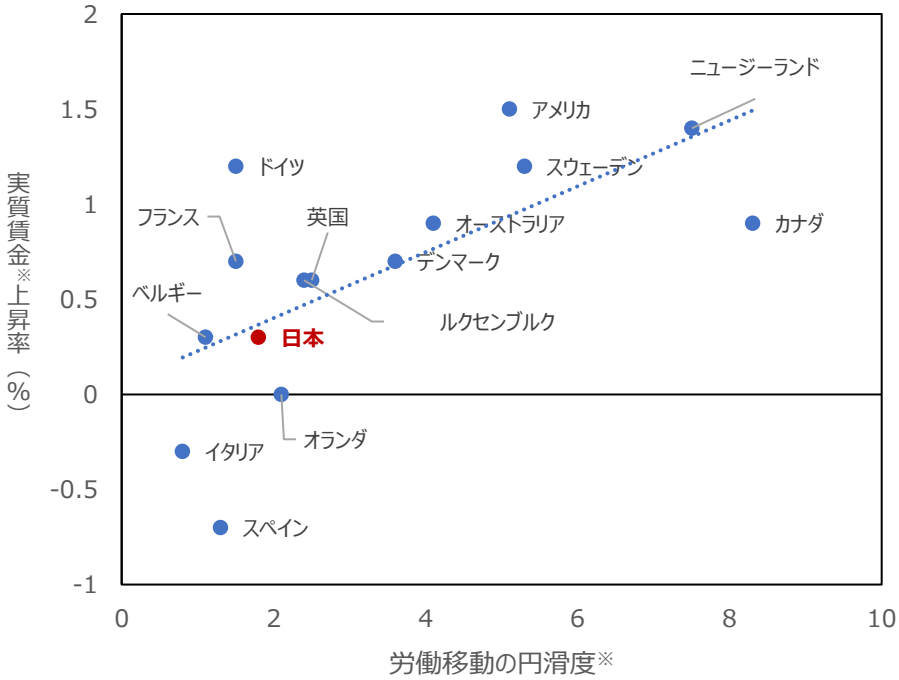

※労働移動の円滑度は、失業期間１年未満の失業者数/失業期間１年以上の失業者数で算出。賃金は年収ベース。
（注１）OECD.Statにより作成。（注２）2010～21年の平均値。

（出所）「産業別就業者数の実績と今後の見通し」については、労働政策研究・研修機構「2023年度版労働力需給の推計（速報）」に基づき作成。また、「労働移動の円滑度と実質賃金上昇率」については、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）「日本経済2022-2023」（令和５年２月）。

三位一体の労働市場改革の推進

資料Ⅲ－１－４

○　構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、構造的な賃上げを実現するとともに、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創ることが重要。

○　こうした考え方の下で、**「①リ・スキリングによる能力向上支援」「②個々の企業の実態に応じた職務給の導入」「③成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を進めていく。**

【経済財政運営と改革の基本方針2023（令和５年6月16日 閣議決定）（抄）】

（三位一体の労働市場改革）

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、**人的資本こそ企業価値向上の鍵**である。こうした考え方の下、**「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」**を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、**構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。**

◆「三位一体の労働市場改革」についての取組（Ｒ６予算）

①リ・スキリングによる能力向上支援

- 教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による学び・学び直しの支援
- 在職時からの継続的なキャリアアップ支援
- 非正規雇用労働者等が働きながらでも受講しやすいリ・スキリングの支援
- 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成
- 生成ＡＩを含むデジタル人材育成のための「実践の場」の開拓
- 労働者のリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等　等

②個々の企業の実態に応じた職務給の導入

- 職務給等に関する調査研究及び導入に向けた周知・広報　等

③成長分野への労働移動の円滑化

- 成長分野等への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化
- 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化　等

雇用保険法等の一部を改正する法律（リ・スキリング支援の強化等のための法整備）

資料Ⅲ－１－５

○ 「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、リ・スキリング支援、成長分野への労働移動円滑化などを強化。

○ 具体的には、①個人への直接支援を強化するため、**「教育訓練給付」の受講費用に対する給付率の拡充**、②労働者が生活費等に不安なく専念できるようにする**「教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度」の創設**、③成長分野への労働移動を円滑化するため、**自己都合で離職した人がリ・スキリングに取り組んでいる場合の失業給付の給付制限の解除**等を盛り込んでいる。

①教育訓練給付の拡充

○ **専門実践教育訓練給付金**（中長期的キャリア形成の講座が対象）において、受講後に賃金が上昇した場合、**受講費用の10%を追加支給**

○ **特定一般教育訓練給付金**（速やかな再就職及び早期のキャリア形成の講座が対象）において、資格取得し、就職等した場合、**受講費用の10%を追加支給**

【改正前後の支給率】

	専門実践	特定一般
本体給付	50%	40%
追加給付①（資格取得等）	20%	－ → 10%
追加給付②（賃金上昇）	－ → 10%	－
最大給付率	70% → 80%	40% → 50%

【対象資格・講座の例】

専門実践教育訓練給付金

・医療・社会福祉等の専門資格（看護師、介護福祉士等）
・デジタル関連技術の習得講座
・専門職大学院　等

特定一般教育訓練給付金

・運転免許関係（大型第一種免許等）
・医療・社会福祉等の講座（介護職員初任者研修等）　等

②教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度の創設

○ **雇用保険被保険者**が**教育訓練を受けるための休暇を取得**した場合、**賃金の一定割合を支給**する**教育訓練休暇給付金**を創設

○ **雇用保険の被保険者ではない者**に対し、**教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度**を創設

	教育訓練休暇給付金
対象者	雇用保険被保険者
支給要件	・教育訓練のための休暇を取得 ・被保険者期間が５年以上
給付内容	・離職した場合に支給される基本手当と同額 ・給付日数は被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか

(※)現時点での想定

	新たな融資制度
対象者	雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用されることを目指すフリーランス等
融資対象	教育訓練費用及び生活費
融資内容(※)	貸付上限：年間240万円（最大２年間） 利率：年２%
その他	教育訓練修了後に賃金が上昇した場合は残債務の一部免除

③自己都合離職者の給付制限の見直し

○ 原則の**給付制限期間を２ヶ月から１ヶ月へ短縮**（ただし、５年間で３回以上の正当な理由のない自己都合離職の場合は３ヶ月）

○ 離職期間中や離職日前１年以内に、**自ら雇用の安定及び就職の促進に資する教育訓練を行った場合**は、**給付制限を解除**

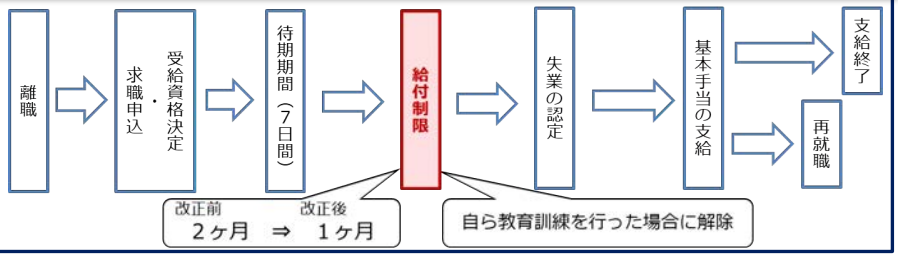

雇用調整助成金の見直し（教育訓練による雇用調整の推進）

資料Ⅲ－１－６

○　企業が従業員に支払う休業手当等の一部を国が助成する雇用調整助成金について、**在職者によるリ・スキリングを強化するため、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするための見直しを実施。**

○　具体的には、30日を超えて従業員を休業させた場合に、一定の教育訓練を行わなければ、現在と同じ水準の助成金を受け取れないようにする助成率の見直し等を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和５年６月16日閣議決定）（抄）

Ⅲ．人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

（４）リ・スキリングによる能力向上支援

④雇用調整助成金の見直し

本制度は、リーマンショック、コロナ禍等の急激な経済情勢の悪化に対する雇用維持策として重要な役割を果たしたが、**助成が長期にわたり継続する場合、労働者の職業能力の維持・向上や成長分野への円滑な労働移動を阻害するおそれがあるとの指摘**もある。

このため、**在職者によるリ・スキリングを強化するため、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするよう、助成率等の見直しを行う。**教育訓練・休業による雇用調整の場合、給付期間は１年間で100日まで、３年間で150日までであるが、**例えば30日を超えるような雇用調整となる場合には、教育訓練を求めることを原則とし、例外的にその日以降に休業によって雇用調整を行う場合は助成率を引き下げる等の見直し**を検討する。

雇用調整助成金の見直し

○　教育訓練を選択してもらうよう、教育訓練を一定割合実施しない場合には、**現行の助成率（大企業1/2、中小企業2/3）について、大企業1/4、中小企業1/2に見直し**。

○　**教育訓練を支給日数の1/5以上実施する場合**には、加算額を通常の1,200円から**1,800円に引上げ**。

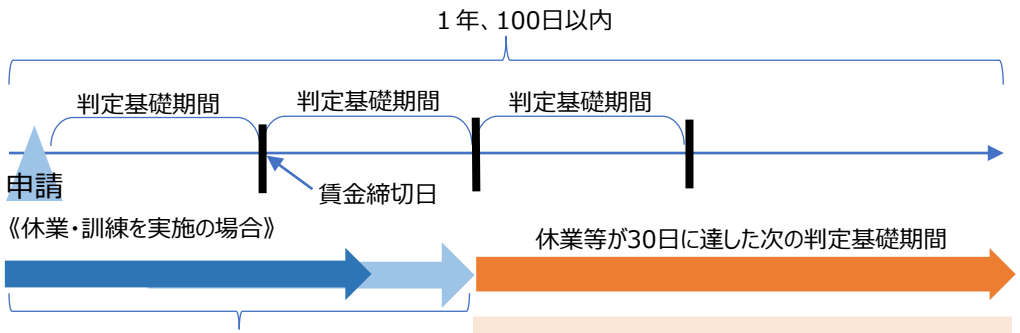

大企業1/2、中小企業2/3
加算　1,200円／人日

- 判定基礎期間における支給日数の1/10以上訓練を実施した場合
  大企業1/2、中小企業2/3
  加算　1,200円／人日
  （1/5以上の場合は1,800円／人日）
- 上記以外の場合
  大企業1/4、中小企業1/2

（参考）産業政策関連補助金等の推移（S45～R5）

資料Ⅲ－１－７

○　これまでの産業政策は、戦後の特定産業の保護・育成や出融資による支援、規制緩和等を中心に講じられてきたが、近年は経済安全保障やGXへの対応により、産業政策のフェーズに変化が見られる。

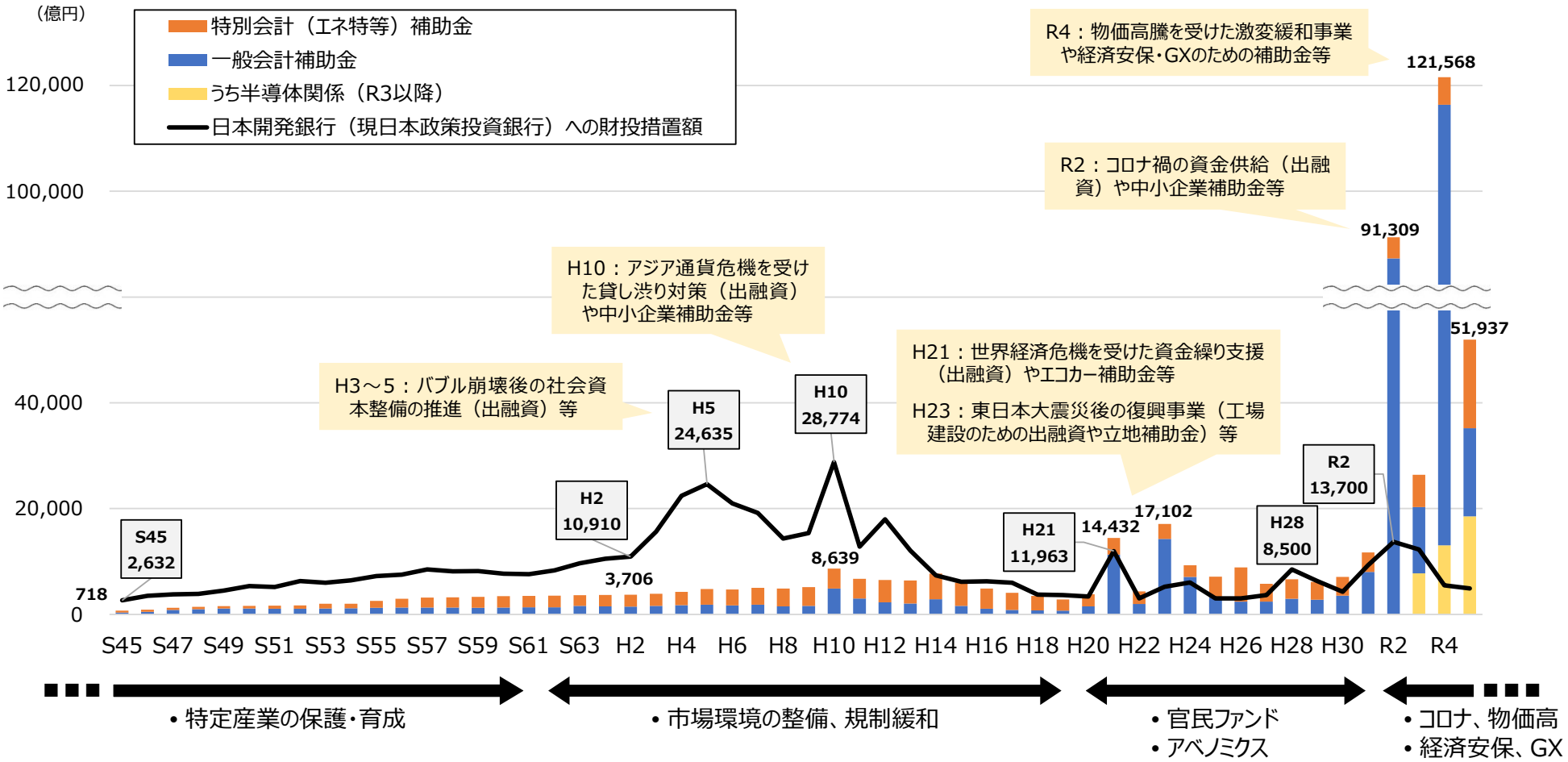

主な税制措置	• 増加試験研究費の税額控除創設（S42） • エネルギー・中小企業関係の投資促進税制（S53～）	• 法人税率引下げと課税ベース拡大の税構造改革（H10） • 研究開発税制の拡充（総額型の創設）（H15） • 欠損金繰越控除期間の延長（H16）	• 賃上げ促進税制の創設（H25） • 成長志向の法人税改革（法人税率引下げと課税ベース拡大）（H27、28）	• DX・CN投資促進税制の創設（R3） • 戦略分野国内生産促進税制の創設（R6）

（出所）財政調査会『補助金便覧』、内閣府『年次経済報告』、財務省『昭和財政史』、政府税制調査会答申等
（注）一般会計補助金は一般会計のうち経産省所管補助金の金額、特別会計補助金は経産省所管の特別会計の補助金の金額。補助金は補正後予算ベース。財投措置額は日本政策投資銀行に対する財政融資と産業投資の改定後計画ベースの数値の合計。

近年の主要国による産業政策

資料Ⅲ－１－８

○　地球規模の気候変動問題への対応や、コロナ禍を経た産業構造の転換、安全保障環境の変化等を背景とし、各国において、経済への国家の関与が高まっている。

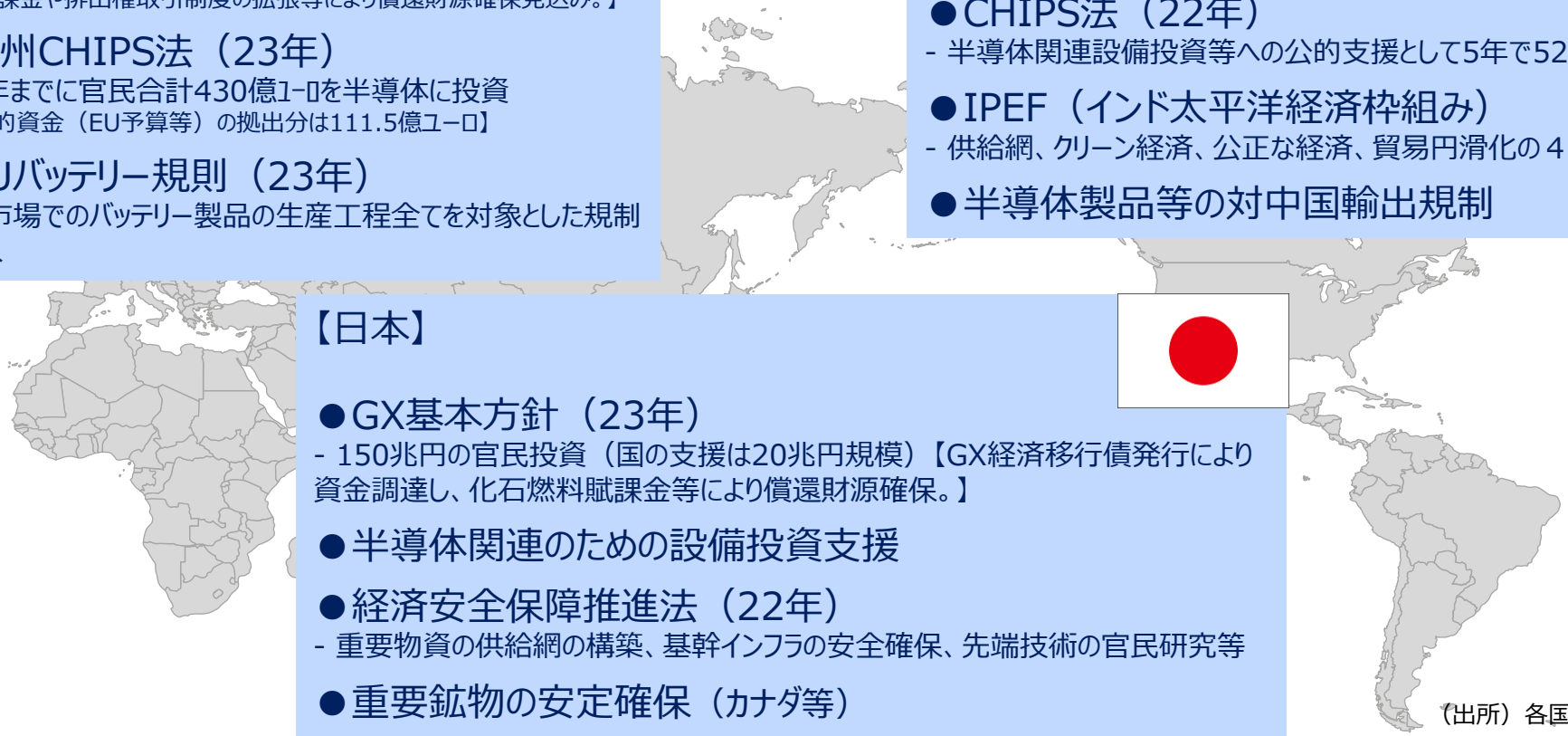

【EU】

●次世代EU（20年）

- グリーン・デジタル移行支援として7,238億ユーロの復興・強靱化ファシリティ（RRF）【EU共同債発行により資金調達し、プラスチック賦課金や排出権取引制度の拡張等により償還財源確保見込み。】

●欧州CHIPS法（23年）

- 30年までに官民合計430億ユーロを半導体に投資
【うち公的資金（EU予算等）の拠出分は111.5億ユーロ】

●EUバッテリー規則（23年）

- EU市場でのバッテリー製品の生産工程全てを対象とした規制の導入

【米国】

●インフレ抑制法（22年）

- エネルギー安全保障、気候変動対策として10年間で3690億ドル
【大企業への課税等で財源確保。法律単体では歳入超過。】

●CHIPS法（22年）

- 半導体関連設備投資等への公的支援として5年で527億ドル

●IPEF（インド太平洋経済枠組み）

- 供給網、クリーン経済、公正な経済、貿易円滑化の４本柱

●半導体製品等の対中国輸出規制

【日本】

●GX基本方針（23年）

- 150兆円の官民投資（国の支援は20兆円規模）【GX経済移行債発行により資金調達し、化石燃料賦課金等により償還財源確保。】

●半導体関連のための設備投資支援

●経済安全保障推進法（22年）

- 重要物資の供給網の構築、基幹インフラの安全確保、先端技術の官民研究等

●重要鉱物の安定確保（カナダ等）

（出所）各国政府HP、報道等

米国：インフレ抑制法（The Inflation Reduction Act of 2022）（8月）

資料Ⅲ－１－９

令和4年11月29日
財政制度等審議会
財政制度分科会　資料

○ 2022年８月16日、米国史上最大の気候変動対策、税制改革等を盛り込んだ「2022年インフレ抑制法」が成立。

○ 新規歳出は10年間で約4,370億ドル。大企業への課税強化等で財源を確保（本法律単体では、歳入超過）。

（令和４年８月16日時点）

主な措置	
歳出 【10年間で総額4,370億ドル規模】	**歳入【10年間で総額7,370億ドル規模】**
● エネルギー安全保障・気候変動投資 【3,690 億ドル】 ー 米国史上最大となる気候変動投資を通じ、2030年までに40%の炭素排出減に貢献	● 年間利益が10億ドル超の大企業への15%の最低課税 【2,220 億ドル】
● 低所得層向け医療保険料引下げ措置の３年間延長 【640 億ドル】	● 処方箋薬価改革 【2,650 億ドル】
● 米国西部の干ばつへの対応 【40 億ドル】	● 内国歳入庁(IRS)の税務執行強化 【1,240 億ドル】
	● 自社株買いに対する１%の課税 【740 億ドル】
差　額 【10年間で総額3,000億ドル規模】	● 事業損失の損益通算の制限を延長 【520 億ドル】

（出所）上院民主党HP、CBO、JCT、報道等

半導体産業に対する支援

○　戦略的な支援対象として、半導体産業に対して各国により財政支援が実施・表明されている。**日本の支援規模は、その国力を前提とすれば、これら主要国と比較しても突出した水準となっている。**

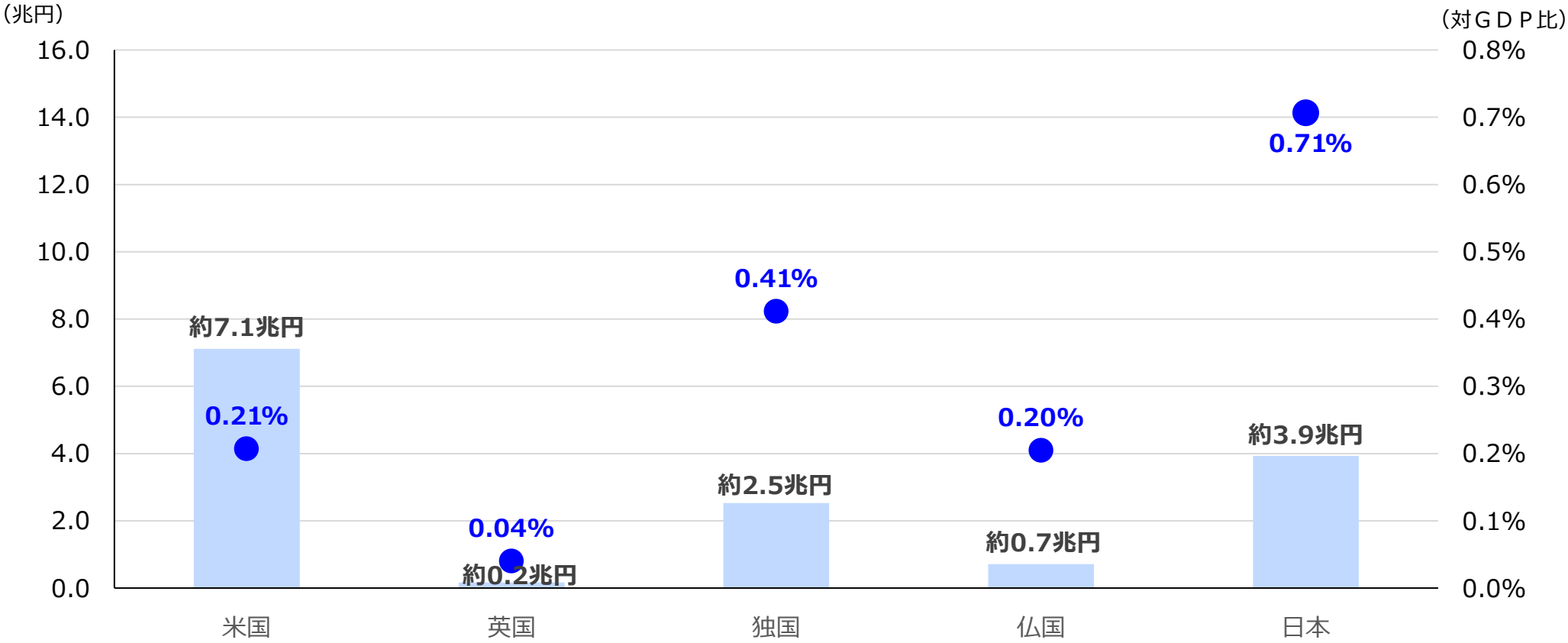

【CHIPS法】
・５年間で527億ドル
・資金援助、融資、債務保証
（補助率：5%～15%）

【国家半導体戦略】
・10年間で10億ポンド

【個別企業支援額】
・IPCEI第1弾へ10億ユーロ、TSMCへ50億ユーロ、インテルへ99億ユーロ
（補助率：27%、50%、33%）
※この他IPCEI第2弾への支援を検討中

【フランス2030(半導体)】
・５年間で54億ユーロ
（補助率：38%）
※上記補助率は、STM・GFによる工場建設のケース

【個別企業支援額】
・3年間で3.9兆円
※別途、財投機関（DBJ、JIC等）を通じた財政投融資も活用

（出所）OECD "Economic Outlook 113"（2023年６月７日）、各国政府ＨＰ、報道等
（注１）支援額については、各国政府の支援額を当時の円にレート換算にしたもの。
（１USドル＝ 135円（2022.8）、１英ポンド＝172円（2023.5）、１ユーロ＝159円（【独】2023.8）、１ユーロ＝132円（【仏】2021.10））
（注２）対GDP比は、支援額を名目GDPで除して算出。各国の名目GDPは、2022年の値。

（参考）半導体産業に対する支援

◆半導体関連予算の全体像

（単位：億円）

基金名	半導体の種類	R3補正	R4二次補正	R5補正	支援対象
従来型半導体等 （経済安保基金等）	マイコン、アナログ、製造装置、原料（30nm台～）	470	3,686※1	5,754※3	ルネサス等
先端半導体 （先端半導体基金）	ロジック、メモリ （10～20nm台(産業用)）	6,170	4,500	6,322	うち、TSMCへの支援 R3補正　：4,760億円 R5補正等：7,320億円
次世代半導体 （ポスト５G基金）	次世代ロジック （2nm）	1,100	4,850※2	6,456※4	うち、ラピダスへの支援 R3補正　：700億円 R4補正　：2,600億円 R5補正　：5,900億円
計		7,740	13,036	18,532	

※１　うち1,523億円はGX財源　※２　うち750億円はGX財源　※３　うち2,806億円はGX財源　※４　うち281億円はGX財源

◆日米の支援スキーム

	支援額	支援対象	支援内容	主な条件（例）	申請・給付状況 （2024年３月時点）
米国	527億ドル （CHIPS基金への資金提供額）	半導体製造施設・装置／素材関連施設への投資、研究開発施設への投資	プロジェクト総額の５～15%の範囲内の直接資金援助 （融資・政府保証も含めれば総額の35%以内）	・州・自治体から資金援助を得られる者 ・懸念国での半導体製造能力の拡張を伴う重要な取引を10年間行わないこと ・政府と合意した収益見込みを大幅に超えた場合は資金の一部を償還※	・620件以上の関心声明書の提出 ・170件以上の事前申請・本申請 ・4件の支援決定（予備的覚書に合意）
日本	3.9兆円 （予算措置の合計額）	半導体製造施設・装置／素材関連施設への投資、研究開発施設への投資	（先端半導体支援の例） 助成対象費用の総額に１／２以内で経済産業省が指示する助成率を乗じた金額内 （注）ラピダスは委託事業であり大宗は国費	（先端半導体支援の例） ・10年以上の継続生産 ・需給逼迫時に増産に関する取組を行うこと	（先端半導体支援の例） ・６社認定済み

※1億5000万ドル超の直接的な資金援助を受ける者が対象

（出所）各国政府HP、報道等

産業政策に対する様々な見方

○　産業の空洞化、地政学的競争等への対応のため、政府主導による産業育成や同志国との連携強化等が求められるとの主張の一方、自由貿易や市場競争の歪曲、世界経済の分断に繋がるとの指摘もある。

- 歪曲的な補助金の増大は、貿易と投資の流れを変え、関税やその他市場にアクセスに関する約束の価値を損ない、自由貿易に対する国民の支持を失う。
- 良い補助金と悪い補助金を区別することは困難であり、戦略的セクター振興に向けた産業政策への新たな動きは、国際競争を歪め、特に小規模で財政的制約のある発展途上国に対して不利に働く。

補助金、貿易、国際協力に関する報告書（22年４月）

- 戦後、米が主導する国際秩序（ワシントン・コンセンサス）は、市場メカニズムに基づく経済成長、貧困削減や技術革新に貢献。しかし、産業の空洞化、非市場経済国との地政学的競争、気候変動問題、格差の拡大と民主主義への損害の4つの課題に直面。
- 米国内に新たな産業基盤（modern American industrial strategy）を築き、経済成長の基盤となり安全保障上重要なセクターにおいて、政府主導で産業育成を行う戦略が必要。

23年４月、ブルッキングス研究所における講演

クリスティーヌ・ラガルド
ECB総裁

ジェイク・サリバン
米大統領補佐官

ジャン・ティロール
仏EHESS教授
（2014年ノーベル経済学賞受賞）

サプライチェーン強靭化に向けた産業政策の拡大などの動きは、世界経済を断片化させ、インフレや経済減速に繋がる。

23年４月、ニューヨークにおける講演

たしかに、生まれたばかりの技術に補助金を出して「呼び水式経済政策を実施する」のは経済学的には理にかなっているかもしれない。問題は、補助金が必要ない状況になっても、いつまでもおねだりを続けるようになることだ。この点では、民間の資金調達に委ねておくほうが賢いと言える。投資のリターンが十分に上がらないと見極めがついたら、彼らはさっさと資金を引き揚げ、もっと有望な用途に回す。

良き社会のための経済学（2018年）

不均衡に進む人口減少

資料Ⅲ－２－１

○　今後日本で人口減少が進む中、生産年齢人口・年少人口の割合が縮小する。また、地方においてその減少具合が大きい。

◆　日本の総人口の将来推計

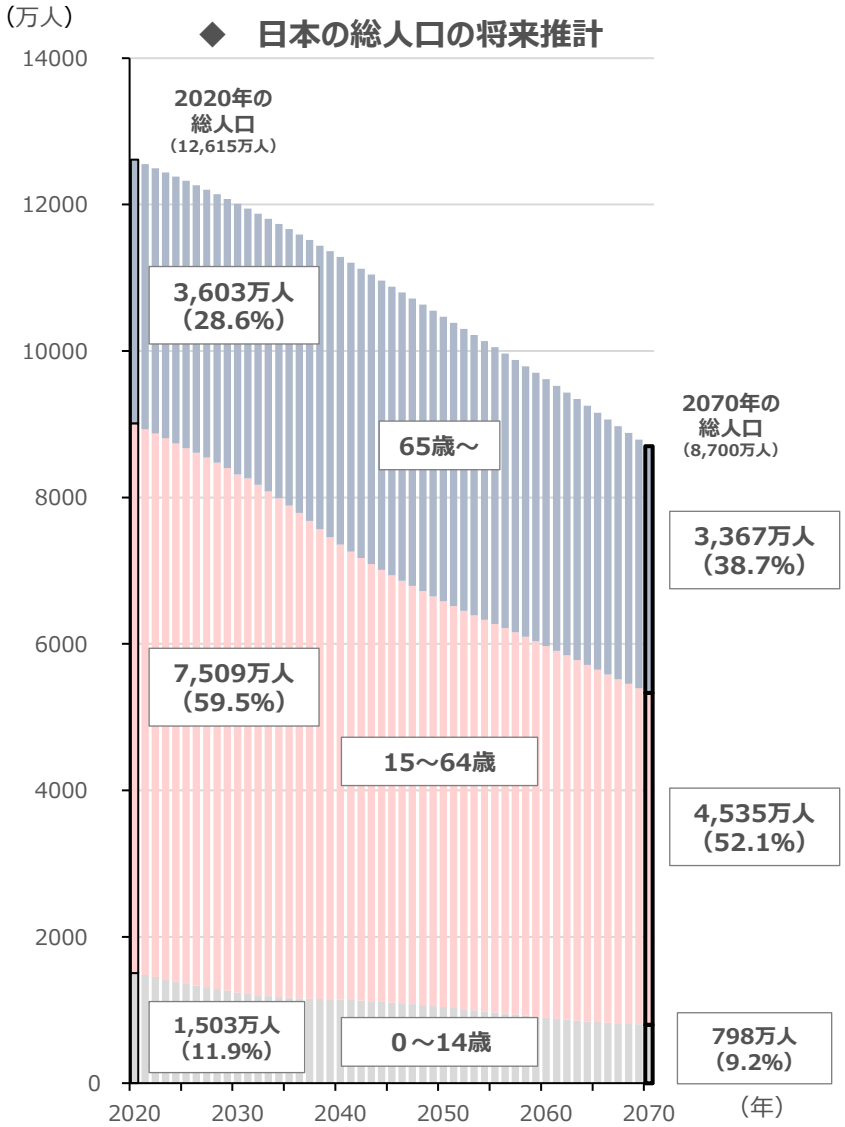

◆　都道府県別の総人口の推移の見通し

（2020年＝100とした場合の2050年の都道府県別指数）

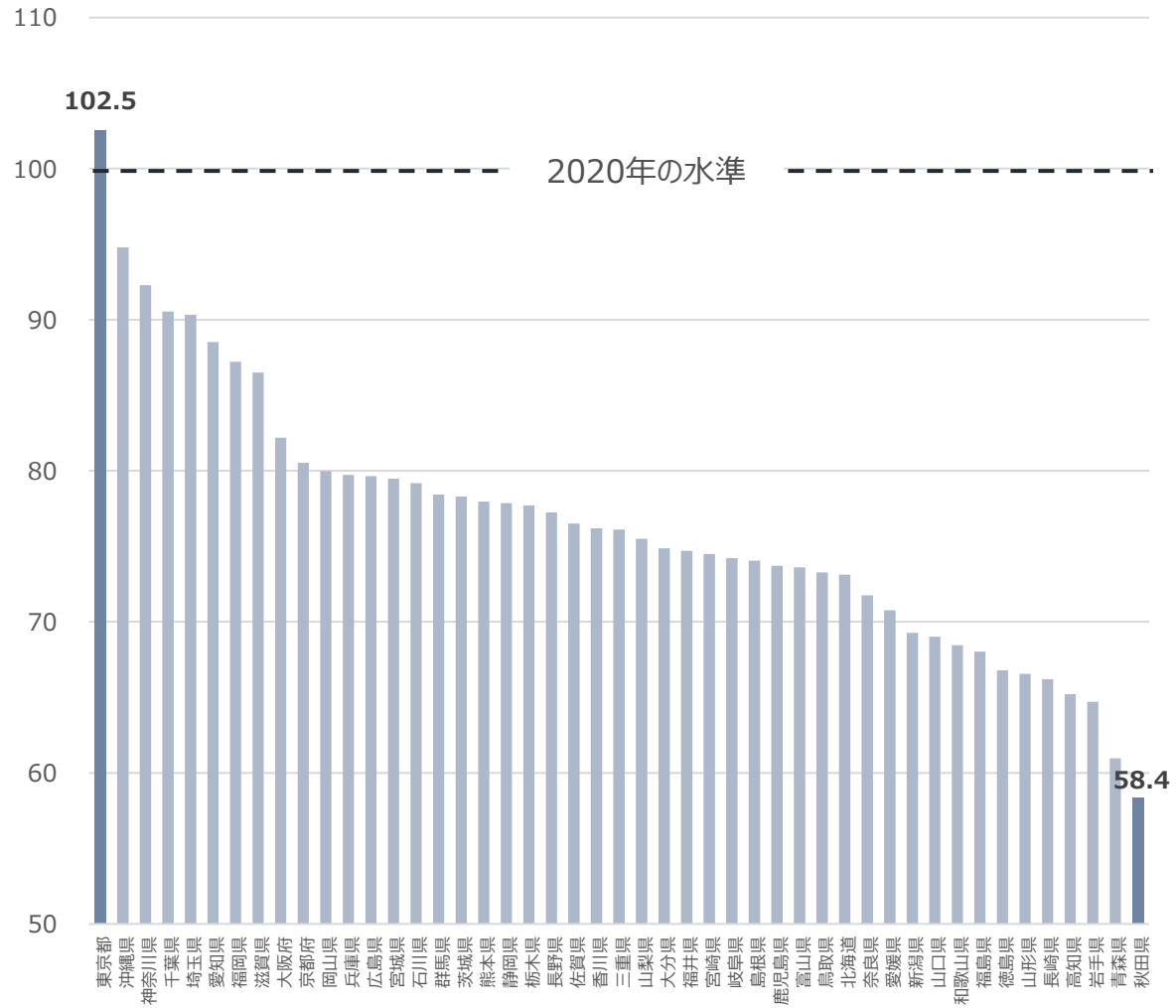

（出所）　左図：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、右図：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）」
（注）　カッコ書きの計数は構成比

市区町村別の人口の見通しについて

資料Ⅲ－２－２

○　市区町村別の将来推計人口によれば、2050年時点において、例えば75歳以上人口が2020年と比較して1.5倍以上となる市区町村数は211と見込まれる一方で、0.5倍未満となる市区町村数は32と見込まれるなど、今後の人口構成の変化は、市区町村によって大きく異なる見通し。

○　地域の状況を一律に捉えるのではなく、各々の地域の状況に応じて、持続可能なシステムのあり方を検討していくことが必要。

2050年時点における指数別市区町村数

（2020年の各年齢階級別人口＝100とした場合）

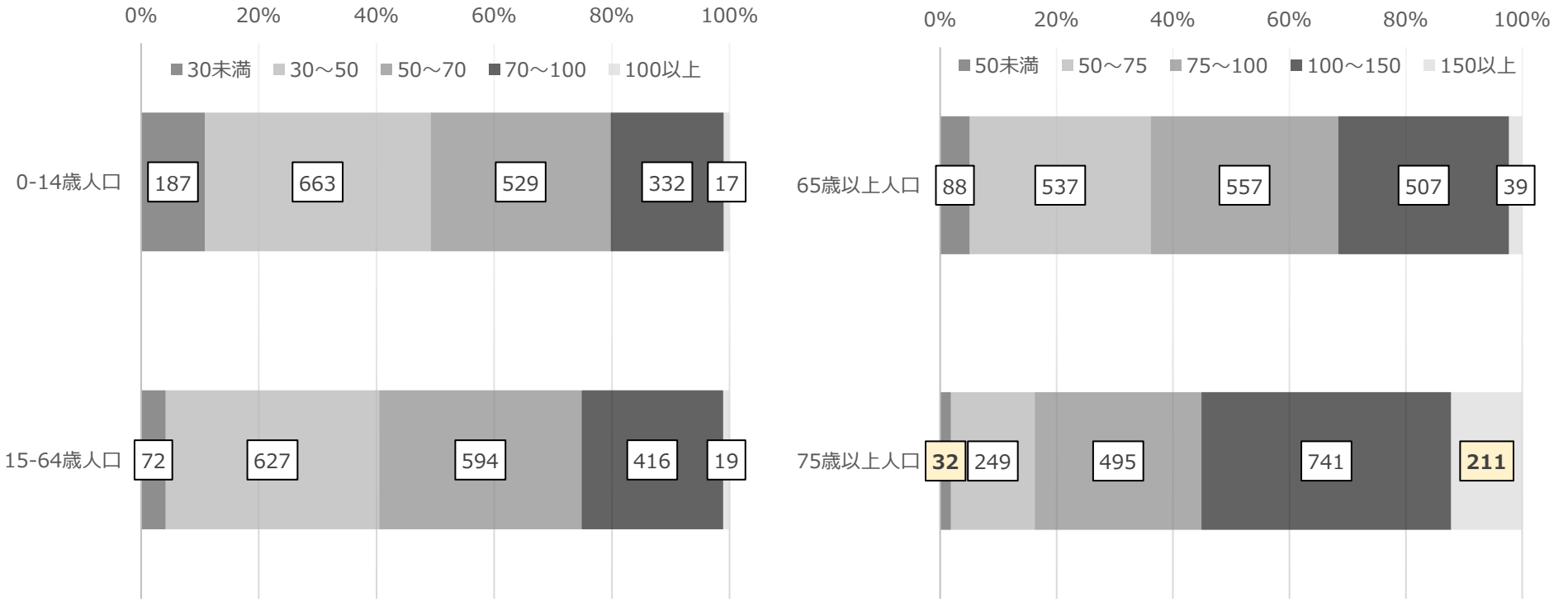

市区町村数の総計＝1,728

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５（2023）年推計）

人口減少を踏まえたインフラ整備の在り方①

資料Ⅲ－２－３

○　人口減少が進む中、**2050年には８割の地域で人口が30%以上減少**し、**約２割の地域で無居住化**するとの推計もある。
○　こうした中、インフラ整備の事業評価（B/C：費用便益分析）を見ると、例えば**道路の新規事業でB/Cの比較的低い事業が増加傾向**。また、事業化後に再評価（原則５年毎）等を行った際に、**B/Cが1.0を切るまで低下する事業も少なくない。**
○　今後の社会資本整備にあたっては、今後の人口動態も見据え、**将来世代にも受益が及ぶ事業に一層の重点化を図る必要。**

◆　人口増減割合別の地点数（１kmメッシュベース）2015年⇒2050年

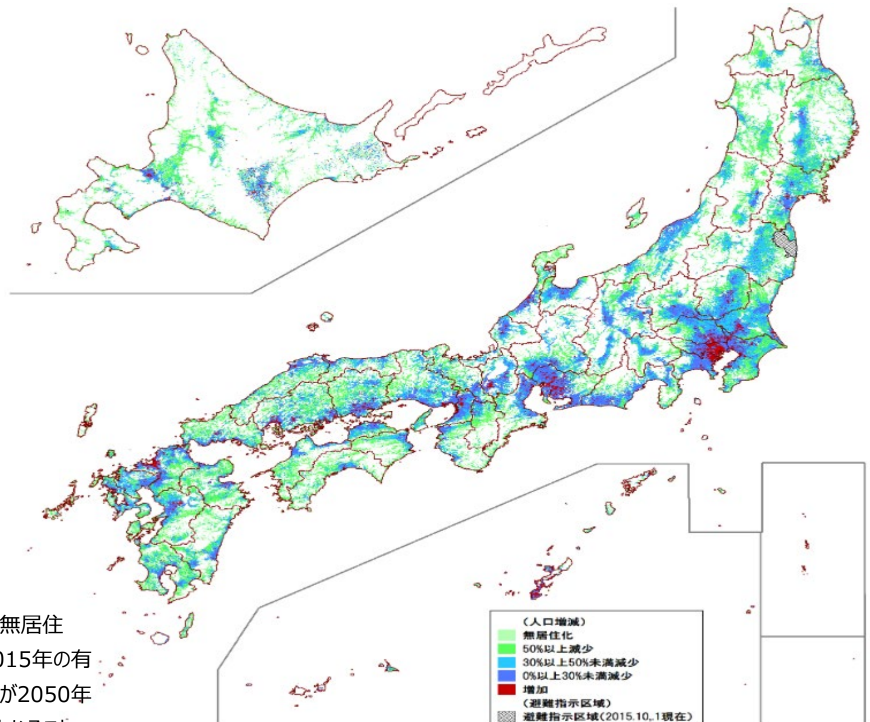

（注）無居住化：2015年の有人地域が2050年に無人となること。

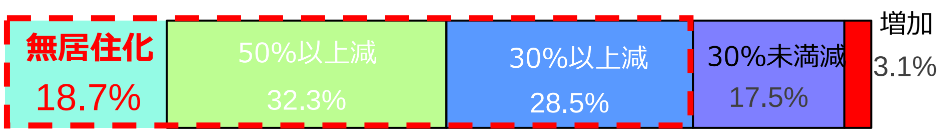

全国の約８割の地域で人口が30%以上減少

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」の中位推計（出生中位、死亡中位）、総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に国土交通省が作成したものを加工。

◆　道路の新規事業のB/C

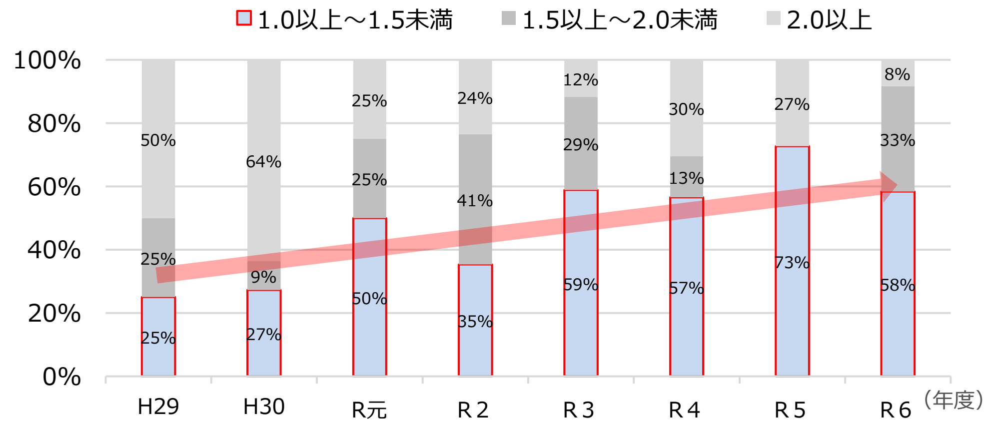

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。道路の直轄事業（ネットワーク整備）に限る。

◆　事業化後の再評価等でB/Cが低下した事業の例

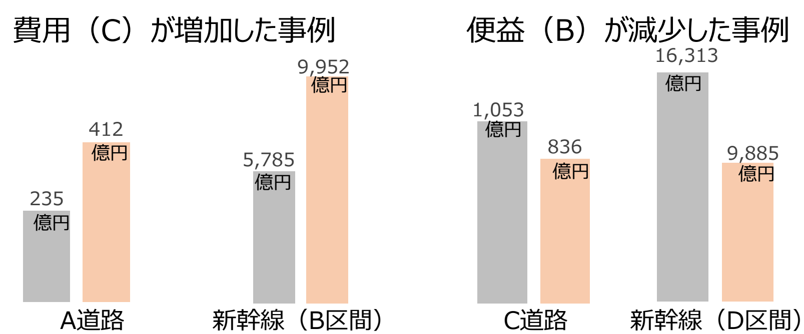

事業化時点　⇒　直近の再評価時点

B/C：2.6　⇒　0.8　　1.4　⇒　0.5　　1.1　⇒　0.7　　1.1　⇒　0.5

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。
（注）B/Cは、事業を採択する事業化時点、原則５年毎の再評価時点及び事業完了後５年以内の事後評価時点で算定することとされている。

人口減少を踏まえたインフラ整備の在り方②

資料Ⅲ－２－４

○　人口減少社会を見据えれば、**コンパクトなまちづくりを前提にインフラ整備を進めることが必須**。まちのコンパクト化により、行政サービスや地域コミュニティの維持、地域公共交通の利用増等につながり、**まちの生産性や持続可能性を高める可能性**。

○　さらに、局所的なまちのコンパクト化と併せて、今後の人口減少の中で、国土全体を見渡しながら、例えば、どの地域にどの程度の人口があれば国土全体として持続的な成長性を高めることにつながるか、といった観点も含め、**マクロな視点での国土のグランドデザインを具体的に描いていくことも検討すべき**ではないか。

◆ コンパクトなまちづくりによる効果（富山市の例）

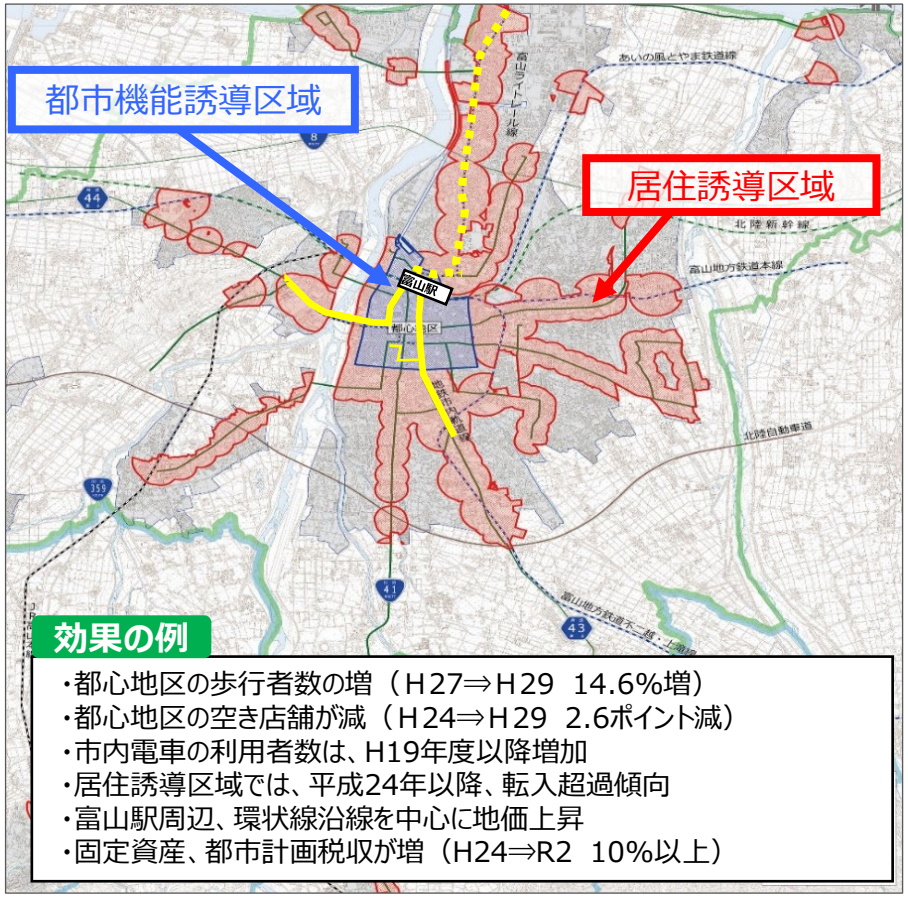

（出所）国土交通省「都市計画基本問題小委員会」（R4.9.20）を基に財務省作成。

◆ マクロな視点での国土のグランドデザインの必要性

✓ 「第三次国土形成計画」における国土の在り方の方向性

- 「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、**国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方**等に関する国土構造の基本構想として、**東京一極集中の是正を図り、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指す**。
- （中略）**多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図り**つつ、周辺との水平的、階層間の垂直的、デジタルを活用した場所や時間の制約を克服する多面的なネットワーク化により、（中略）**シームレスにつながり合う拠点連結型国土の形成**を通じて、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現につなげる。

（出所）国土交通省「第三次国土形成計画（全国計画）」（R5.7.28閣議決定）

今後の人口減少の中で、例えば、どの地域にどの程度の人口があれば、国土全体として持続的な成長性を高めることにつながるか、といった観点も含めて、マクロな視点での国土のグランドデザインを描く必要。

土地利用規制を組み合わせた防災・減災対策の必要性

資料Ⅲ－２－５

○　近年の大雨による被害など様々な災害リスクが顕在化しているが、人口減少が進んでいる地域であっても、**災害リスクの高いエリアにおいて人口が増加するといった状況**にある。

○　防災・減災効果を効率的に高めるため、災害の危険性の高い地域への住宅支援の引下げや、土地利用規制の導入と組み合わせた治水対策など、**ハード整備のみならず土地利用規制の強化も含めたソフト対策を一体的に進める必要**。

◆　都道府県全体の人口増減率と洪水浸水想定区域の人口増減率　（平成７年　→　平成27年）

32の都道府県で、洪水浸水想定区域内人口が増加

うち　**21**の道府県で、人口が減少し、洪水浸水想定区域内人口が増加

6の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加

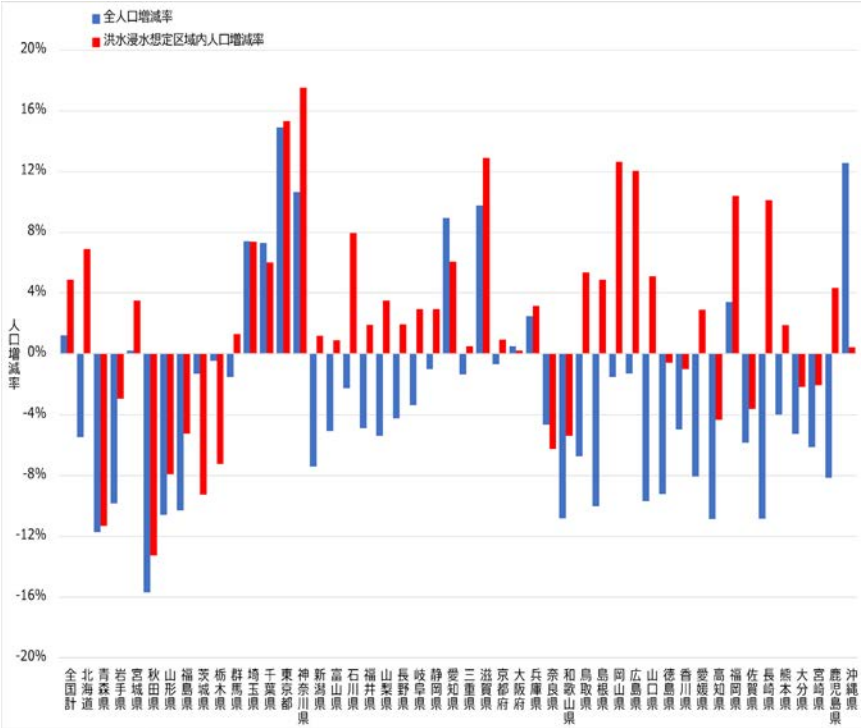

（出所）令和４年４月20日財政制度等審議会歳出改革部会資料より抜粋。

（注）洪水浸水想定区域内人口増減率は、平成24年時点の洪水浸水想定区域における平成７年と平成27年の人口を比較して算出。

◆　土地利用規制を組み合わせた防災・減災対策の例

災害の危険性の高い地域への住宅支援の引下げ

➢　新築住宅に対する支援：「子育てエコホーム支援事業」

※令和６年度予算：400億円
（令和５年度補正予算：2,100億円）

対象住宅	支援額
長期優良住宅の新築	100万円/戸
ZEH住宅の新築	80万円/戸

市街化調整区域かつ災害イエローゾーン（洪水浸水想定３ｍ以上の区域等）については**支援額を半額**とする。

※　他の住宅支援事業についても、同様に災害の危険性の高い地域については新築への支援額を半額

土地利用規制の導入と組み合わせた治水対策等

➢　**土地利用規制（災害危険区域の設定など）と組み合わせ**ることで、時間を短縮し、コストを効率化させる治水対策に対し、**優先的に予算を配分**。

※雄物川の例：土地利用規制を導入
＋浸水エリア内集落を輪中堤で対策

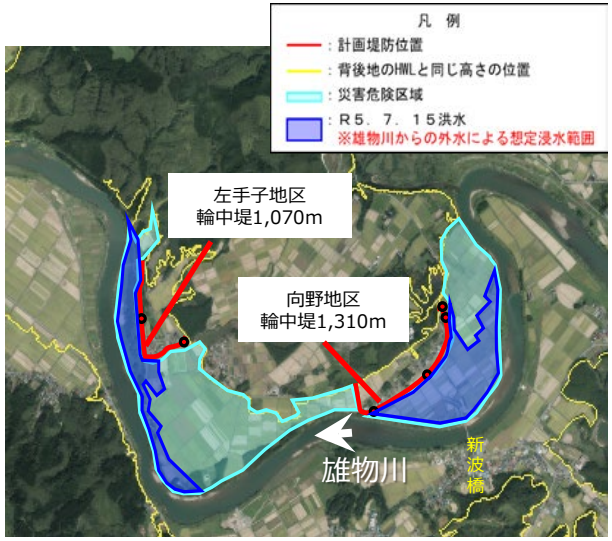

建設業の人手不足について

資料Ⅲ－２－６

○　近年、建設投資額が民間・政府ともに増加傾向にある中、**建設業の就業者数は減少傾向が続いており、建設業の人手不足が懸念**されている。

○　こうした中、近年、「防災・減災、国土強靭化」等への対応により**公共事業関係費の予算規模が増加傾向**にあるとともに、**公共工事の設計労務単価が引き上げ**られてきたが、今後、このような公共事業の諸施策の結果として、**民間工事の円滑な施工に影響を及ぼすといったクラウディングアウトを引き起こすことのないよう留意**が必要。

◆ 建設投資額と建設技能者数の推移

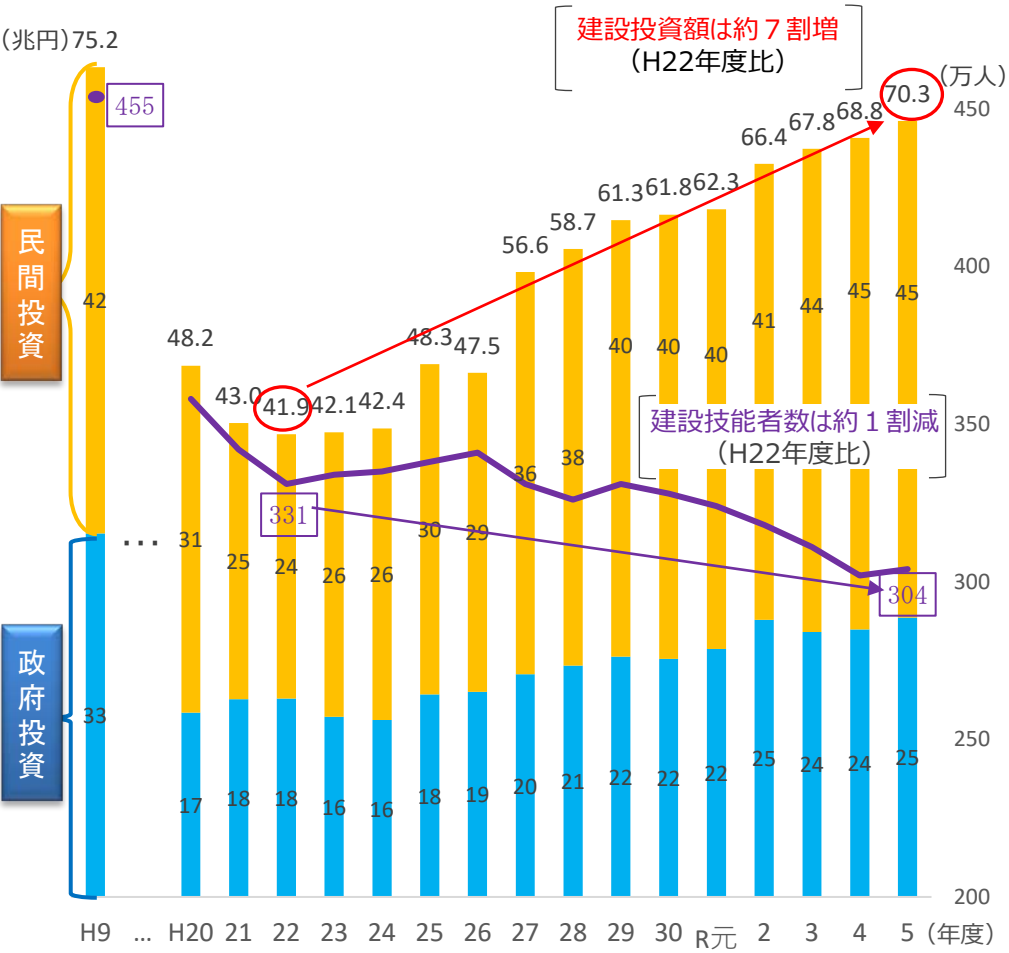

（出所）国土交通省「建設投資見通し」（投資額は令和２年度まで実績、令和３年度・令和４年度は見込み、令和５年度は見通し）、総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出。

◆ 近年の公共事業関係費の措置状況

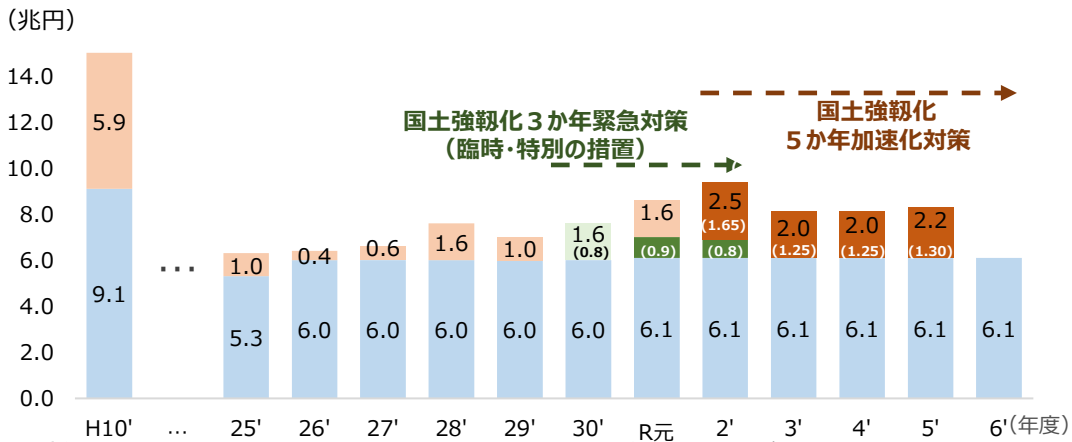

（注）H30補正、R２補正、R３補正、R４補正のカッコ書きは国土強靭化３か年緊急対策又は５か年加速化対策分であり、R５補正のカッコ書きには、５か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応枠（3,000 億円）を含む。

◆ 公共工事設計労務単価の推移

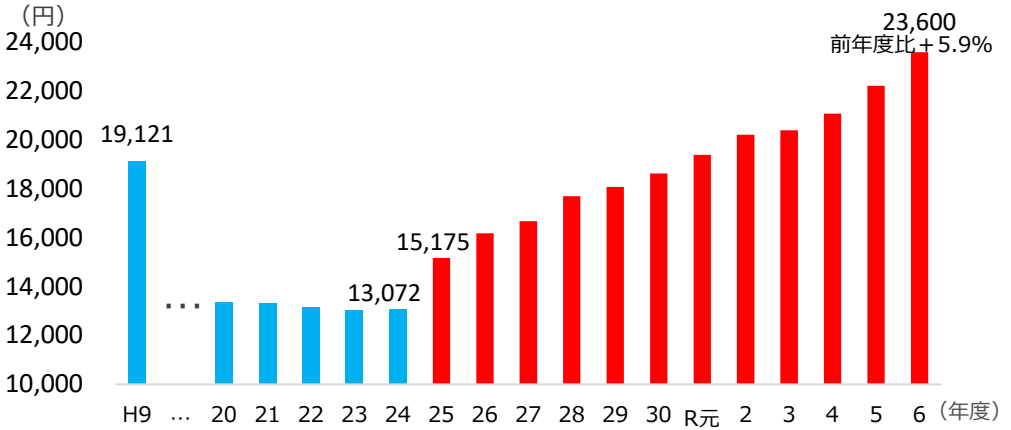

（注）金額は全国全職種の加重平均値であり、伸び率は単純平均値により算出。

自治体DXの必要性

資料Ⅲ－２－７

○　2050年までの間に生産年齢人口は25%減少。特に、４大都市圏以外の都道府県での減少ペースは顕著。

○　今後、自治体職員の確保は困難になるとの見通しも有る。既に、地域や職種によって定員割れが見られ始めているなか、少ない職員数で、十分な公共サービスの提供を維持するためには、行政の合理化、効率化が急務。

○　情報システム部門については、担当者が３名以下の自治体が55%。必要な業務に重点化した上で、システムの統一・共通化等も図りながら、行政の効率化・コストの抑制に努めていく必要があるが、システムを整備運用する際は、受益に応じて適切に費用を分担するべき。

◆　地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移

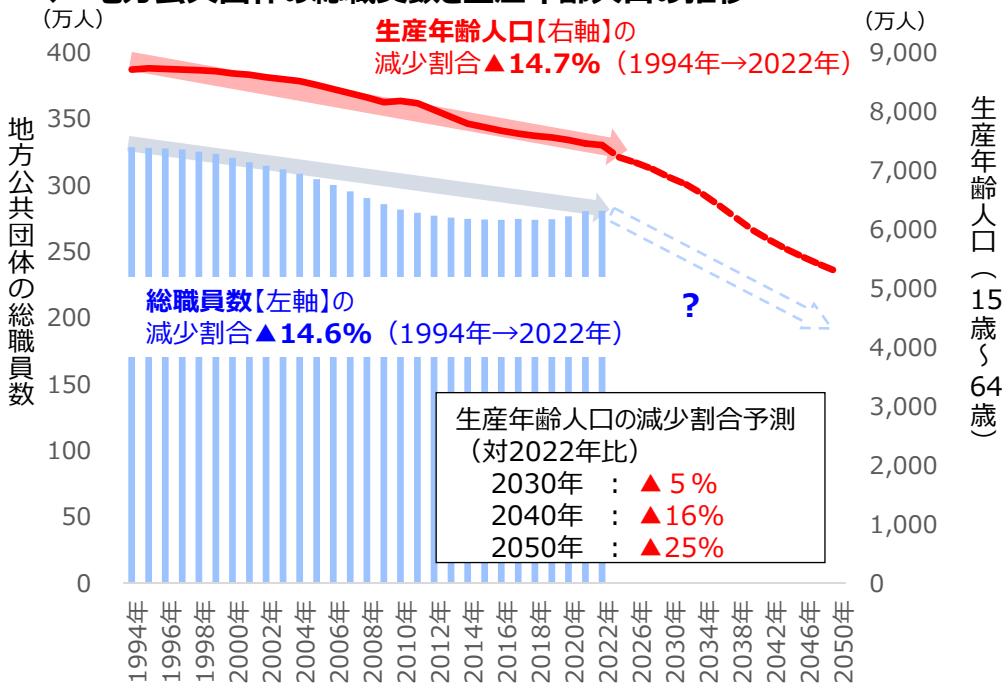

（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計（長期時系列データ）」、「人口推計（各年10月1日現在人口）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年４月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）をもとに作成。
（注）2022年度までは実績ベース、2023年度以降は将来推計をベースとしている。

≪（人口規模別）DX・情報関係業務担当職員数≫

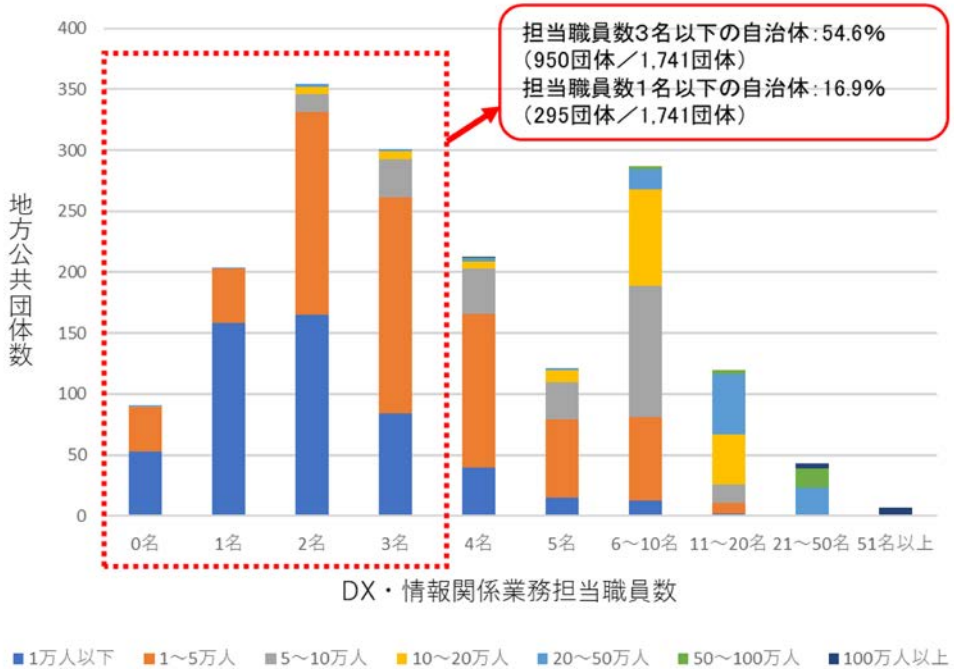

（出所）第４回デジタル行財政改革会議

◆「都道府県職員　採用難」（毎日新聞：2024年１月16日付（抄））

・ 47都道府県が2023年度に実施した職員採用試験で、採用予定数を満たす合格者を全ての職種区分で確保できたのは大阪府と兵庫県にとどまり、**45都道府県で「採用予定数割れ」が生じていた**ことが、毎日新聞のアンケートで判明した。特に土木などの技術・専門職で目立っている。（略）自治体ごとに行政職や技術・専門職などの採用区分は異なるが、全ての都道府県が直近５年で「採用予定数割れとなった区分があった」と回答した。

・ 採用が難しい職種区分を複数選択で尋ねたところ、土木、獣医、林業、建築、電気などが多かった。10自治体は一般行政職の採用も厳しくなっていると答えた。（略）**39道府県は「現時点で影響は無いが、今後影響が出る懸念がある」**とこたえ、「影響はない」は４県にとどまった。

デジタルの力を活用した行政の効率化

資料Ⅲ－２－８

○　人口減少局面において人手不足が深刻化する中で、行政サービスを国民に提供し続けるために、**デジタルの力も活用して、行政の効率化を図っていく必要。**

○　利便性の向上、行政効率化等に繋がる投資の原資とするためにも、情報システムの運用等経費を削減する必要があり、政府は目標を設定しているが、**情報システム経費の総額は著しく増加。**

○　まずは約1,300の各システムの内容と経費について一覧性をもって明らかにするとともに、更改や新規整備の際には、システムの統合・共通化を行うと共に、**投資対効果を検証した上で、真に行政の効率化に繋がる予算措置を行うべき。**

◆政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について
（令和元年６月４日　デジタル・ガバメント閣僚会議）（抄）

政府では、世界最先端IT国家創造宣言（平成25年６月14日閣議決定）に基づき、情報システム関係予算のうちの運用等経費について、2013年度（平成25年度）の状況に基づく約4,000億円を基準として、2021年度（令和３年度）までに３割削減することを目標に、経費の圧縮に努めてきた。その結果、2017年度（平成29年度）末現時点で年間509億円の削減を実現しており、2021年度（令和３年度）には年間1,155億円（基準額に対して29.5%）が削減される見込みである(※)。**削減した経費は、新たな情報システムの整備・運用に必要な経費、セキュリティの強化等、付加価値の高い分野への投資の原資としていくこととされている。**

(※)基準年である2013年度の運用環境を前提として３割削減は達成されたが、基準年以降の制度改正対応や新規システム投資等の影響で、総額では増加。

◆デジタル社会の実現に向けた重点計画
（令和５年６月９日　閣議決定）（抄）

2020年度（令和２年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度（令和７年度）までに３割削減することを目指す。そのため、必要最小限のコストでデジタル化の効果を最大化するシステム改革を推進し、コスト構造の最適化を図る。

◆国の情報システム経費の推移

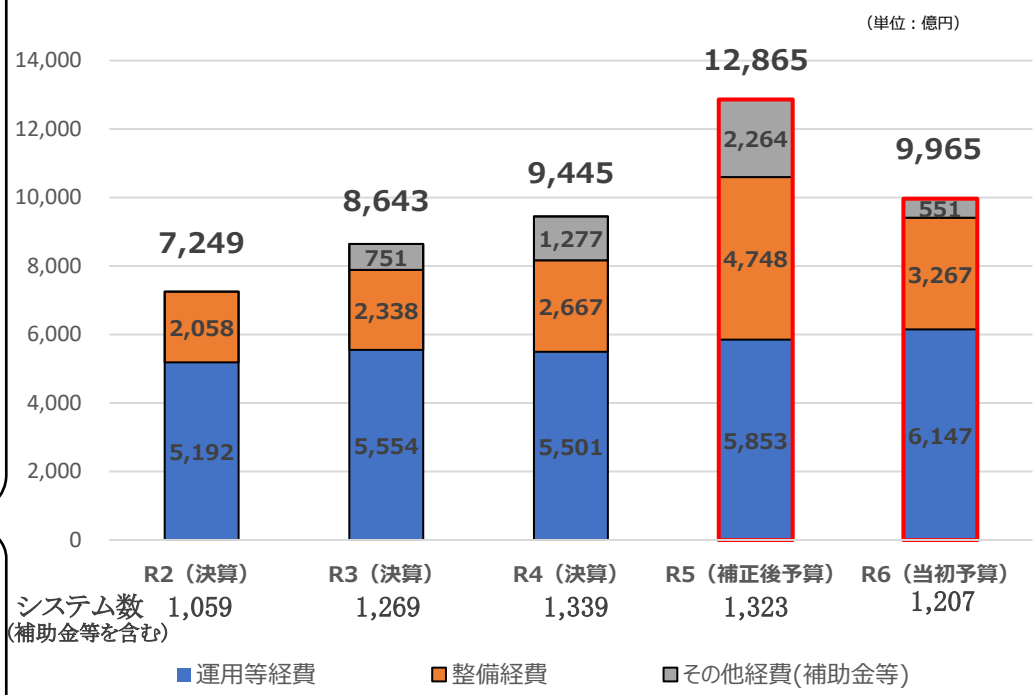

（出所）令和６年４月デジタル庁にて集計。
※システム数は、財務省で集計（精査中）。
※四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

デジタル庁予算についての確認事項

デジタル庁予算について

令和５年12月22日
財務省
デジタル庁

我が国がデジタル化を強力に進めていくうえで必要な施策を実施する観点から、国・地方が利用する共通のデジタル基盤であるガバメントクラウドについて、精査の上、令和６年度に必要な予算を措置する。

その上で、①デジタル庁予算の大宗を占めるシステム予算による行政の効率化を検証する仕組みの検討、②システム予算の妥当性の検証、③予算編成過程で具体化を進めるとされていたガバメントクラウドの利用料の負担方法について、下記の通り確認する。

① システム予算による行政の効率化

・より良い行政サービスを低コストで国民に提供するために、また、予算全体の抑制の観点から、デジタル化による行政の効率化を進め、その成果を国民に実感してもらうために可視化する必要がある。
・このため、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下、重点計画）に定められている政府情報システムの運用等経費等の３割削減目標に加え、**デジタル庁一括計上予算において新たなシステムを整備する際は、デジタル庁は、利便性の向上・運用経費の削減・行政の効率化を図りつつ、システム予算の投資対効果を可視化する仕組みを検討し、重点計画の次期改定に反映する**。

② システム経費の妥当性の検証
・ガバメントクラウドを含むシステム経費の妥当性を検証するため、有識者や地方公共団体から意見を聴取しつつ、システムの利便性向上・運用経費の削減・業務の効率化に向けて継続的な検討を行うこととする。

③ ガバメントクラウドの利用料の負担方法

・地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料については、その利用に応じて地方公共団体が負担することとされており、その負担方法については、令和６年度予算編成と併せて具体化を進めるとされているところ、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国は、国及び地方公共団体等の利用料を一括して事業者に支払うこととする。
・そのため、地方公共団体等の共通機能に係る費用を保管する仕組みを整備することとし、令和６年度中に所要の制度整備を行い、その後、地方公共団体は国に利用料を支払うこととする。

（出所）財務省「令和６年度　内閣、デジタル、復興、外務・経済協力係関係予算のポイント」

システムの投資対効果の可視化

○　まずは、約1,300の各府省庁の情報システムの一覧性をもった可視化が必要。その上で、更改や新規整備の際には、システムの統合・共通化をはじめ当然行うべき効率化努力を進めるとともに、投資対効果を検証すべきであり、これらの可視化が必要。

○　これに対して、現状では、情報システム経費の中には、行政事業レビューシートが作成されていないものもあり、詳細なPDCAの検証が行われていない。デジタル庁とシステムの担当省庁が連携して、透明性を確保しつつ、効率化努力を進めるべき。

行政事業レビュー

事業名：情報システムの整備

事業の目的：各府省が行う情報システムの整備・運用に関する各プロジェクトが、共通機能の活用等の政府方針に沿っているかという観点から、各府省と連携し一元的なプロジェクト監理を実施するとともに、この結果を予算要求や執行に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上する。（以下略）

予算額・執行額：　（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求
当初予算(A)	－	28,679	460,053	481,188	567,040
補正予算(B)	－	90,102	111,933	163,183	
令和5年度第1次補正予算				163,183	

デジタル庁に一括して計上されたシステム全体で一つのレビューシートが作成されており、各府省庁のシステムごとの内容が不明なものもある。

デジタル庁による一元的なプロジェクト監理

デジタル社会の実現に向けた重点計画
（2023年６月９日閣議決定）

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、各府省PMOと連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。

具体的には、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを各システムのプロジェクト計画書を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し、これを監理していく。

デジタル庁設置法第四条第２項
デジタル庁は、（略）次に掲げる事務をつかさどる。
第17号
国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

令和３年３月17日　衆議院内閣委員会　平井大臣答弁

デジタル庁というのは、総合調整だけではなくて、十分に尊重すべき義務を課した勧告権を付与されることになります。そして、**関係予算の一括計上と配分権限を持たせることで、これは合わせ技で強い実効性を確保する**ということで、私は、まず、**勧告という前に、システムに関して不適当と思われるものに関しては予算を止めるということをやらなきゃいかぬなというふうに思っています。それができる権能を持っているのが今度のデジタル庁だと考えます**。

デジタル庁発足の目的に立ち返って、各システムの一覧性をもった可視化を進め、担当省庁の効率化努力を促すべき。

教員を取り巻く現状

○　近年、昭和50年代の大量採用時の教員が定年を迎え大量退職する一方、教員数を維持するため、**若年人口が大きく減少する中で大量採用**してきた結果、教員の採用倍率が低下。（今後は、定年延長の間に退職者が減少し、改善していく可能性が高い。）

○　また、**教員勤務実態調査**によると、教員アンケートに基づく「時間外在校等時間」は、教職調整額（給特法）が前提としている「残業時間」（８時間）と乖離が大きいという指摘がある。

◆教員数及び児童生徒数の推移

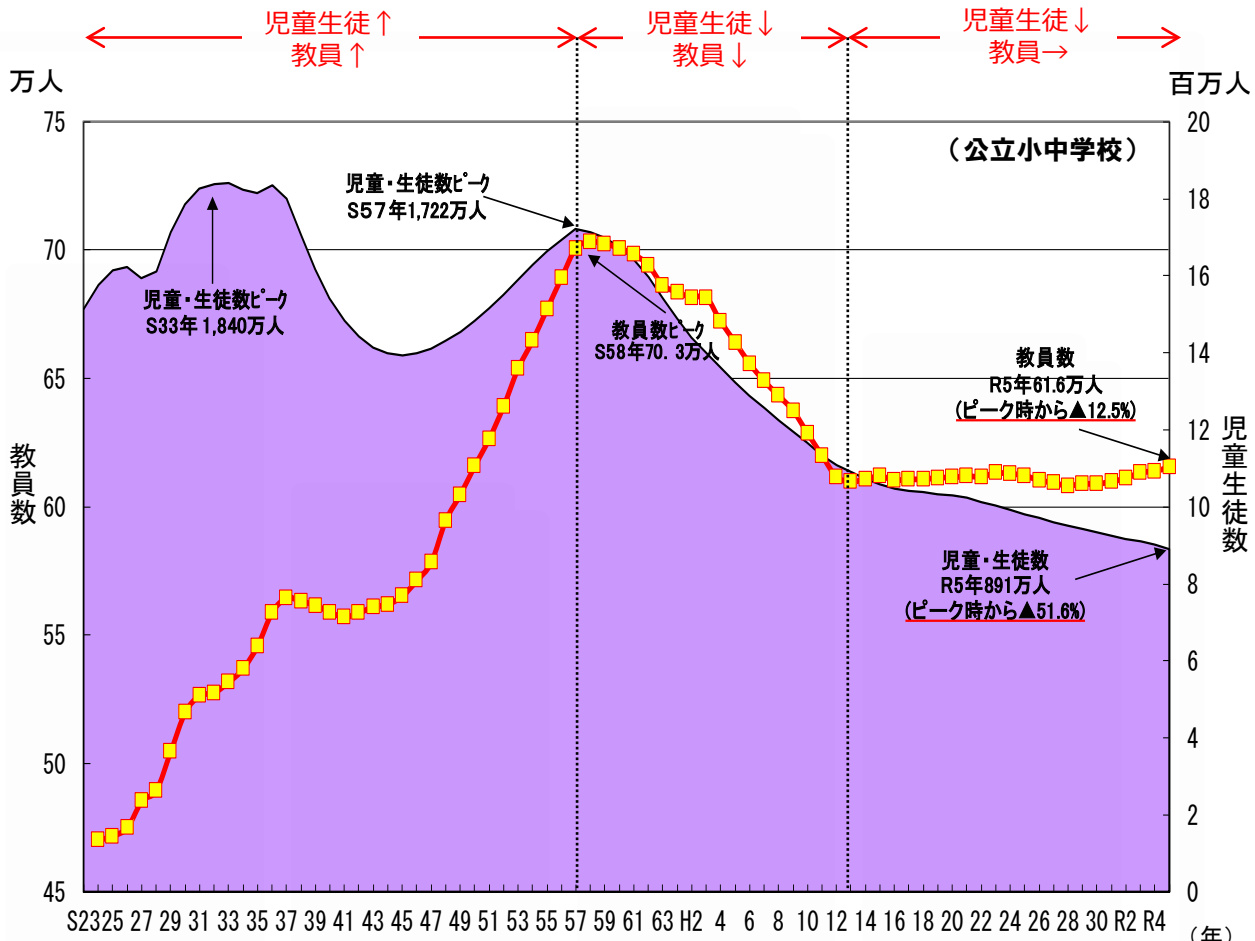

（出所）文部科学省資料（一部加工）

◆公立学校年齢別教員数（令和５年度）

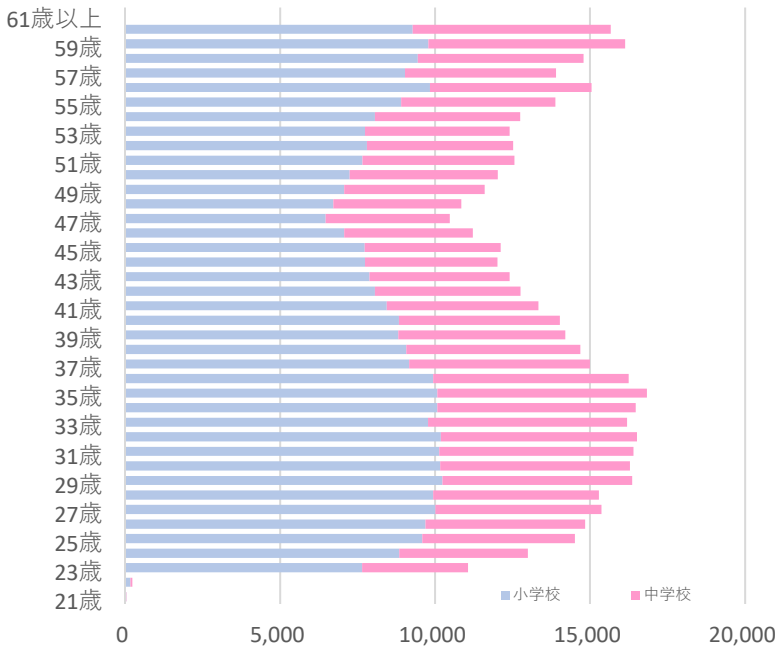

（出所）令和５年度（令和４年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況について

◆教員の「時間外在校等時間」の推移

	小学校	中学校
S41	平均８時間／月	
H18	平均42時間／月	
H28	平均59時間／月	平均81時間／月
R4	平均41時間／月	平均58時間／月

（出所）文部科学省調べ

教員の給与の見直し（４つの視点）

○ 「骨太2023」において、「2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する」とされており、**令和７年度予算編成において、教員の処遇について見直しが行われる見込み**。教職調整額の水準を引き上げるべきとの意見もあるが、検討にあたっては、以下の視点に立った議論が必要。

◆4つの視点

視点①：人材確保との関係

視点②：民間や一般行政職とのバランス

視点③：メリハリある給与体系（既定の給与予算の活用）

視点④：安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

◆教職調整額の概要

＜根拠＞

✓ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）
（教育職員（校長、副校長及び教頭を除く）には、その者の**給料月額の百分の四に相当する額**を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。）

＜予算＞

✓ 義務教育費国庫負担金のうち**322億円**（令和６年度）
✓ **期末勤勉手当等の算定の基礎**とされているため、これらへの反映分を含めると、**476億円**（＝**給料の約６％に相当**）
✓ １％あたり国費約80億円（**公費約240億円**）
（各種手当への反映分を含めると国費約120億円（**公費約360億円**））

◆「骨太2023」（令和５年６月閣議決定）

「教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、**処遇改善**、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。（略）我が国の未来を拓くこどもたちを育てるという崇高な使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、**真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行う**など、給特法等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。（略）これらの一連の施策を**安定的な財源を確保しつつ**、（略）2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、**計画的・段階的に進める**。」

①人材確保との関係

○　教員の採用倍率が低下しており、人材確保のために給与を引き上げるべきとの意見もある。

○　他方、**新卒の採用試験受験者数は、行革推進法に基づく給与見直し期間を含め、新卒人口が減少する中でも一定数を維持。**むしろ20年前と比べれば５千人超増加。**（平成15年度 129百人 → 令和５年度 181百人）**

○　学生が教員を目指す志望動機は、「子供が好き」・「教えるのが楽しい」というもの。**採用倍率の低下は**、「教職の人気低下」によるものではなく、**教員の年齢構成による近年の大量退職・大量採用に伴う構造的な現象。**

○　若年人口が大きく減少する中で、中長期的に質の高い人材を大量に採用し続けることは困難。**「働き方改革」・「デジタル化」・「外部人材の有効活用」等により、教職業務の効率化を徹底しなければ根本的な解決にはならない。**

◆公立小学校教員採用試験の受験者数（うち新卒）・採用者数・採用倍率の推移

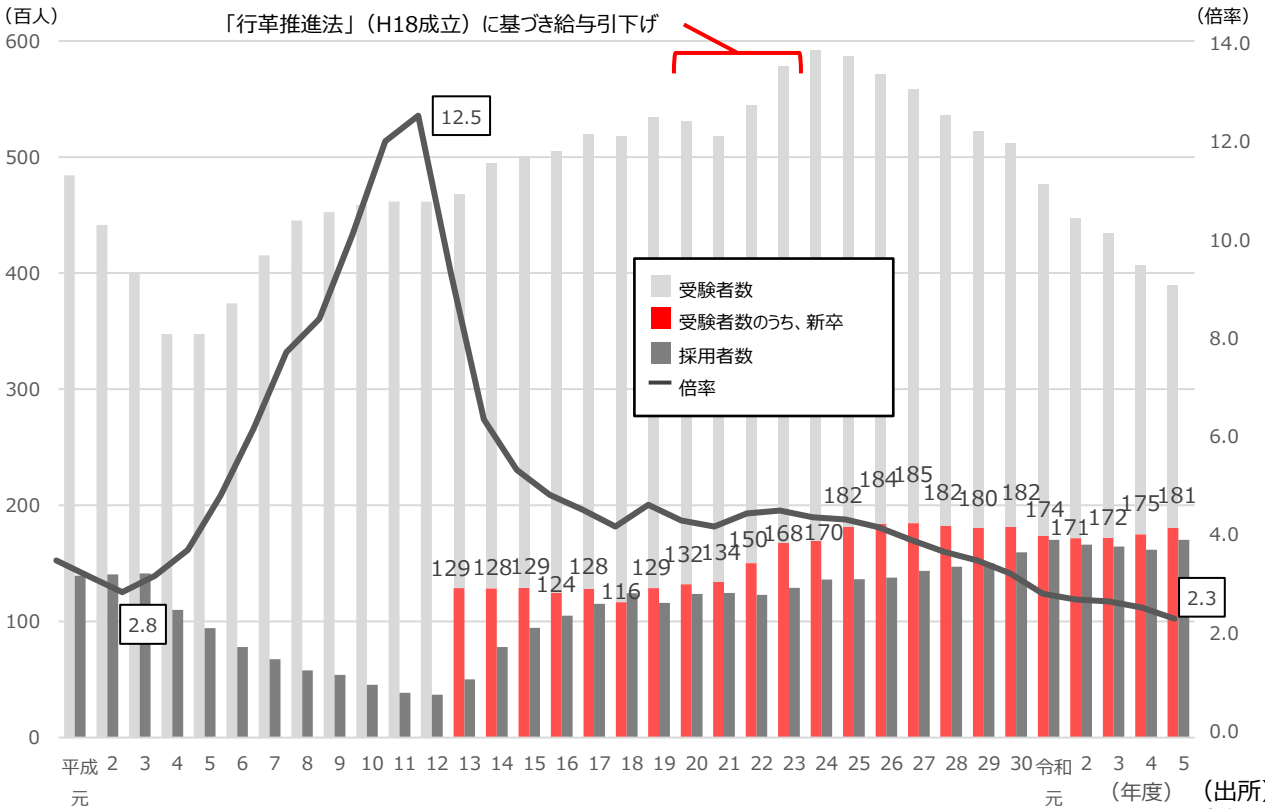

（出所）令和５年度採用選考実施状況

◆教職を考えた主な理由（学生へのアンケート）

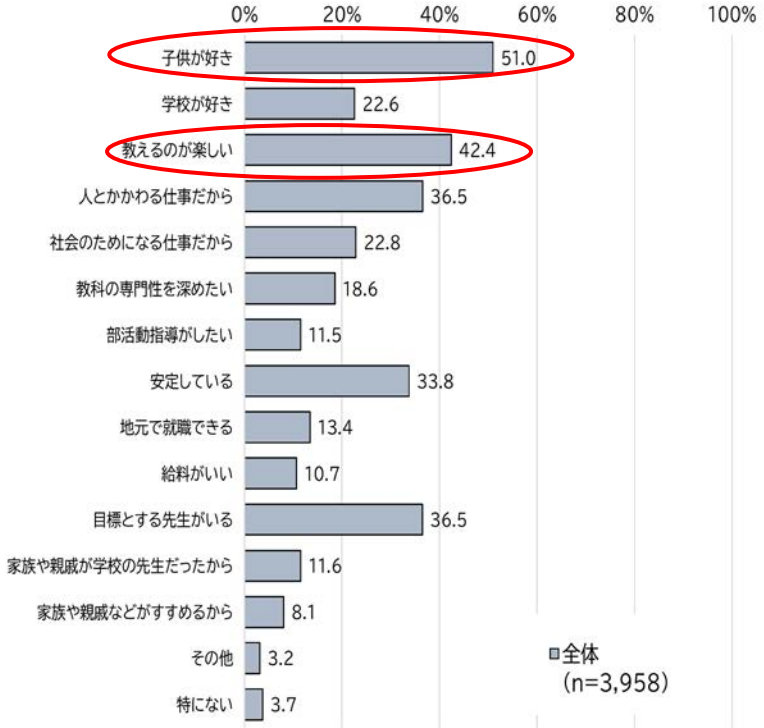

（出所）令和３年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業の成果報告書
（教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査）

②民間や一般行政職とのバランス

○　教員勤務実態調査によれば、教員アンケートに基づく「時間外在校等時間」は、教職調整額が前提としている「残業時間」（８時間）を大きく上回っており、一定の処遇改善を検討する必要があるが、

①　（教員を含む）地方公務員の給与は、国や民間の給与等を考慮することとされている（「均衡の原則」）。**教員の給与は、人事院勧告を踏まえ、近年の民間の賃上げの影響が反映され大幅に改善**しており、今後もその可能性が高い

②　**教員給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職給与より高い。**なお、総人件費改革等の観点から、行革推進法（H18）や自民党PTにおいて、当時の教員給与が一般行政職給与を上回る部分（月収ベース；2.76%）を縮減するとしていた経緯がある

③　近年、外部人材拡充等の効果もあり、教員の「時間外在校等時間」は減少しているが、一般行政職の時間外勤務は増加している（平成30年度：12.6時間／月→令和４年度：14.7時間／月）

こと等を踏まえる必要。（※）なお、教職調整額が本給として支給されているため、**退職手当も一般行政職より優遇。**

◆人事院勧告による影響額（義務教育費国庫負担金）

（単位：億円）

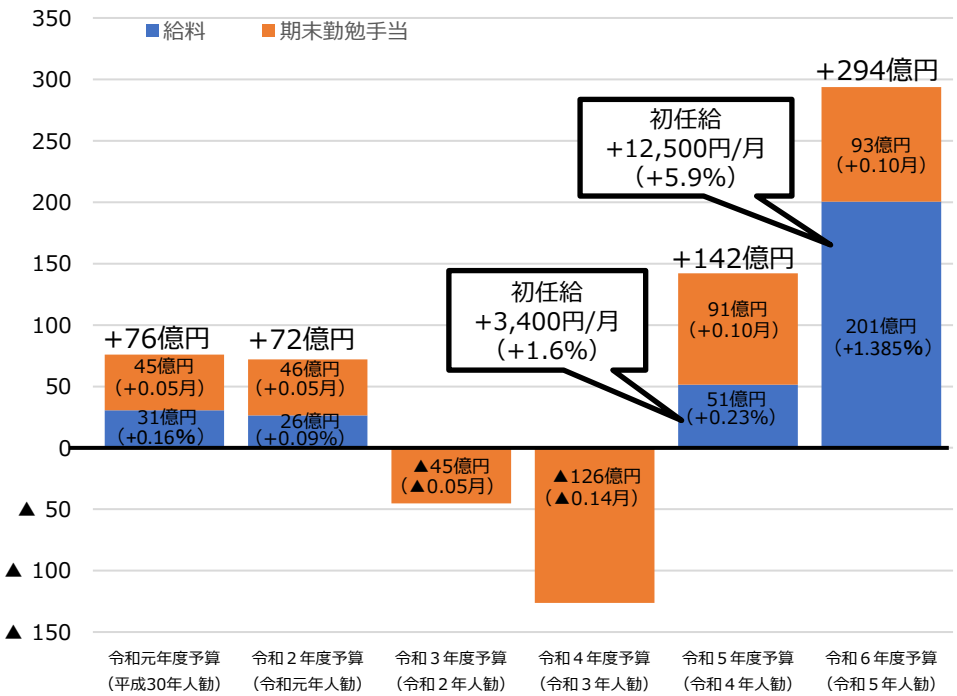

◆一般行政職（地方公務員）と教員の給与比較（年収ベース）（令和４年度）

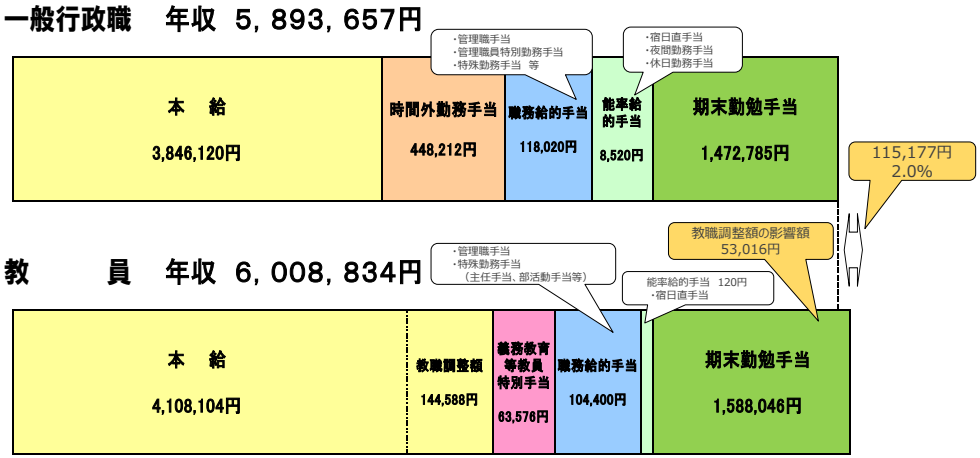

※大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額（扶養手当や地域手当を含まない）
（出所）文部科学省資料（教員の期末勤勉手当のうち「教職調整額の影響額」は、財務省で機械的に試算）

◆一般行政職（地方公務員）と教員の退職手当比較（令和４年度）

	一般行政職		教員	
	人員	手当総額	人員	手当総額
総計	7,118人	1,569億円	23,102人	5,238億円
一人当たり平均手当額	**2,204万円（A）**		**2,268万円（B）**	

（B）/（A）＝102.9

（出所）「令和４年地方公務員給与の実態」（総務省）

③メリハリある給与体系（既定の給与予算の活用）

○　**教職調整額を含む教員に特有の手当等を合わせると、平均すれば教員１人当たり残業18時間分の手当（給料の９％相当）**が既に支給されている。

○　**教員の勤務時間には大きな幅**があり、時間外勤務の少ない者もいること、長時間勤務を固定化するおそれもあることから、**既定の給与予算を最大限に活用**し、一律の給与水準の引上げは抑えた上で、例えば負担が大きい主任手当を引き上げるなど、**負担の軽重に応じた「メリハリある給与体系」**とするのが基本。

◆ 教員に特有の手当等（主なもの）

手当等	R6予算（億円）	概　要
教職調整額	322	給料の４％
義務教育等教員特別手当	125	教員に一律支給（給料の平均1.5%程度）
給料の調整額	42	特別支援教育に直接従事する教員に支給（給料の平均3.0%程度）
教員特殊業務手当	54	非常災害時等緊急業務・修学旅行等指導業務・対外運動競技等引率指導業務・部活動指導業務に応じて支給
教育業務連絡指導手当	17	学年主任・教務主任等に支給（いわゆる主任手当、200円/日）
期末勤勉手当等への反映分	166	教職調整額等の期末勤勉手当等への反映分
合計	**727**	**給料の９％相当**

◆教員の勤務時間についての回帰分析（主任関係）

教員の在校等時間（平日）を従属変数とする回帰分析によると、小中学校ともに、「教務主任」や「学年主任」の在校等時間が長い。

説明変数	小学校係数（時間／月）	中学校係数（時間／月）
教務主任	13	13
生徒指導主事	3	－
進路指導主事	－	7
保健主事	4	－
研究主事	3	－
庶務主任	－	－
学年主任	4	8
教科主任	2	－

（出所）文部科学省資料（勤務日数を22日／月として財務省で加工）
（注）各係数の有意水準は各々異なる。（10%水準で有意でない係数は－としている。）

◆「今後の教員給与の在り方について」（平成19年３月 中教審答申）

・**教職調整額**：「これまで教職調整額は給料相当とされてきたために期末・勤勉手当や退職手当等に反映されていたが、時間外勤務手当の代替措置的な性格をも持つにもかかわらず、自動的に期末・勤勉手当や退職手当等に反映されることについては見直すことを検討してはどうか。」（※出された意見の1つ）
・**義務教育等教員特別手当**：「小・中・高等学校等の教員に一律に支給されている義務教育等教員特別手当について廃止を含めて縮減を検討し、その財源をメリハリある給料や諸手当の充実のために活用することを検討する必要がある。」
・**特殊教育関係者に支給される給料の調整額**：「通常の学校においても、教員全体で特別支援教育を担うことが求められるようになった。このような状況の中、現在、特殊教育諸学校や小中学校の特殊学級の教員のみに措置されている給料の調整額について、他の教員との均衡上適切かどうか、その廃止を含めて検討する必要がある。」

④安定財源の確保（歳出・歳入の見直し）

○　教員の処遇改善を行う場合、**「安定的な財源を確保」（骨太2023）することが前提**とされており、**文科省施策全体の歳出・歳入両面の見直しにより財源を捻出する必要**。（仮に教職調整額を４％から10%まで引き上げた場合、所要額は約2,100億円（公費ベース））

○　安定財源の確保にあたっては、

①　児童生徒数の減少等を踏まえ、教育環境を悪化させずに合理化できる歳出はないか（加配定数の合理化等）

②　短期間実施することが想定されていた調査研究事業等で、（名称を変える等して）長期間継続している事業はないか

③　効果や公平性等の観点から、継続する必要性が認められない租税特別措置はないか

といった観点から、抜本的に見直すべき。

◆１学級あたり加配定数を維持した場合の試算

年度	H25	R5	R10	R15
①児童生徒数（※1）	959.4万	843.1万	755.8万	663.7万
②学級数（※1）	32.9万	29.9万	28.4万	26.7万
③基礎定数（※2）	63.8万 （66.5万）	64.4万 （65.0万）	60.5万	55.3万
④加配定数（※2）	6.2万 （3.5万）	4.6万 **（4.0万）**	**3.8万**	**3.6万**
⑤1学級あたり加配定数 （④/②）（※2）	0.19人/学級 （0.11人/学級）	0.15人/学級 **（0.14人/学級）**	**0.14人/学級**	**0.14人/学級**
⑥加配定数対R5 ＜国費影響額＞ ＜公費影響額＞	－	－	**▲0.2万 ＜▲50億円＞ ＜▲140億円＞**	**▲0.4万 ＜▲90億円＞ ＜▲280億円＞**
⑦平均学級規模（①/②）	29.1人/学級	28.2人/学級	26.6人/学級	24.8人/学級
⑧児童生徒100人あたり教員数 （（③+④）/①）	7.3人	8.2人	8.5人	8.9人
⑨児童生徒1,000人あたり 外部人材数（※3）	3.3人 （3.2万人）	8.8人 （7.4万人）	12.4人 （9.4万人）	14.1人 （9.4万人）

自然減

⑤を維持

⑦～⑨は改善

（※1）H25及びR5は、「学校基本調査」（公立小中学校の単式学級（特別支援学級を除く））より。R10及びR15は、「R4人口動態統計」を基に推計（直近の児童生徒数の減少率等を横置き）。
（※2）かっこ書きは、経年比較のため、35人学級（R3～R7）及びH29基礎定数化（H29～R8）が満年度化（計2.8万人）した場合。R10及びR15の基礎定数は、R6年度概算要求時の見積を基に推計。
（※3）かっこ書きは、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、部活動指導員、スクールサポートスタッフ等の合計数。R10及びR15は、R6予算人員ベース（9.4万人）を横置き。

◆その他見直し得る施策例

✓ 紙とデジタルの教科書の併用

※「紙とデジタルが併存することで、過渡期ではより多くの税金を投じなければならないことから、（略）行政改革の視点からも改善が必要」（R2秋の公開検証とりまとめ）

✓ GIGAスクール関係経費

- 「GIGAスクール運営支援センター整備事業」 等

※各自治体における定着状況等を踏まえ、R6年度までとされている

✓ 名称を変え長期間継続する事業や性質が近い事業

- 「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」(H14～)
- 「スーパーグローバルハイスクール(SGH)」(H26～)

→「ワールドワイドラーニングコンソーシアム構築支援事業(WWL)」（H31～）等

✓ 文科省関係の租税特別措置　等

人口減少下における地方公務員数の推移と業務効率化

○　地方公務員の職員数は、20年前から10年前にかけて大幅に減少したが、直近10年では増加傾向にある。このうち、福祉関係の職員が増加傾向にあるほか、地方自治体の職員配置の裁量が比較的大きい一般職員も多くの年で増加している。

○　人口減少を受けて、公共サービス需要の総量は減少していくとともに、職員の確保も難しくなることが見込まれるなか、DX化の推進や公共施設の統廃合等を通じて**業務を効率化することが重要**。これにより、施設の維持管理費や人件費といった**関連歳出を抑制することが可能**。

◆　直近20年間の地方公務員数の推移

＜平成15年＞		＜平成25年＞		＜令和4年＞
312万人	→	**275万人**	→	**280万人**
	36万人減		５万人増	

⇒令和32年（2050年）には令和２年（2020年）に比べて生産年齢人口が半数未満となる自治体が４割を超える見込であり、地方公務員の採用も困難になることが予想される。

（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和５年推計）

◆　直近10年間の主な部門別地方公務員の対前年増減割合

○　平成26年度以降一般行政職員数が増加傾向。
○　特殊な技術を有する職員が多い土木・農林水産業、公営企業等の職員数は減少傾向。

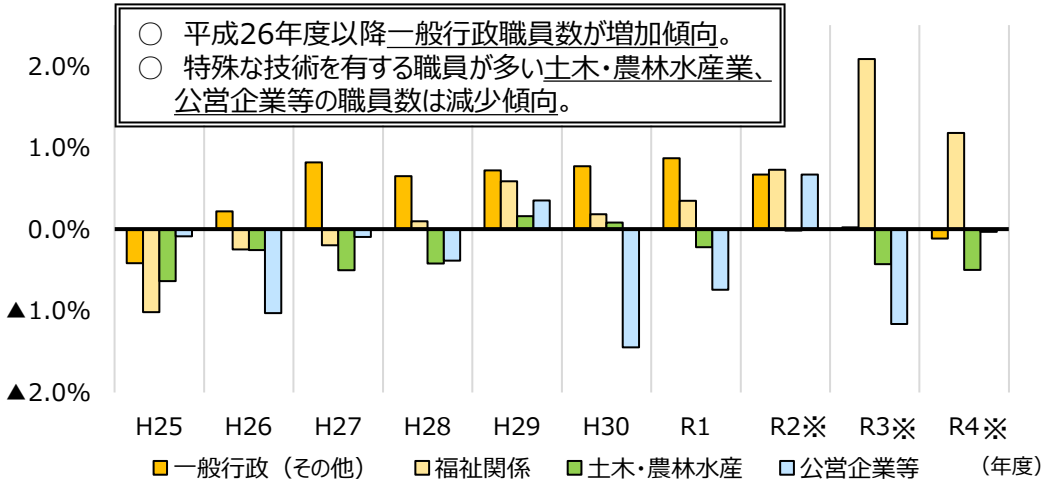

（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」
（注1）一般行政（その他）は、定員管理調査における一般行政職員から福祉関係及び土木・農林水産関連を除いた職員。（注2）R2～R4の増減割合については、一部、新型コロナによる影響等があることに留意。

◆　朝日新聞デジタル（2024年１月18日）
『進む公共施設の統廃合 「縮小社会」と向き合う自治体の戦略とは』（抜粋）

市（注：埼玉県北本市）の人口は現在約６万６千人だが、2055年には約３万９千人になると予測されている。他方、現存する公共施設を改修するなどして使い続ければ、今後約40年で必要な修繕・維持管理コストは約1024億円。１年あたり約25億円で、市の財政に負担が重くのしかかる。

そこで市は一昨年、公共施設の総床面積を56年度までに半分にする目標を掲げ、統廃合計画を作った。栄小の跡地を活用して公民館の数を減らしたり、市立小・中学校の統廃合を検討したりすることなどが柱。修繕・維持管理コストを約403億円減らす効果が見込めるという。

◆　公共施設の統廃合とコスト削減のシミュレーション例（教育施設の統廃合）

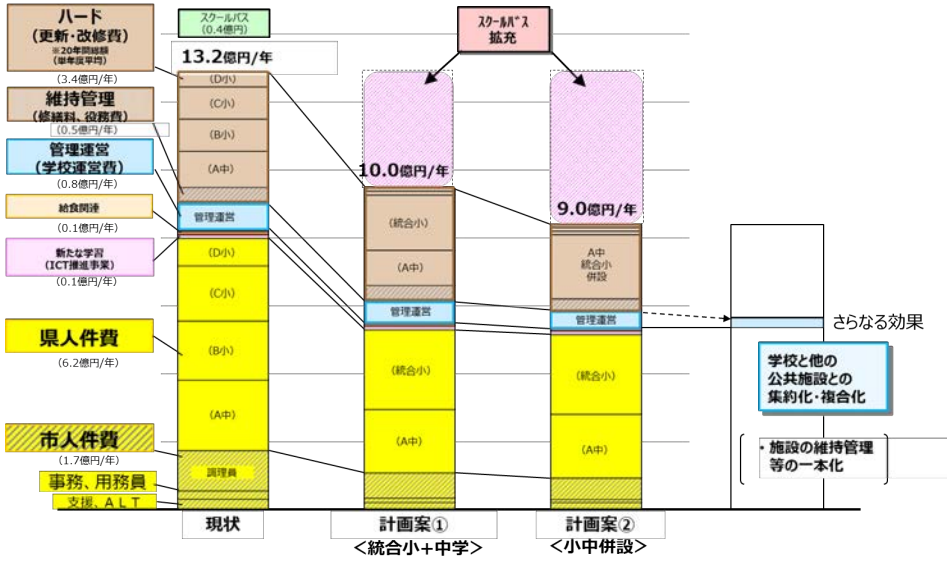

（出所）「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」～学校施設を核としたまちづくりのための手引き～（令和４年３月）（文部科学省委託事業）をもとに、財務省作成。

東京都の地方税収等の推移と全国シェア

○　東京への人口・経済の一極集中が続いてきているなか、東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっており、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、**全国の地方税収等に占める東京都のシェアはなお高い水準。**

○　東京都は地方税収の増加に伴い、過去10年間、他の道府県と比較して、歳出総額を大きく増加させてきた。

◆　東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア

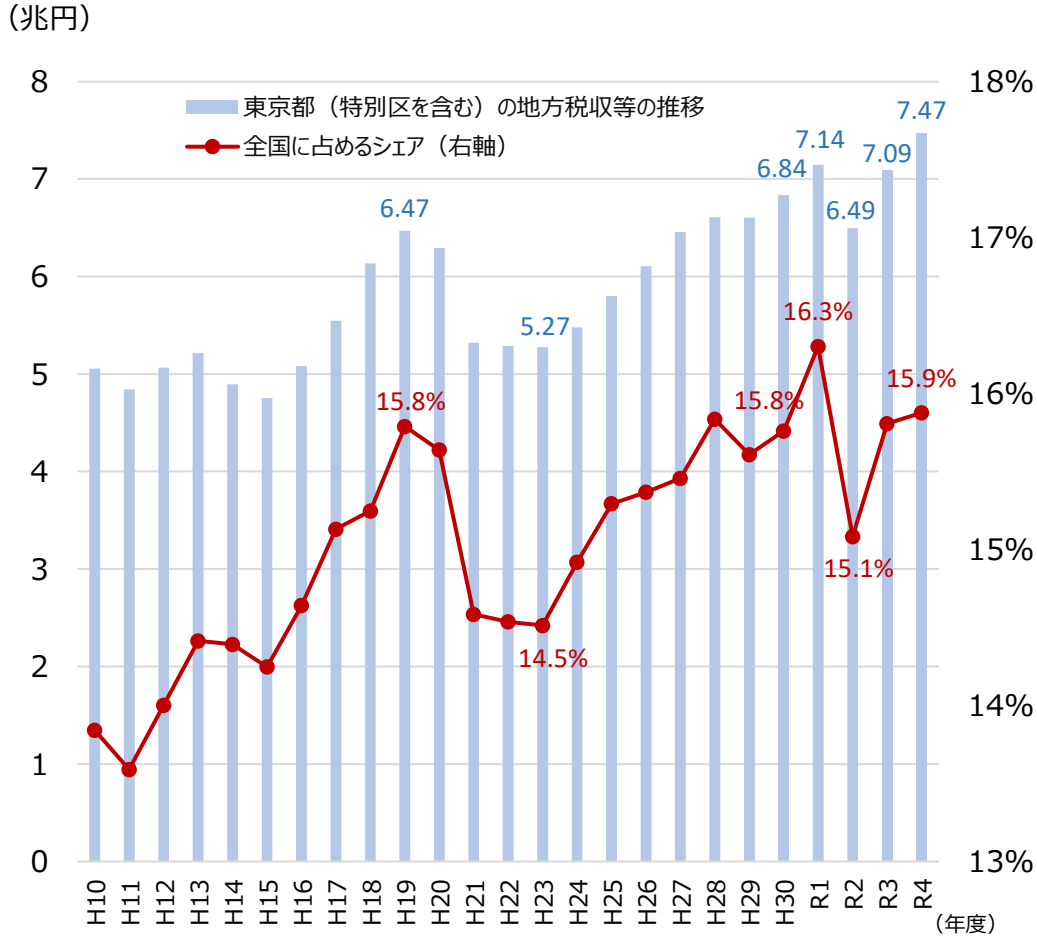

（出所）総務省「地方財政状況調査」
（注）地方税収等は、地方税収及び地方税譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）の決算額。

◆　法人関係二税の人口１人当たり税収額の指数（令和４年度）

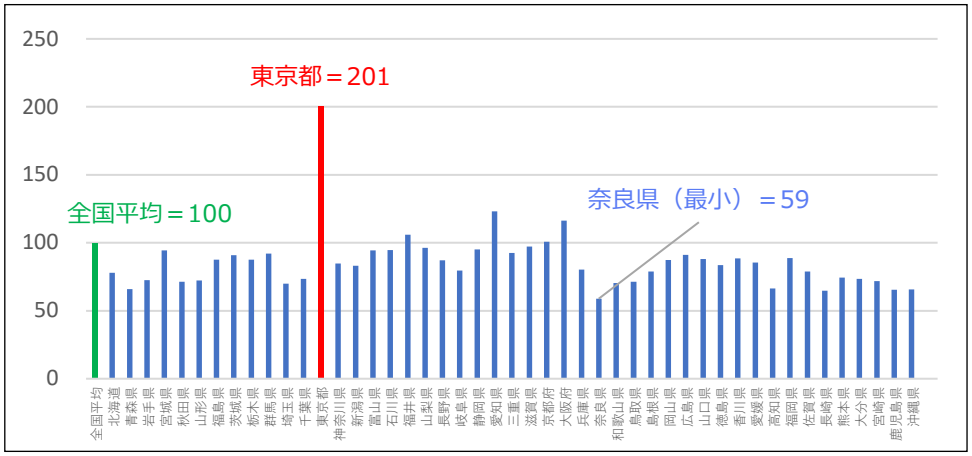

（出所）総務省「地方財政の状況（令和６年３月）」「地方財政状況調査」等をもとに作成。
（注）特別法人事業譲与税を含む。

◆　歳出総額の推移

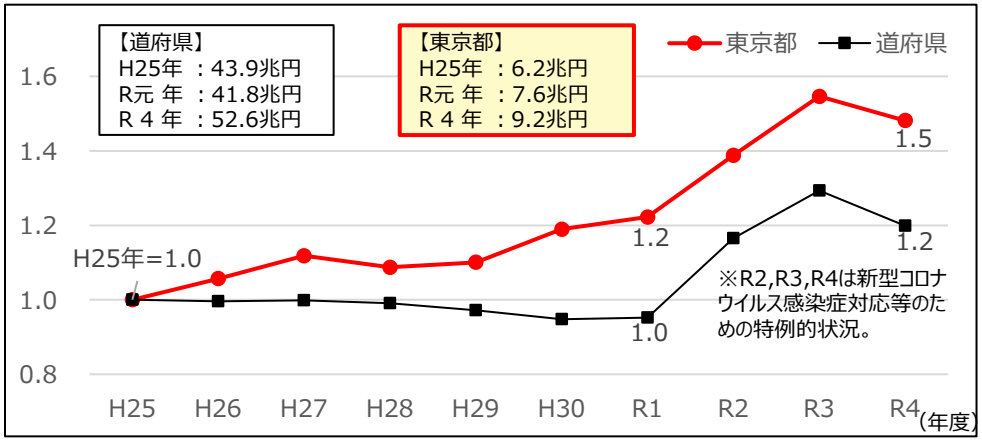

（出所）総務省「地方財政状況調査」　（注）平成25年度の値を１として指数化している。

東京一極集中と行政サービスの格差

○　東京都は一極集中による豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施しており、**東京と地方の間、更には東京圏内においても行政サービスの格差が広がっている状況。**

○　東京一極集中を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていく上でも重要であり、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、**偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。**

◆　令和５年における東京都の年齢別の転入超過数

【単位：万人】

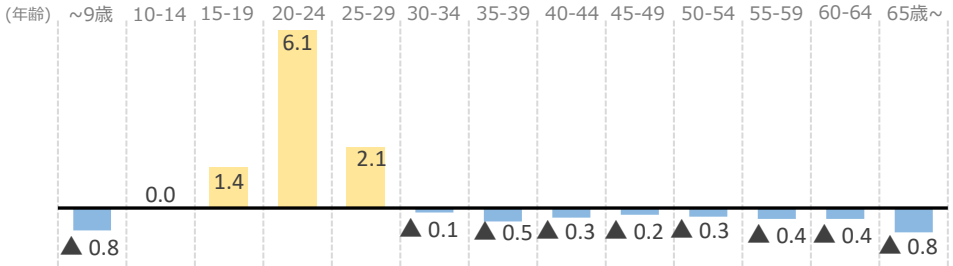

（出所）総務省「住民基本台帳人口移動報告」（注）日本人移動者のみ。

◆　大学進学や就職に伴って働き手の人口が流入する構造

【東京都外で生まれ育った世代】

約1/3

64.6万人

【東京で生まれ育った世代】

約2/3

117.6万人

東京都の18歳～29歳人口
（182.2万人）

上記世代の東京都人口の内、**少なくとも1/3以上**が都外で生まれ育った人々

（出所）東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、「人口動態統計」、
厚生労働省「人口動態調査」をもとに財務省にて推計。

人口戦略会議「人口ビジョン2100」(抜粋)

・東京圏に若い男女が流入する「東京一極集中」は、依然として続いています。その東京圏では、住宅費が高騰し、通勤が長時間で苛酷なため、平均年収以下のクラスの若年層や子育て世帯は「可処分所得」と「可処分時間」ともに低水準となる厳しい環境に置かれています。

・東京一極集中を是正し、「多極集住型」の国土づくりを目指すとともに、東京圏が抱える深刻な問題の解決を図ることは、国全体の少子化の流れを変えていく上で、避けては通れない課題です。

◆　東京都の令和６年度当初予算における新規事業及び予算規模が大幅に拡大した事業の例

こども・子育て関連	◎ 公立学校給食費の負担軽減 ○ 私立中学校及び高校授業料無償化 ◎ 都立大学の授業料無償化	【239億円】 【681億円】 【15億円】
賃上げの促進	◎ 介護職員等の処遇改善 ◎ 障害福祉サービス職員の処遇改善	【285億円】 【129億円】
脱炭素化の推進	○ 省エネ性能の高い住宅（東京ゼロエミ住宅含む）の普及促進、省エネ家電への買替え促進等	【1,047億円】
ファンドへの出資	◎ 官民連携インパクトグロースファンドへの出資	【100億円】
その他	○ プロジェクションマッピング運営事業等	【20億円】

（出所）東京都「令和６年度東京都予算案の概要」（令和６年１月26日）等
（注）◎は新規事業。○は一部にR5予算からの継続事業を含むが、大幅に予算額が増加したもの。

東京都に隣接するＡ県知事

東京都と同じような施策は我が県の財政事情では厳しい

Ａ県の令和６年度予算では、

・これまで700万円※としていた私立高校等学費補助上乗せ（実質無償化）の年収要件を多子世帯に関しては910万円まで緩和。　※ 両親・高校生・中学生の４人家族で、両親の一方が働いている場合の目安
（←東京都は全世帯について910万円の要件を撤廃）

・個人及び事業者への脱炭素化普及促進として50億円程度を計上。（←東京都は合計1,000億円超を計上）

各自治体において独自に子育てやＧＸ化等に関する予算額を拡充しながらも、東京都と比較すると、財政力の差を背景に大きなサービス格差が生じている状況。

行政事業レビューの活用と見える化

資料Ⅲ－３－１

○　**EBPMを本格的に導入する環境整備**のため、令和５年度の行政事業レビューから、約5,000の予算事業全てについて**新たなレビューシートを導入**し、事業の目的に沿った**短期・中期・長期のアウトカム**を記載事項とする等の改善を実施。

○　また、本年９月から、各省庁のレビューシートをデータベースで一元的に閲覧できる**行政事業レビューシートシステムを公開予定。予算事業IDを附番**し、予算事業の成果や変化を経年で追うことができるようにするとともに、今後、予算額、事業名、支出先等による検索も可能となる予定。

○　こうした取組みにより、予算編成・執行・評価の各段階における透明性を高め、**第三者からの検証等を可能**にして、**各省庁における自律的な事業の見直しを促進する**とともに、事業が各時間軸でどのように成果を上げ、目的を達成するのかを明らかにすることが重要。

○　事業によってアウトカム指標の設定の質に差がある状況。**事業の効果測定に不十分・不適切なアウトカム指標**も一定程度あり、今後、予算の効率化に向けて、これらを**適正なアウトカム指標に見直して行政事業レビューの質の向上を図っていくべき。**

◆　EBPMのための環境の整備

改善前

いつの時点の効果？

１つのアウトカム

事業が、いつ、どのような経路で効果をあげていくのか測りにくい。

A省HP　B省HP　C省HP

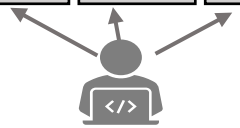

各省庁のHPでバラバラにレビューシートのファイルが公開されており、検索が困難。

A省「○○総合推進事業」

令和2年度：A省-0041

令和3年度：2021-A-20-0043

令和4年度：2022-A-新22-0003

同一の事業でも各年度でバラバラの事業コードが附番。年度をまたいで比較しづらい。

改善後

効果の発現経路

短期　中期　長期

効果の発現経路を意識した、短期・中期・長期のアウトカム指標を記載。

レビューシートシステム公開

全省庁のレビューシートが一元的に公開され、事業名等による検索が可能。

予算事業IDの附番

999999

（6桁の番号をシステム側で採番）

各年度で共通した予算事業IDの附番により、予算事業の成果や変化を経年で追うことが可能。

◆　レビューの質の向上

見直しが必要な指標

目標：補助金の交付を受けた事業者の数を累計○○社以上とする。

事業を進めていけば達成して当然。事業の成果を測れない。

適切な指標

目標：補助金の交付を受けた事業者のうち、○○投資を○%以上増加させた事業者の割合を９０%以上とする。

補助金による事業の成果を定量的に評価し、事業の効果を検証可能に。

基金への予算措置

資料Ⅲ－３－２

◆ 基金への予算措置額の推移

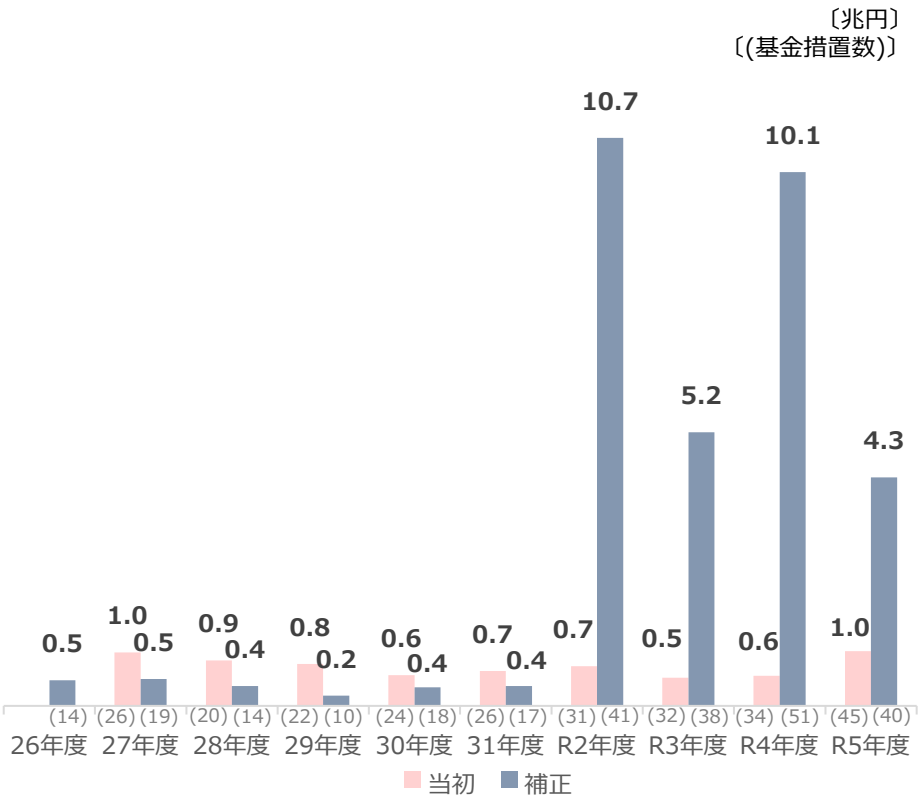

＜令和４年度補正予算における基金への主な予算措置＞

・燃料油価格激変緩和基金：4.2兆円
・安定供給確保支援基金(半導体・蓄電池等)：0.8兆円
・中小企業等事業再構築促進基金：0.6兆円
・ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金：0.5兆円
・ワクチン生産体制等緊急整備基金：0.5兆円
・特定半導体基金：0.5兆円
・大学等成長分野転換支援基金：0.3兆円
・バイオものづくり革命推進基金：0.3兆円
・グリーンイノベーション基金：0.3兆円
・革新的研究開発推進基金(創薬ベンチャーエコシステム強化事業)：0.3兆円

＜令和５年度補正予算における基金への主な予算措置＞

・安定供給確保支援基金(半導体・蓄電池等)：0.9兆円
・ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発基金：0.7兆円
・特定半導体基金：0.6兆円
・デジタル基盤改革支援基金：0.5兆円
・ＧＩＧＡスクール構想加速化基金：0.3兆円

（注１）補助金適正化法施行令に規定する基金造成費補助金等の当初及び補正予算計上額並びに当初及び補正予算で措置された数を、各府省からの聞き取りに基づき集計(補助金適正化法施行令を改正し、基金事業の性質の明確化等を行った平成26年度補正予算以降を記載)。各年度の補正予算で措置された数について、同年度に同一の基金が複数の補正予算で措置されている場合は、重複して計上している。
（注２）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(地方単独分、令和２年度3.0兆円、令和３年度1.2兆円)等、一定の要件を満たす場合に基金化可能であり、予算措置時点で基金化される額が確定していないものを含む。

基金の点検・見直しの横断的な方針について

資料Ⅲ－３－３

○　令和５年12月20日の行政改革推進会議において、**基金の点検・見直しの横断的な方針を決定**。行政改革推進会議の下で、**全基金の点検・見直し**が行われたところ。

○　方針では、予算決定と同時に短期（３年程度）のものも含めて、**定量的な成果目標を策定・公表した上で、その達成状況を見て、新たな予算措置を検討**するとしており、**EBPMに基づく予算措置の考え方を取り入れている。**

基金の点検・見直しの横断的な方針について（令和５年12月20日行政改革推進会議決定）

1.　基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。

2.　**予算決定と同時に、短期（３年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表**する。

3.　**基金への新たな予算措置は、３年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する**。（毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。）

4.　足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。

5.　基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年８月15日閣議決定）とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。（同基準や「行政事業レビュー実施要領」（平成25年４月２日行政改革推進会議策定）を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については、廃止を検討する。）

6.　担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

上記の各項目とともに、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格な見直しを行う。

基金全体の点検・見直し結果（概要）

（令和６年４月22日行政改革推進会議決定）

資料Ⅲ－３－４

○　デジタル行財政改革会議における総理発言を受け、「基金の点検・見直しの横断的な方針について」にのっとり、基金全体（200基金事業（152基金））を点検・見直したところ、結果は下記のとおり。

○　今後も、「方針」を踏まえて不断に点検・検証を行い、使用見込みのない資金は速やかに国庫へ返納し、十分な効果を上げていない基金についてはその在り方を見直すことが重要。特に成果目標については、各府省庁の行政事業レビュー推進チームが中心となり、外部有識者の知見も活用しながら、各基金の事業目的と整合的な定量的目標となるよう点検・改善に取り組み、令和６年度以降の毎年度の基金シートに反映するとともに、その点検等が十分なものとなっているかなど行政改革推進会議としても必要な検証を実施。

○　基金に関する業務の民間事業者への外注に関しては、適切なルールの厳格な運用を通じて、各府省庁による責任を持った基金事業の管理の徹底に取り組む必要。

全ての事業について、定量的な成果目標を設定。

〔昨年９月公表の基金シートでは、71事業が定量的な短期アウトカムなし、63事業が定量的な長期アウトカムなし〕

全ての事業について、今後の予算措置は３年程度とするなど「方針」に沿って対応することを確認。

事業見込みの精査等も踏まえた国庫返納予定額

令和５年度：約4,342億円（昨年９月公表の基金シートでは、約3,105億円）

令和６年度：約1,124億円

原則として10年以内の終了予定時期を設定し、全ての事業について成果を検証。

（終了予定時期到来後の対応については、成果の検証を踏まえ検討）

〔昨年９月公表の基金シートでは、65事業が終了予定時期の設定なし〕

補助金審査・交付等に係る業務を民間事業者に外注している事業全てについて、補助金採択等に当たっての所管府省庁・基金設置法人への協議等の枠組みが設けられていることを確認。

経済産業省は、執行体制の在り方や外注先との役割分担に関する規律強化のためのルールを策定。

支出が管理費のみの事業のうち事業が終了している11事業全てについて、令和６年度までに廃止。

このほか４事業が令和５年度に廃止。

民間資金と連携したODAの活用に向けた取組 ①

資料Ⅲ－３－５

○ 【外交予算】 外務省予算については厳しい国際情勢を踏まえ、R6予算とR5補正を合わせて１兆円台を措置。このうちODA予算については、令和６年度予算の編成等に関する建議等でも指摘があったように、**戦略的な活用や民間資金等との連携が重要**。R６予算においても、**日本の強みを生かしたオファー型協力など、民間企業等と連携した効果的なODAに重点的に措置**。

○ 【ODAを取り巻く環境】 **SDGs達成のための資金ギャップが拡大・多様化**していると言われる中で、民間企業がサステナブルファイナンスの推進に積極的になっていることを踏まえ、ODAについても、既存ODAの執行における見直しとあわせて、**民間資金の動員等による効果の最大化について検討**していくことが重要。

◆先進国から途上国への資金フロー（名目値）

途上国への資金フローは過去20年で約３倍に拡大。その間民間資金の割合が拡大し、ODAの割合は、足下２-３割程度で推移。

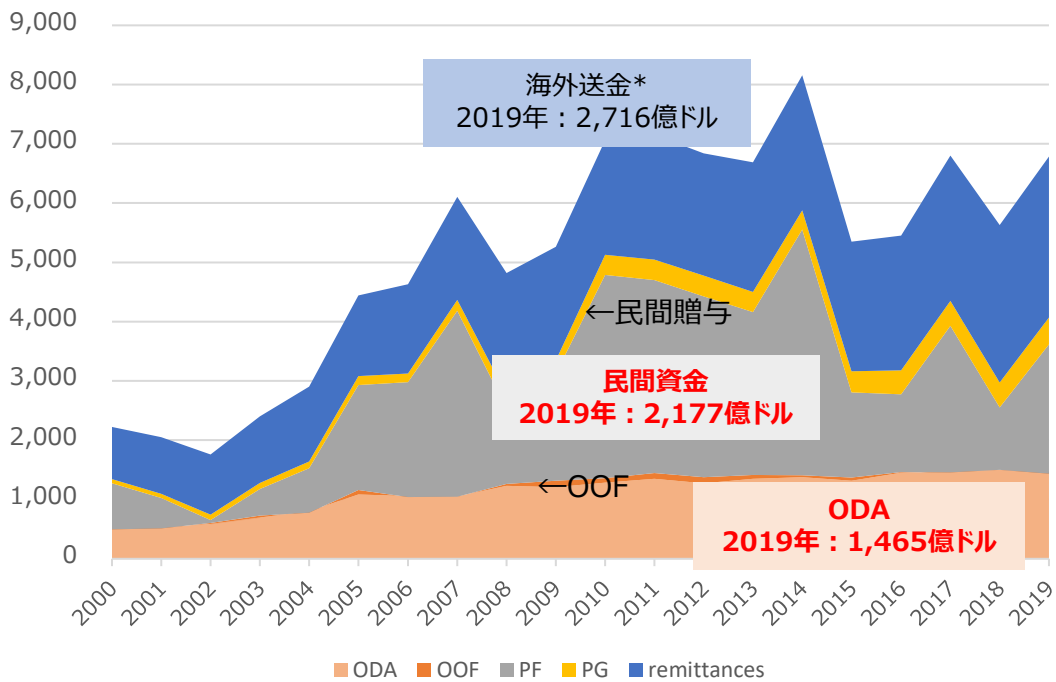

（出所）海外送金：世界銀行、その他はDAC統計【外務省資料をもとに掲載】
＊海外送金は、先進国から途上国への資金フローに限定するデータが存在しておらず、先進国（OECD加盟国）から世界全体へのOut flowの総額を計上していることに留意。

◆公的資金によって動員された民間資金の状況

公的資金により動員された民間資金額を見ると、４分の３は国際機関によって動員されたもの。残りの４分の１は二国間支援によるものであり、うち日本が動員している民間資金額は、米、英、仏、北欧諸国等に次いで８番目。

【2018-2020年に動員された民間資金の割合、動員機関別】

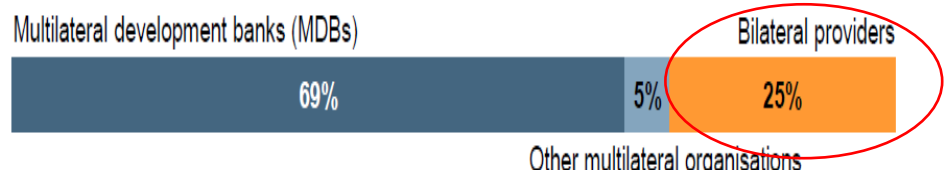

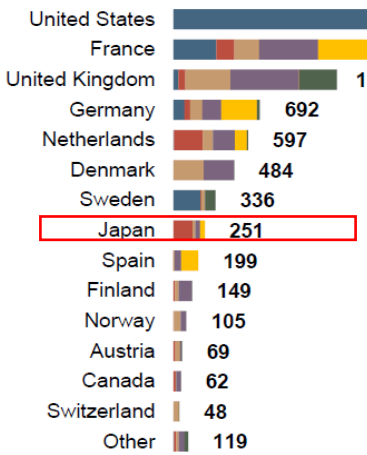

【各国が動員した民間資金の額（2018-2020年の平均値）】

（単位）百万ドル
（出所）OECD「PRIVATE FINANCE MOBILISED BY OFFICIAL DEVELOPMENT FINANCE INTERVENTIONS」2023年1月

■Guarantees ■Syndicated loans ■Shares in CIVs ■DIC/SPVs ■Credit lines ■Simple co-financing

民間資金と連携したODAの活用に向けた取組 ②

◆ ODAにおける民間資金を巡る外務省の議論の状況

○ 外務省においても「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を開催し、ODAの在り方について議論。具体的には、公的資金と民間資金を組み合わせるブレンデッド・ファイナンス等、民間資金動員のための触媒としてODAを活用する方策等について議論（その他寄付金等の議論も実施）。

◆ 今後のODA予算の議論について

○ 国際社会における複合危機克服のために、あらゆる資金を動員することが重要であり、世界的な潮流も踏まえ、**ODAを触媒とした新たな資金動員の検討は意義深い**。既存のODA予算との関係にも留意しつつ、開発効果も**最大化することが重要**。また、仮にODAを民間資金動員に活用する場合、**民間資金で実施できる案件とのすみわけ、不要なものにまでODAを投入するといったモラルハザードの防止が必要**ではないか。

○ 同時に、**既存のODA予算についても、依然として外交の重要なツールである一方、より効率的な活用がなされるよう不断の見直しが重要**。2023年財政制度等審議会において、JICA内の繰越金について指摘があったが、現状、

- ✓ 無償資金協力について、案件の進捗状況によりJICA内に未使用資金が発生する点については、引き続き執行の促進を図るとともに、相手国事情で執行できない場合には相手国との間で案件の終了に向けた手続きをとってJICA内の繰越金の返納を行う。このため、将来的には、期限内の執行の一層の徹底を図るべく**国際約束及び各契約書のひな型の改定についても検討する等、執行の改善を行う**、
- ✓ JICA運営費交付金についても、コロナ禍の影響も受けていた当初予算の繰越金は足下減少しており、**引き続き着実な執行を予定**、

といった状況であり、今後もこういった取組を持続的に行っていくことが有益。